

# 博士論文

論文題目 反個人主義的共同行為論——間主観的な行為者性

氏名 筒井 晴香

## 目次

序論.....	3
第1章 共同行為とは.....	7
1.1. 共同行為を問題にする.....	7
1.2. 共同行為を分類する.....	10
1.3. 用語法と分類の整理.....	17
第2章 共有行為における個人の意図の問題.....	20
2.1. 共有行為と意図.....	20
2.2. 共有行為に関するブラットマンの議論.....	25
2.3. 共有行為における各々の意図の相互関係.....	28
第3章 共通知識とその基盤.....	33
3.1. 共有行為における共通知識.....	33
3.2. 共通知識に関する無限性の問題と共有環境定義.....	34
3.3. 共通知識の基盤となるもの.....	46
第4章 共有行為と集団性.....	50
4.1. 共有行為における相互関係とは.....	50
4.2. 共有行為に関するギルバートの議論.....	51
4.3. 共同コミットメントと権利／義務、集団行為者性.....	57
第5章 共有行為に関する反個人主義.....	62
5.1. 非還元主義と反個人主義.....	62
5.2. 他者の意図に直接基づいて行為する.....	63

5.3. 実践的間主観性.....	67
5.4. 反個人主義の帰結.....	80
第6章 反個人主義的行為者と二つの間主観性.....	84
6.1. 行為から関係へ.....	84
6.2. 認知的間主観性と実践的間主観性.....	87
6.3. 共有行為に対する反個人主義的説明.....	92
第7章 集団行為と反個人主義.....	95
7.1. 集団行為の可能性.....	95
7.2. 主体に関する非還元主義の可能性.....	99
7.3. 集団行為に関するプティットの議論：(1) 推論的ジレンマ.....	101
7.4. 集団行為に関するプティットの議論：(2) 理由の集合化.....	105
7.5. 理由の集合化と集団行為者性.....	110
7.6. プティットの議論の検討.....	111
7.7. まとめ：集団行為者性のあり方とその関係的性格.....	116
第8章 反個人主義的共同行為論.....	119
8.1. 共同行為に関する問いへの反個人主義的回答.....	119
8.2. 反個人主義が導く(共同)行為観.....	121
結論.....	125
註.....	129
文献.....	139

## 序論

日々の生活の中で、私たちは様々な行為を為している。それらのうちには、何らかの形で、自分ひとりでなく他の人々を行うような行為も数多く含まれる。例えば、他の誰かといっしょに何かを行ったり、あるいは集団としてひとつのことを達成したりといったものがある。「共同行為」をテーマとする本稿は、上述のような行為を通して、行為者としての私たちにおいて見られる共同的なあり方に焦点を当てていく。議論を始めるに先立って、本稿が「行為者としての私たちの共同的なあり方」を具体的にどのような観点から捉えていくのか、以下で述べておこう。

私たちは日々、様々に行為する他者たちとの相互関係のうちに身を置きつつ、自らも様々に行為し、また他者たちとひとつの行為を為す。この点に目を向けるときに、行為者としての私たちのありようはどんなものとして浮かび上がってくるだろうか。例えばそれは、他者との相互関係や、集団の一員としての立場に縛られるという、被拘束的なありようかもしれない。より卑近で、いささか悲観的な表現を用いれば、厄介な人間関係のしがらみのうちにあるといった言い方もできる。

行為者の自律性や合理性を素朴に前提することの問題は、様々な仕方で指摘されている。分析哲学における行為論の枠内であれば、「意志の弱さ」をめぐる議論等を例に挙げられよう。私たちが日々行う行為は、少なくない局面において、自律的・合理的なあり方から逸脱している。この点を受けて、私たちの行為や、行為者としてのあり方をより適切に描き出せるような枠組みが求められている。共同性や集団性といった話題も、「常に自律的・合理的に振る舞う、独立した個人としての行為者」という見方の不十分さを具体的に示す議論の一例となりうるだろう。

だが、ここで次の点に注目したい。私たちの「共同性」に関して、特に被拘束性に焦点を当てる先述の構図においては、他の行為者との相互関係、あるいは集団への所属は、ひとりの行為者の行為に制約を課すようなものとして登場している。裏を返せばここには、「(制約さえなければ)ほんらいは自由に、自律的に振舞っていたはずの行為者個人」という行為者観があるといえる。

日常的に被拘束性を帯びたものとして行為者個人を捉える見方のうちには、「自由で自律的な個人」をナイーブに前提する見方からの決別があるようにも思われる。しかし、逆

説的なことに、個人の非拘束性への注目はしばしば、「ほんらいは自由で自律的な個人」へのこだわりを強く含むものとなってしまう。このような見方に留まる限り、行為者個人にとっての「共同性」は、あくまでも、もともと拘束されずにあったはずのあり方を外から覆い隠す、付随的なものでしかないだろう。

本稿で描き出したいのは、このような、自律的・合理的な個人という範型からの逸脱としての「共同性」のありようではない。単に相互関係のもとにある行為者の被拘束性を指摘するだけでは、ほんらい自由で自律的なものという行為者観を揺るがすことにはならない。本稿が目指すのは、より徹底した仕方で行為者のあり方についての再考を行うことである。それは即ち、私たちのような行為者にとって、また私たちの行為を秩序づける合理性にとって、「共同性」が単に付随的なことではなく、構成的なことがらなのではないかというアイデアを具体的に展開させることである。

本稿は、出発点においては、基本的に独立した自律的な個人としての行為者のあり方を前提しつつ、それだけでは十分に捉えきれないことがらに注目していく形で論を進めることとなる。最終的に本稿が示す立場は、合理的な行為者としての個人たちを前提して、それらの間に成り立つ「共同性」を考えるとというものではない。そうではなく、共同行為において見出される行為者の共同性のあり方を踏まえて、私たちの行為を秩序づけるところの合理性そのものの成り立ち・ありようについて再考を試みるものである。このとき、共同行為の問題は、行為論における単なる応用問題以上の位置づけを持つことになる。私たちの為す共同行為を通して、私たちのような行為者の持つ共同性のありようを考えると、共同行為の場面を超えて、行為一般における私たちの合理性のあり方そのものの捉え直しを促すことになるのである。具体的には、独立した自律的な行為者が発揮しうるものとしての合理性という見方に対し、異なる見方を提案することになる。

それでは、本稿の内容を具体的に述べていこう。

本稿は、共同行為、とりわけ「いっしょに行う行為」の分析を通して、共同行為に関する反個人主義というひとつの立場を提案するものである。この立場は共同行為のみならず、広く行為・行為者一般に関して、従来の捉え方に対する改訂的な提案を含む。その根幹をなすアイデアは、行為者の合理性の源泉として、合目的性よりも間主観性に重きを置くというものである。

以下、本論の各章の内容を順に概説していく。

第1章では、議論のターゲットを明確化するため、共同行為の下位分類を導入し、それを用いて本稿の主たる関心を述べる。いわゆる共同行為論において取り上げられる共同行為には様々なものがあり、それらに寄せられる関心も様々であるが、本稿では共同行為を「いっしょに行う行為＝共有行為」と「集団が行う行為＝集団行為」に分けて捉えた上で、前者に焦点を当てていく。これは、共同行為に見られる集団への没入といった側面よりも、異なる行為者同士の調和という側面に注目するためである。

第2章では、共有行為を行う際の個人個人の意図のありように注目する。この意図は、いっしょに行為する他者の行為についての内容を含むと考えられる。だが、個人に帰属される意図がそのような内容をいかにして持ちうるのか。M. ブラットマンの議論は、この点についてある程度まで説明を与えているものの、ひとつの問題を残している。それは、彼が「互いに相手の意図ゆえに意図する」という仕方で述べている、共有行為する人々の意図の相互関係を、具体的にどう捉えるべきかが明確でないというものである。以下ではこの相互関係の捉え方がひとつの争点となっていく。

第3章では、共有行為をめぐる議論を一旦脇に置いて、共同行為論における重要な基礎概念である「共通知識」に焦点を当てる。共通知識概念については、この概念が共通知識を持つ人々への無限個の知識の帰属を含意してしまうという問題、そして、同一の環境の共有に訴える形での問題の解決が知られている。3章ではこれらを概観していくが、注目すべきは、そこにおいて見出される次のような含意である。即ち、共通知識の成立は、知識主体の標準的なあり方についての理解が既に共有されているという前提のもとで初めて可能となっている。この論点は本稿6章での議論において重要となってくる。

第4章では再び共有行為に話題を戻し、集団行為者性の導入によって共有行為を捉えようとする M. ギルバートの議論に注目する。彼女の議論の特徴は次の二点にまとめられる。第一に、共有行為する人々の間に特有の、互いに対する権利／義務に注目し、共有行為を規範性という点から特徴づけること。第二に、共有行為する人々の間に特有の規範的な相互関係を、「ひとつの集団行為者を構成する関係」と捉えることである。換言すれば、彼女の立場は、共有行為を含めた共同行為全般を集団行為として捉えるものであると言える。

共有行為を規範性という観点から捉えるというアプローチは注目に値する。だが、このようなアプローチにとって、集団行為者性を導入し「いっしょに行為する人々」をひとつの集団行為者として見ることは、必ずしも必要ではない。この点は第5章において明らかになる。第5章では A. S. ロスの議論を導入し、続く第6章で彼の立場をより詳しく展開させる。共有行為に関する反個人主義の立場は、これら二つの章を通して提示されることになる。ロス「実践的間主観性」という概念を通して共有行為する人々の相互関係を捉える。これは互いの意図を互いの実践的推論の合理的制約とし合う関係である。実践的間主観性概念の導入により、集団行為者性の導入なしに、共有行為に特有の規範的な相互関係を描き出すことが可能になる。3章での議論に基づけば、共有行為できる「実践的間主観性 (PI)」と単に共通知識を持つのみである「認識的間主観性 (EI)」という二種類の相互関係を対比的に捉えることができる。そこから見えてくるのは、PI 関係が、日常的に為される流動的な共有行為のあり方や、そこに見られる相互的な信用・責任のあり方を的確に描き出していることである。

以上で提示された反個人主義の立場は、共同行為について論じる際に、集団行為者概念を導入することを全く不要にするようにも思われる。だが、実際は必ずしもそうでないこ

とが、続く第7章の議論において明らかになる。7章で取り上げるP. プティットの議論は、それ自体としては反個人主義を採ってはいないが、集団行為者の成立に関する論述のうちに、反個人主義に対する傍証的な支持を見出すことができるものになっている。プティットは「推論的ジレンマ」という集団の意思決定をめぐるジレンマを通して、集団を志向的主体として扱うことが要請される局面について論じている。7章では彼の議論を批判的に検討するが、その結果として以下が導かれる。即ち、集団がひとつの行為者となる契機は、集団と他の行為者との間の、信用や責任を伴う相互関係において見出される。この関係とはPI関係に他ならないと言える。ここにおいて、集団行為を含めた様々な行為・行為者性のありようを反個人主義の枠組みのもとで理解する可能性が開かれてくる。

第8章では、反個人主義の立場から、共同行為をはじめとする行為一般を関係づけ、理解する枠組みを提案する。これは、行為者（個体／集団）・相互関係（単独／共有）の二軸に沿って諸行為を分類・整理するものである。反個人主義的な（共同）行為論の核を成すアイデアは、PI関係のもとにあることを行為者にとって構成的なものとして捉え、行為者の合理性の源泉として合目的性よりも間主観性に重きを置くことである。この立場を取ることの狙いは、日常的に為される様々な共有行為を可能にしている相互関係、つまり互いに信用し合い責任を取り合う関係を的確に描き出すことにある。

## 第1章 共同行為とは

### 1.1. 共同行為を問題にする

#### 1.1.1. 共同行為を取り上げる意義

私たちの日常生活の中で、人々がまとまって何かをすることはごくありふれている。例えば、手のかかる作業を複数人で協力して行ったり、友達同士でいっしょに旅行したり、チームでひとつのプロジェクトに取り組んだり、集団での話し合いを通してひとつのことを決定したり、他にも様々なことが挙げられるだろう。これらはいずれも、人々がひとりきりで何かしているのでもなければ、大勢の人がそれぞればらばらに振舞っているというのでもない。複数の人が単に同じ場所にいるとか、同じ種類のことをしているといったこととは区別されるような、トリビアルでない意味での複数人の行為の“まとまり方”が、上述の様々な行為において見られると言えよう。複数の人々が為すこのような行為は、私たちが普段していることや、普段目にする他の人々の振舞いの中でも、大きな部分を占めていると言える。

そういった“人々がまとまって為す”行為の特有性を、以下では「共同行為」という語を用いて捉えて行きたい。「共同行為」という語は、一見して難解なものではないが、具体的にどのような行為を指すのかを明示化することは容易でない。いわゆる共同行為論の文脈において持ち出される具体例をいくつか見てみよう。

- ・ A と B がいっしょに家のペンキ塗りをする<sup>1</sup>。
- ・ A と B がいっしょに散歩する<sup>2</sup>。
- ・ A と B がデュエットする<sup>3</sup>。
- ・ A と B がいっしょに買い物する<sup>4</sup>。
- ・ A、B が交代で運転しつつ、いっしょに車でラスベガスへ行く<sup>5</sup>。
- ・ サッカーチームが得点する<sup>6</sup>。
- ・ 委員会が決定を下す。<sup>7</sup>



これらのいずれにおいても、人々が何らかのトリビアルでない仕方でまとまって行為していると言うことはできよう。この特別な“まとまり方”が具体的にどのようなものかについては、以下で詳しく明らかにしていく必要がある。

ここではまず、上のような意味での「共同行為」を取り上げることの意義を提示したい。上で述べたような意味において行為が「共同的」であることに焦点を当てる動機づけは何か。

まず、行為についての哲学的分析においては、もっぱらひとりの行為者が単独で行為するケースを想定することが一般的である。だが、これと区別されるような「共同的」な行為のあり方には、行為者がひとりで為す行為とその単なる集積としては捉えきれないような独特の性格が生じうる。個人としての行為者を中心に据えた従来の枠組からはみ出してしまう側面に注目することで、行為者の共同的なあり方の特有性、興味深さが浮き彫りにできると考えられる。

さらに、人々が共同で行為するという事は、単に哲学的観点から検討に値するのみならず、私たちの日常生活においても大いに意味を持つ。あることが誰かひとりの人によって為されたか、複数の人々により共同で為されたかということは、しばしば、私たちにとってトリビアルではない問題となる。この点がとりわけ注意すべきこととして浮かび上がってくるのは、やはり、為されたことについての責任の所在を問う場面であろう。複数の人に関与した行為に関してその責任を問題にせざるを得ないとき、具体的に誰にどのような仕方で責任を負わせるべきなのかは決して自明でない。この点を考える際に、複数の人々が個々ばらばらにではなく共同的に行為するとはいかなることかについての理解を持つことは重要となるだろう。

### 1.1.2. 共同行為について何が問題となるのか

本稿は「共同行為<sup>8</sup>」をテーマとしている。このテーマを主題的に扱った、いわゆる「共同行為論」の文脈においては、行為論あるいは社会科学の哲学を背景的な関心領域とする論者がそれぞれに議論を展開している。だが、そこで用いられる用語法や概念は論者によって様々であり、また関心の対象となっている具体的な現象も、必ずしも同一でない。このような状況を踏まえて、以下では、本稿において「共同行為」ということで具体的に何を考察の対象としていくのか、またそれについてどんなことが考察すべき問題となるのかを、先行する研究と絡めつつ明示していきたい。

注意すべきこととして、以下の議論は「共同行為」概念（ないし関連する概念）のあるべき使い方を一意的に定めることを目的としたものではない。本稿とは異なる仕方で「共同行為」を捉え、分析していくアプローチもありうるだろう。本稿の狙いは、共同行為をめぐる既存の議論において関心の対象となってきたことがらを踏まえつつ、人々が何らか

の意味で「共同的に」行為していると言えるような諸現象におけるユニークな一側面を描き出すことにある。

さて、「共同行為」が議論の俎上にのぼる際に具体的に引き上げられるのは、当然ながら、ひとりの人でなく複数の人々が何らかの仕方でまとまって為すような行為である。もちろん、複数の人々が一度に何かを行えば必ず共同行為になるというわけではない。この点は共同行為について論じる様々な論者の間でも共通して認められているが、日常的な言語直観に照らしてももっともらしいものである。以下ではまず、明らかに共同行為に含まれない例を挙げ、それとの対比を通して、考察の対象となる共同行為のあり方の明確化を図る。

共同行為と区別されることが最も明白なのは、個人の行為者が単独で為す行為である。具体的には、ひとりでボートを漕ぐ場合と二人でいっしょに漕ぐ場合、論文をひとりで書く場合と複数人で共著する場合、(柔道等の個人競技において)ひとりで試合に勝つ場合と(サッカーのような団体競技で)皆で勝つ場合、等を比較してみれば、単独で行うことと共同行為することとの区別は明らかなものに思われる。

だが少し考えてみれば、人々が単独で行っているのか、それとも共同行為しているのかが自明でないような例も様々に思いつくであろう。例えば、歩行者天国の大通りを歩く多数の人々について考えてみよう。彼らはほとんどが赤の他人同士で、行き先もばらばらであり、単に同じタイミングで同じ場所を通りかかっているに過ぎない。このような場合、それぞれの人々が別々に、各々ひとりで歩いていると考えることが自然であるように思われる。だが次の点に注目してみよう。通りを歩く際、彼らは互いにぶつかったり妨げ合ったりすることのないように、各々の動きを調整しているはずである。大通りのスムーズな往来が実現しているのはこのためであると考えられる。また、歩行者天国としての開放時間・区間等を考慮する際には、通りを歩く多数の人々をまさに「歩行者」というひとつの集団として捉え、その全体としての動きを問題にするといったこともありえよう。このように考えると、大通りの往来それ自体を歩行者たちによって為されたひとつの共同行為として捉えるような見方も、それなりに現実味を帯びてくる。

また、上では単独で行う行為の一例としてスポーツの個人競技を挙げた。しかし、例えばある選手が大会で優勝することは、一見したところ個人の成果に見えても、マネージャーやコーチ、トレーナー等を含む複数の人々の協力の成果として評価されるような場合もある。

上で挙げた例では、個人個人の貢献が積み重なった結果として特定の事態が成立するといったことが起きている。このような事例はごくありふれたものである。そもそも人間が社会生活を営む存在である以上、日常的になされる行為のほとんどにおいて、何らかの意味での「共同性」を見出すことも不可能ではないだろう。例えば、歯を磨くという行為は、明らかにひとりの人が単独で為す行為であるように思われる。だが、「歯ブラシという道

具や歯磨きの仕方はその人が社会の中で得たものである以上、歯磨きもまた共同的な営みの一環である」という見方も不可能ではないだろう<sup>9</sup>。

以上の例を踏まえると次のことが言える。即ち、個人が単独で行為する場合とは区別されるような「共同行為」に焦点を当てるとしても、その行為を為す複数の人々のまとまり方や相互関係としてどのようなものを想定するのが問題となるということである。

## 1.2. 共同行為を分類する

### 1.2.1. 共同行為の下位分類の導入

前節では次のことが明らかになった。ひとりの人が単独で行う行為との対比を通して「共同行為」に当てはまるものの範囲を絞っていくことは、それなりに可能である。だが、話をさらに先へ進めようとするとう問題が生じる。それは、複数の人がまとまって為す行為のあり方には様々なものがあり、上述のような対比に訴えてもなお、議論のターゲットを絞るには十分でないということである。

個々ばらばらに行為するのは区別されるような仕方で人々がまとまって行為することは実際にあり、しかも様々な場面において、ごく頻繁に生じる。この点は明らかであろう。しかし、このような行為の具体例として想定されるものは様々でありうる。共同行為について議論を展開するにあたり、具体例を導きの糸としていくことは必須であろう。だが、異なる論者の間で、典型例として挙げられる共同行為の事例が、性質を大きく異にするものであった場合、議論を噛み合わせることは困難になろう。注意すべきこととして、具体例の性質の違いは、彼らが共同行為について持つ問題意識や関心のありよう、解明を目指すことがらの違いを反映しているとも考えられる。

そこで本稿では、共同行為をめぐる議論においてよく引き合いに出される具体例を二種類に分け、それぞれについて、そのような例を持ち出す背景にある関心や問題意識の違いを示す。そして、示された差異に基づいて、共同行為を二通りに分類する。この分類を適宜使い分けることによって、先行する諸説や本稿での議論を整理していきたい<sup>10</sup>。

1.1. に挙げた具体例から一見して明らかなのは、人数の規模や行為の時間的スパンの大小について、個々の例の間で開きがあることである。これらの点の相違に応じて共同行為を区別するというアプローチもありえよう。例えば、二人の人がいっしょに散歩をしたり、テーブルを運んだりするといったシンプルで卑近な例と、企業や国家の判断、責任といった複雑な例とは分けて論じた方が適切に思われるかもしれない。

だがここでは、単に具体例の人数や時間の規模の違いによって共同行為を分類するのではなく、もう少し突っ込んで、具体例の特徴から見てとれる共同行為への関心のあり方の違いに注目してみる。例えば、いっしょに散歩する例を共同行為の最も典型的な事例と見

る論者は、企業の謝罪のような例を典型例とする論者に比べて、共同行為の持ついかなる側面を重要視しているのか。このような点を考えてみる。

まず、ペンキ塗りや散歩、テーブル運びのような例について考えてみよう。これらの例においては、チームや企業の場合に比べて、人々が集まってできたグループそのものに注目するという発想が、少なくとも一見した上では生じにくいであろう。例えば、たまたま居合わせていっしょにテーブルを運んだ人々について、そのことだけで彼らを、サッカーチームや委員会や企業等と同様の意味で「集団」と称するのは、やや大仰に思えるのではないか。

二者や三者程度の少人数の人々による共同行為を念頭に置くとき、関心の主たる対象となっているのは、チームや企業のようないわゆる集団の挙動というよりも、互いに別々の行為者であるような人々が「いっしょに」行為することであろう。A と B が「いっしょに」ペンキ塗りするとき、彼らは、各々が別々にペンキ塗りをする場合には成立していないような、独特の相互関係を成している。この相互関係は、異なる行為者の間で互いの行為の相互調整や調和を可能にしているものと言える。この種の関係のより詳細な特徴づけや成立要件について探求を行うというのが、少人数の共同行為を念頭に置く際の主要な関心事であろう。換言すれば、「いっしょに行為する」と言われるような場合における、行為者たちの間の相互関係のありようが、共同行為に注目する際の関心時のひとつとなる。

では、サッカーチームが得点を得る・委員会が決定を下すといった事例が念頭に置かれる場合はどうであろうか。上でも触れたが、これらの事例において顕著なのは、複数の人々から構成された集団に焦点が当たっており、しかもそれらが、まるでひとりの行為者であるかのように記述されているということである。実際のところ、スポーツのチームやクラス、委員会、企業といった集団を、それ自体としてひとりの行為者のように語ることは、私たちの日常生活において珍しくない。だが、そのような語り方は、単に比喩的なものに過ぎないと考える向きもあるだろう。

集団をひとりの行為者として見るというアイデアは、文字通りに理解すべきか、それともメタファーに過ぎないと考えるべきなのか。この問いは、次のように言い換えることができる。即ち、複数の人々から構成された集団 G に関して、「G が～する」と記述されるような（少なくとも見かけ上の）集団の行為は、ひとりの行為者としての集団 G による行為と考えるべきか、それとも G のメンバー個人個人の行為の組み合わせとして理解すべきか。このように、「行為者としての集団」というアイデアの妥当性を問うことは、共同行為を取り上げる際の、もうひとつの主要な関心事となる。

以下では、この二つの関心に応じた形で、共同行為の下位分類を二種類導入しよう。まず、それぞれ独立した別々の個人であるような複数の行為者が、他者の行為の一方的な操作や互いの振舞いの偶然的な一致といった場合にはないような独特の相互関係を持って行為する場合の共同行為を「共有行為 (shared action)」と呼ぶこととする。「いっしょに行為

する」という日常的表現の中心的な意味はこの共有行為を為すことであると考えられる。典型例としては、いっしょに家のペンキ塗りをする、いっしょに散歩するといったものが挙げられよう。このような行為について解明すべきことがらは、互いに別々の個人個人である行為者がどのような相互関係を結び、いかにして各々の行為の調整を行っているのかというものになる。とりわけ、各々が行為者として一定の自律性を持ち、他の行為者から操作を受けないことと、各々の振舞いが互いに調和するということが、いかにして両立可能になるかという点が問われるだろう。この点に関しては、次章でより詳細に述べていく。

そして、行為者としての集団が為す行為（あるいは、少なくとも、集団がひとりの行為者として行為しているかのように記述される行為）であるような共同行為を「集団行為（group action）」と呼ぶこととする。典型例として、サッカーチームが得点する・委員会が判断を下したり、意見を表明したりする・企業や政府が責任を認め、謝罪する等が挙げられる。これらの例のように、集団そのものが自らの意図に基づいて行為するひとりの行為者と同様に扱われることはしばしばある。だが明らかに、集団が個人と全く同様な仕方で意図を持ち、行為するとは考え難い。そこで、集団が意図を持ち、行為する（と思われる）ケースをどう理解すべきかが問題となる。

ここで次のような疑問が生じる。共有行為と集団行為とは、一見すると共同行為の異なる下位カテゴリーを成しているように思われるが、本当にそうなのか。実際のところ、共同行為には異なる下位カテゴリーなどなく、共同行為をある角度から見れば「共有行為」、別の角度から見れば「集団行為」として捉えられるというだけのことではないのか。例えば、共同行為する行為者たちが、単に同じタイミングで別々に行為している行為者たちに比べてどのような特別な関係を持つのかと問われれば、それは行為者としての集団を形成するという関係に他ならないと考えられるかもしれない（この場合、「二者や三者の共同行為の場合にはふつう集団を形成しているとは言わない」という私たちの日常的な直観は改訂すべきものということになる）。また逆に、「行為者としての集団」と典型的に見なされているのは実際にはどのようなものかという問いに対し、それは個々の行為者が特別な相互関係を結んだ状態に他ならないと答えるアプローチもありえよう。

上記の点から言えるのは次のことである。即ち、上では共同行為の典型例として引き合いに出される様々な事例を二種類に分け、それぞれを共同行為の典型例とする見方の背後にある、共同行為の捉え方や関心のありようを明示化した。この議論からは、「共同行為は実はさらに二種類の下位分類に分けられて、一方を探求している論者と、もう一方を探求している論者がいる」というふうに論争状況を整理できることが予想されるかもしれない。だが実際のところ、ここで明らかにされたのは共同行為の種類の違いではなく、共同行為の分析の仕方の相違に過ぎない可能性もある。この場合、議論を進めていくことで、最終的に一方の分析のみが妥当であるという結論が出ることもありえよう。例えば、散歩の例も企業の例も含めて全ての共同行為は実のところ、行為者としての集団が為す行為と

して理解すべきものであることが、議論の結果として導かれるかもしれない。この場合、散歩の例は、一見してそうは見えなくとも、なお行為者としての集団が為す行為の一例である、ということになる。あるいは逆に、集団はいかなる場合でも行為者たりうるものではなく、集団を行為者として捉えるような見方は、どのような共同行為についてもせいぜい比喩的なものでしかありえないという結論が導かれるかもしれない。

より簡潔に述べよう。上で示した、共同行為の様々な具体例の間の差異と、その背後にある関心の違いを踏まえれば、共同行為を「複数の行為者が独特の相互関係のもとで為す行為」と「ひとりの行為者としての集団が為す行為」の二種類に分けることができそうに思われる。だが、両者が互いに異なる共同行為の下位分類として並立する、あるいは、吟味の結果いずれか一方こそが共同行為に他ならないという結論が導かれるといった可能性については、ここではオープンである。

以上を踏まえて、本稿では、共有行為・集団行為という概念を共同行為の下位分類として導入し、それぞれに対応する「互いに異なる行為者が『いっしょに』行為する（以下、「行為を共有する」という表現も同義で用いる）とはどういうことか」、「集団がひとりの行為者となるとはどういうことか」という問いを、共同行為について問うべき異なる二つの課題として、ひとまず区別した上で考察を行っていく。これらの問いの前者を「行為の共有に関する問い」、後者を「行為者としての集団に関する問い」と呼ぶことにしよう。

ここで次のことに注意されたい。一般に、「複数の人々がまとまって行う行為」に特有の現象、とりわけ、個人の行為を取り扱う行為論の基本的な道具立てのみに訴えては理解しづらいような現象を具体的に思い浮かべる際に、思いつきやすいのはどのようなものだろうか。おそらくそれは共有行為の例よりも、集団行為の例なのではないかと思われる。チームや委員会、企業等において、集団で下した判断や振舞いが、その構成員個人個人の思惑からは大きく外れていってしまうといった現象は、日常生活において頻繁に見られる。またこのような現象は、人間の社会的側面の興味深さを示す典型例であると言える。この点を考えると、共同行為を共有行為と集団行為とに分けて考えたときに、共同行為に関する中心的な問題とは結局のところ集団行為に関する問題に他ならないのではないかという考えが浮かんでくるかもしれない。この点に関して、以下でより詳しく考察してみよう。

## 1.2.2. 共有行為の位置づけ

1.2.1. では共同行為の下位分類として共有行為と集団行為の二種類を導入した。これを受けて以下では、集団行為概念を中心に据えて共同行為を捉えるアイデアを展開させた上で、それに対し批判を加える。先取りして言えば、本稿ではこれとは逆に、共有行為を中心に据えて共同行為の説明を行っていくことを目指している。以下ではなぜそのような説明を試みるかについて、それが明らかにしうる共同行為の特徴という点から述べる。

上で「集団行為を中心に共同行為を考える」というアイデアに触れた。これをもう少し詳しく展開させてみよう。先述の通り、集団行為の例において見られる「個人とは異なる集団そのものをひとりの行為者であるかのように扱う」という現象は、人間の社会生活において顕著にユニークな一側面である。また、集団の判断や行為、責任や、それらと集団を構成する個人との関係といった話題は、人々がまとまった仕方で行うこと一般について考える上で、とりわけ興味深く重要性の高いものだと言えよう。他方、共有行為の例である、いっしょにペンキを塗る・いっしょに散歩するといった例は、共同行為の事例として比較的トリビアルに思われるかもしれない。またこれらの例は、個人の行為から敷衍する形での理解がそれなりに可能そうでもある。

これらの点を踏まえると、「共同行為の分析を行う際、具体的な話題の中心となるのは、共有行為よりも集団行為のほうである」という考え方が説得力を持ってくる。換言すればこれは、「共同行為について重要な問いは、行為の共有に関する問いよりも、行為者としての集団に関する問いのほうである」という考え方に他ならない。ここで問題となっているのは、共同行為の特有性や興味深さをよりの確に浮き彫りにできる観点の取り方・光の当て方をしている問いはどちらかということである。共有行為／集団行為という概念の使い分けは、共同行為に対する関心や観点の取り方の違いを反映していることに注意されたい。

個人が単独で行う行為との対比という点を重く見るならば、共同行為を扱う上で行為者としての集団に関する問いが中心的になってくるという考え方には一定の理があると言えよう。さらに、以下に挙げるような仕方でも共有行為を他の種類の行為の一部として理解する可能性があることを考えると、集団行為を中心に据えて共同行為論を展開するというアプローチがいっそう有望なものに思えてくる。

共有行為を他の種類の行為に含める仕方として、以下の二通りが考えられる。第一に、共有行為を「行為者個人個人が行う行為の間で適切な相互調整が為されたもの」と考えれば、共有行為は個人の行為を扱う通常の行為論の枠内で、「個人の行為の相互調整の問題」として捉えられるだろう。このような見方を取ったとき、個人が為す行為とは別種の行為である「共有行為」なるものをわざわざ想定する必要はなくなる。なぜなら、問題となるのはあくまでも複数の個人が為す個人の行為の間の相互関係であり、個人の行為とは区別されるような何らかの特殊な行為などではないからである。第2章で取り上げるブラットマンの説は、共有行為についてこのような見方を採用しているものと解釈できる。

第二に、共有行為における行為者間の相互関係についてより詳しく考えてみよう。共有行為をする人々の間には、単に振舞いが一致している以上の関係がある。もしもこの関係を「ひとつの行為者としての集団を構成する関係」として捉えることができ、かつそうしないと共有行為と単なる振舞い上の偶然の一致等との区別を十分につけられないとしたらどうか。この場合、共有行為は結局のところ集団行為の一種であり、いっしょに行う行為して

いる人々は（たとえ日常的な表現において「集団」と称することが一般的ではないとしても）行為者としての集団を形成しているものと見ることが適切であろう。第4章で取り上げるギルバートの説は、上記のような、共有行為を集団行為の中を含め、共同行為とは集団行為に他ならないと考えるアイデアとして捉えることができる。

上に示した二通りのうちのいずれの考え方を採用しても、共有行為は他の種類の行為の一例として捉えられる。そして、いずれを採ったとしても、共同行為は結局のところ集団行為とイコールであることになる。

ここで、共同行為とは集団行為に他ならないとする考え方が、共同行為のどのような捉え方を導くかについて考えてみよう。共同行為一般を集団行為として見るとは即ち、人々がまとまった仕方で行う行為を、どの個人とも異なる集団全体としての意図のもとで理解するということである。行為者としての集団を構成する個人個人は、自らの個人としての意図よりも、集団全体の意図に従う形で振舞っていることになる。これがいかにして可能となるのかはより具体的な議論を参照した上で論ずべきことだが、ここでひとつ言えるのは次のことである。このようにして共同行為を捉える見方は、ある集団に属する個人個人が、自らの意志を押し殺して集団に従うという、共同行為の自己犠牲的な側面を中心的なものとする見方と親和性が高い。実際のところ、柏端はギルバートの共同行為論を手掛かりとして自己犠牲についての分析を展開している<sup>11</sup>。「共同行為＝集団行為」という共同行為概念と「集団のための自己犠牲」という共同行為観とは馴染みがよいと言える。もちろん前者は後者を必然的に導くものではないが、少なくとも、個人の意図と集団の意図の関係や、そこで生じうる緊張、調停の必要性といったことが、「共同行為＝集団行為」という見方のもとで共同行為の分析を行う際には主題化されやすくなるだろう。

ここまでで、集団行為概念を中心に据えて共同行為の分析を行う動機づけと、そのような分析が導きうる共同行為観について概略的に述べてきた。上で示したような仕方での共同行為論を立てていくという方針は、それなりに有望に思われるかもしれない。だが、本稿ではこれとは別の方針、即ち集団行為概念でなく共有行為概念を中心として共同行為の分析を進めていくというアプローチを採用し、上で示したのとは異なる分析を可能な限り展開していきたい。

このようなアプローチを採る動機づけとなったのは、以下のような考えである。共同行為を集団行為として捉える見方においては、前述の通り、個人と集団の間の緊張関係や、個人による集団のための自己犠牲という側面が主題化されやすくなる。だが、人々がまとまった仕方での何かを行うという現象を考える際に、もっぱらこのような側面を念頭に置くことは、果たして妥当だろうか。

自分の意志や意向を抑えて集団に合わせるという共同行為観は、分かりやすくなじみやすいものを感じられるかもしれない。だが、このような共同行為観が狭く、一面的であることを示唆するような具体例がある。



覚 構成員それぞれ一人ひとりが自立して、それぞれの価値観や美意識を持っているんだけど、共同作業はそういう自立しているものどうしの調和、ハーモニーなんですよね<sup>12</sup>。

覚 ノリとかグルーヴっていうことだと思うんですけど。自分でこうしようという自律的な意志と一体感が背反しないっていうか。

坂元 つまり、合唱にも自分の意志で声を出して歌っている自分と、それとは違う、ノリを作っている半分の自分がいるってことですか。

覚 ノリは生まれるものなんですね。ノリによって「場」ができるんですよ。一体感と覚醒感が絶妙のバランスでそこにいる。だから、自己が見えてないというような恍惚感、陶酔感ではないと思うんです<sup>13</sup>。

上に示したのは、詩人・作詞家の覚和歌子がインタビューの中で自身の経験を踏まえ、合唱の楽しみについて語ったくだりである。個々の自律的な行為者が互いに調和を作っていくというのが、覚の発言の中で描き出されている共同行為のあり方である。1.2.1. で立てた二分類の中では、これは共有行為のほうに当てはまるだろう。

もしも覚の言うように、「自律的な意志と一体感が背反しない」ような仕方で人々がつながるのが合唱という共同行為のあり方だとすれば、これは先に述べた自己犠牲としての共同行為とは対照的である。

共有行為の代表的な例である散歩やペンキ塗り等は、一見するとトリビアルなものに思える。だが、合唱という例において成立しているような、「自立しているものどうし」の精妙な調和を念頭に置くと、人々がいっしょに行為する際に「自律的な意志と一体感」が相反せずに両立しているという現象の興味深さに気づかされる。共有行為を主題的に取り上げる際に課題として浮かび上がってくるのは、まさにこの「自律的な意志と一体感の背反しなさ」がいかにして可能になるのかを考えることだろう。

このように述べても、集団行為概念でなく共有行為概念を中心に据えて議論を進めていく動機づけはそれほど強く感じられないかもしれない。上記の「一体感」を集団の行為者性と捉え、それと個人の行為者性との関係を問うていくというふうに問題をフレーミングすれば、集団行為概念を中心に据える仕方で十分やっていると考える向きもあるだろう。

だがここでは、集団行為者性に注目するのは別の観点から共同行為に光を当て、それによって、「自律的な意志と一体感が背反しない」という共同行為像により親和的な共同行為の捉え方を描き出すことを試みたい。それは、集団行為者性に注目するアプローチとは異なる仕方で共同行為のユニークさを浮き彫りにするものとなるだろう。

本稿では、個人個人の「自律的な意志」が互いに互いに調和して「一体」になるかという観点から共同行為を捉えることを試みる。このように問いを立てることは即ち、共有行為概念を主題として議論を進めて行くことに他ならない。そして、次章以降の議論が目指すのは、覚の発言に現れている、集団の中に個人が埋没するようなものとは異なる共同行為観を打ち立て、もっぱら集団行為の解明に関心を置くタイプの共同行為論によっては適切に捉えることのできないような、共同行為のひとつの興味深いあり方を描き出すことである。

### 1.3. 用語法と分類の整理

#### 1.3.1. 用語法について

ここで、前節までで導入した用語の明確化と、新たな用語の導入を行う。

まず「いっしょに (together)」は、日常語における特に強い意味、すなわち個人が単独で行為する場合や、複数の人がめいめい独立した仕方で単独で行為する場合と区別されるような意味で用いる。そして前述の通り、このような意味で「いっしょに行う行為」を「共有行為」と呼ぶ。

続いて、次のことに注意されたい。これまで見てきた共同行為には含まれないが、複数人の振舞いの間に何らかの仕方でまとまり・調和が成り立つケースがある。このような行為も共同行為も含めて、「少なくとも見掛け上は互いに調和しているような複数の人々の振舞いのひとまとまり」という包括的なカテゴリーを考えることができる。以下ではこれを「集合的行為 (collective action)」と呼ぶことにしよう。このカテゴリーに明らかに当てはまらないのは、個人の行為者がひとりで行う行為（ひとりで散歩をする、ひとりでペンキを塗る等）である。このような行為を集合的行為と対比させる形で「単独行為 (singular action)」と呼ぼう。

単独行為、集合的行為、共同行為の間の線引きは決して明確ではないが、違いが比較的明確になる例を挙げれば次のようになる<sup>14</sup>。

- (1) 雨が降ってきたので、A氏は雨宿りをするため東屋に駆け込んだ。(非集合的行為 (単独行為))
- (2) 雨が降ってきたので、公園にいた人々は雨宿りをするためいっせいに東屋に駆け込んだ。(集合的行為かつ非共同行為)
- (3) 屋外バレエのダンサーたちは音楽に合わせていっせいに東屋に駆け込んだ。(集合的行為かつ共同行為)

本稿での「共同行為」、「共有行為」、「集団行為」、「集合的行為」という概念の用い方は、既存の議論を参照しつつ独自に立てたものである。英語圏の行為論の文脈では、「共同行為」に当たる語として、*joint action*, *collective action*, *shared activity* 等の様々な語が用いられている<sup>15</sup>。それぞれ、ほぼ同じ種類の行為を指す意味で用いられることもあれば、区別されて用いられることもある。本稿では、基本的にはここまでで導入した語を一貫して用い、本稿の用語法と原著者の用語法が異なっていた場合は、特に断りのない限り本稿での用語法を優先する。

また、用語法に関してもう一点述べておきたい。「われわれ (we) が〇〇する」という日常的表現を、共同行為に関する直観を反映したものと捉え、「われわれ (we)」の語を分析のターゲットとする論者もいる。典型的にはギルバートが挙げられる<sup>16</sup>。だが、「われわれ」の語は論者によって用いられ方が異なっている。例えば、次章で見るブラットマンの議論においては「われわれ」はこのような含意を持った語としては扱われていない。このため本稿においては、「われわれ」を分析の中心に据えるアプローチは、議論の整理において煩雑さを生じうるという判断のもと、「いっしょに」をもっぱら分析の対象とすることにした。以下の論述では、「いっしょに」の分析においてギルバートにおける「われわれ」の分析を参照する部分もあるが、原則として本稿の中では「われわれ」を主題的に扱うことはしない。

### 1.3.2. 共同行為と関連する諸行為

ここまでで、単独の人ないし複数の人々が為す様々な行為を取り上げ、分類してきた。それぞれの特徴と相互関係は、次表のように整理される。

単独行為 singular action			ひとりでソリティアをする
集合的行為 collective action	共同行為 <i>joint action</i> いわゆる共同行為論においてもっぱら考察の対象となる行為カテゴリー	集団行為 <i>group action</i>	チームが得点する
		共有行為 <i>shared action</i>	いっしょにペンキ塗りを する
	集合的非共同行為		

表 1：行為の暫定的分類

共同行為の下位分類を立てる際に述べたように、これらの分類はあくまでも、ラフな特徴づけに基づいた仮のものであり、今後の議論を通して、ひとつが他に包摂されたり還元

されたりするといった形で変更される可能性がある。これらの分類は、考察の対象とすべきことがらを整理して議論を進めやすくするためにひとまず立てたものとして理解されたい。

## 第2章 共有行為における個人の意図の問題

### 2.1. 共有行為と意図

#### 2.1.1. 意図を出発点とした共有行為の分析へ

前章で述べた通り、本稿では行為の共有に関する問い、つまり、「いっしょに行為する」とはどういうことか、そのとき行為者たちはどのような関係にあるのかといった問いを出発点として考察を進めていく。本章では「いっしょに行う行為」の特徴について詳しく検討していくが、その中で鍵となるのが、共有行為における意図である。意図に焦点を当てて行く中で、共同行為論における代表的な論者のひとりである M. ブラットマンの議論が注目すべきものとして浮かび上がってくる。そして、彼の議論の検討を通して、本稿において重要となるひとつの問いが生じてくる。それはまさに、共有行為する行為者たちの相互関係において、最も解明を要する点に光を当てる問いである。

#### 2.1.2. 「いっしょに行為すること」と意図の関係

さて、いっしょに行う行為の典型例として、次に注目しよう。

(1) A と B がいっしょに散歩する。

以下もっばら、このような二者間の共有行為をパラダイムケースとしていく。

(1) を次の (2) と比較してみよう。

(2) A と B は同じコースを同じくらいの速さで、隣り合って散歩する。

(1) と (2) は見掛け上、同じ状況に見える。だが (2) は (1) と異なり、いっしょに散歩している状況とは必ずしも言えないだろう（少なくとも、いっしょに散歩している状況とは言えないような解釈が十分にありうるだろう）。この点をより明らかにするため、以下のような状況を考えてみよう。

(2') AとBは同じコースを同じくらいの速さで、隣り合って散歩する。そのコースは大変混雑していて、AもBも人混みの中をゆっくりと歩くしかなかった結果、両者が隣り合って歩くことになった。

(2'') AとBは同じコースを同じくらいの速さで、隣り合って散歩する。それはBがAの歩行に合わせて歩いていたためであった。Aは足を速めてBより先に行こうとしたが、BはそれでもAにぴったりとついて行った。

(2')は「たまたま同時にすぐ近くを散歩していた」例、(2'')は「独りで散歩していたところを一方的につきまとわれた」例と述べるのが自然であろう。いずれも、「いっしょに散歩した」例とは言い難い。注目すべきは、これらの例において、両者はすぐ近くで似たようなことを行っているということである。具体的な状況によっては、見かけ上では「いっしょに散歩している」場合とほとんど同じように見えるということもあるかもしれない。だがそうだとすると、上の二つのような場合であれば、文字通り「いっしょに散歩している」とは言えないであろう。

これらのような例を考えると、単に物理的に近接して同じような行為をしているだけでは、必ずしもいっしょに行為しているとは言えず、各々独立に行為しているような場合もあることが明確になる。すると、いっしょに行為しているかどうかは、単に物理的な近接や振る舞い上の類似のような、行動上の特徴に関わることではないと言える。では何に関わるのか。

この点を考える上で、次に挙げる例が参考になる。

まず、ブラットマンによる次の例を考えてみよう。マフィアが人質を誘拐して車に無理やり乗せ、その車を運転してニューヨークに向かう<sup>17</sup>。このとき、ニューヨークへ行くことがマフィアと人質の共有行為であるとは言い難いだろう。たとえ共有行為の概念を広く取るにしても、この例のように、関与する人の行為者としての能力を（この場合は物理的拘束という手段によって）完全に奪ってしまうようなケースは、複数の行為者による共有行為とは認めにくいものである。

さらに、J. R. サールによる次の二つの例<sup>18</sup>を考えてみよう。

(1) 公園で人々が芝生のあちこちに座っている。そこへ突然雨が降り出し、人々は雨宿りのためいっせいに東屋へ駆け込んだ。

(2) 公園で屋外バレエが行われており、振付師の指示に合わせてダンサーたちがいっせいに一か所へ集まった。

これら二つの例の間で、「一か所へ向かっていっせいに集まる」という人々の動きそれ自体には違いがなかったとする。(1)は、ごく広い意味においては共有行為に含めること

が可能かもしれない。だが、(2) と全く同じ意味において共有行為であるとは言い難いであろう。この対比においてポイントとなるのは、(2) では人々が自ら互いの振舞いを調和させているのに対して、(1) における人々の振舞いの一致が意図されざるものであり、単に各々が思うように振舞った結果としてたまたま生じた一致に過ぎないという点である。

マフィアの例・雨宿りの例との対比において、共有行為の持つ次のような特徴が明らかになる。即ち、共有行為は、単に複数の人々が関与するのみならず、彼らが各々、「自分たちがまとまって行為している」ということについて適切な仕方で把握しつつ、ある程度の自発性を持ってそれに参加していると言えるようなものである。マフィアの例と雨宿りの例においては、行為する人々が、自分たちの行為について何らかの仕方で盲目的であり、そのことによって共有行為とは言い難くなっていると言える。

以上を踏まえれば次が言えよう。即ち、人々がいっしょに行為しているかどうかは、当人たちの意図のありように関わることがらである<sup>19</sup>。人々がいっしょに行為しているとき、彼らはみな、何らかの形でそうすることを意図していると考えられる。日常的には、「意図せざる仕方でいっしょに行為してしまった」という言い方が許容される場合もあるかもしれない（例えば「彼とはその角でたまたまいっしょになった」等）。だがここでは、いっしょに行為するという人を人々によって意図的になされることとて扱い、それに当てはまるような種類の行為をもっぱら取り上げていくこととする。このような意味で「いっしょに」を用いることは私たちが持つ「いっしょに行為すること」についての直観的理解にもそれなりに即しているだろう。

では、いっしょに行為している人々の意図のありようについて、もう少し詳しく考えてみよう。この意図はどのような内容を持つものだろうか。これに関して、少なくとも次のことは確かだろう。この意図は、ある事態の実現に複数の人々がしかるべき仕方で関与することで初めて達成されるようなものである。これは、単独でなく複数人で行為することに価値が置かれるということでは必ずしもない。「独りで映画に行ってもつまらないから、いっしょに行こうよ」と言う人は、まさに複数人でひとつの行為をすることに固有の価値を見出している。だが、いっしょに行為することがつねに、複数人でひとつの行為をすることに固有の価値（例えばコミュニケーションの楽しさ等）を実現することを狙って為されるわけではない。この点に関して、次の二つの例を比較してみよう。

(3) A と B はいっしょに公園のゴミを拾う。

(4) A と B は同じ公園の中でそれぞれゴミ拾いをする。

(4) においては、A、B 双方とも、とにかく公園のゴミを拾うことを目的として行為している。従って、もし B がゴミの残っている状態で作業を止めて去って行ったとしても、それによって A の意図が果たされなくなるようなことはない。B がゴミ拾いをやめてし

まったことは、Aにとって不利益であるかもしれないが、Bの中断がAの行為の成立の可能性そのものを脅かすことはないだろう。

しかし、(3)においてはそうはならない。(3)においてA、B両者はいっしょにゴミ拾いをしつつ、なお内心で「複数人でゴミ拾いをするとかえって効率が悪い」という考えを抱き続けるという場合もありうる。だがたとえそのような場合でも、両者がいっしょにゴミ拾いをしているならば、一方が突然作業を中断することは、他方にとって看過できない問題となる。この場合「私たちはいっしょにゴミ拾いをしているのに、なぜ勝手に作業をやめるのか」等といった問いかけがなされるだろう。つまり、いっしょに行為することによって、当該の行為に複数人がしかるべき仕方に関与するということは、価値づけのいかんにかかわらず、構成的なことがらだと考えられるのである。

以上をまとめると、次のことが言える。

人々がいっしょに行う行為、即ち共有行為は、意図的に為されていることがらであり、その意図の実現にとって、一定の事態の実現に複数人がしかるべき仕方に関与することが構成的である。… (\*)

これは本稿で問題としている、「いっしょに行為すること」の分析において、出発点として受け入れてよいことがらであろう。

### 2.1.2. 他者の関与を意図できるか

さて、上記を受け入れた上でさらに考察を推し進めてみよう。上の考察を素朴に受け止めれば、次のように考えられるかもしれない。即ち、いっしょに行為する人々は、各々、「ある事態が自分を含む複数の人々のしかるべき関与を通して実現される」ということを意図しているのではないか。具体例に即して言えば、いっしょに公園のゴミ拾いをするA、Bはそれぞれ、単に公園のゴミがなくなるという事態が実現されるだけでなく、まさにA、B両者が拾うことを通じて実現されることを意図しているのである。これは「しかるべき」ということの内実を明らかにしてはいないため、いっしょに行為することについての完全な説明にはなっていないものの、特徴づけとしてはそれなりにもっともらしさを持っている。

だが、次の点に注意が必要である。共有行為する人々が各々、上のような意図を持つとしてみる。すると、共有行為に参加する各個人は、「自分以外の他者の関与」という、もはや自分だけの力では左右できないことがらの実現を意図しているように思える。実はこの点こそが、共有行為を考える上できわめて特徴的な問題を提起するのである。

ある人が、自分の力では成し遂げられないようなある行為について、それを行いたいと強く思っているとする。このような場合、この人はそれを為したいという欲求を持つこと



ならできても、それを意図することはできないのではないか。例として次を考えてみよう。ある人が、機械や器具の助けなしに空中を飛び回ってみたいと思っていることはありうるだろう。この場合、この人は当の行為をしたいという欲求を持っていると言える。だが、この人が空中を飛び回ろうと意図することは可能だろうか。これは「意図する」の意味に照らして無理があるように感じられる。

ところで、ある事態が他者の関与を通して実現されることを意図している人は、自力では実現できないことを意図しているという点で、空を飛ばうと意図している人と同様である。すると、この人に上記のような意図を帰属させることは、実はできないのではないかという疑いが生じてくる。この人はせいぜい、「他者が関与してほしい」という欲求を持っているに過ぎないのではないか。

だが、他者といっしょに行為する場合、人々は単に他者がこうしてくれたらいい・こうしてほしいと欲しているだけなのだろうか。共有行為の実現に向けて具体的に働きかけを行う姿勢なしに、ただ漠然と「皆でいっしょに〇〇をしたい、できたらいいな」という欲求を持つことは可能である。また、共有行為をしたいという気持ちはあるものの、他にもっとしたいことやすべきことがあるため、実際に共有行為の実現に向けて踏み出すことはしないと行った場合も大いにありうる。これらのような場合と比べると、実際に共有行為に臨む人々は、単なる欲求を超えた、何らかの積極的な態度を共有行為に対して持っているのではないか。この点を考えると、やはり、個人に対して意図を帰属させるべきであるようにも思われる。

ここまでの流れを簡単にまとめよう。私たちは共有行為＝いっしょに行為することについての直観から出発し、(\*)を経て、「共有行為に参加する人々は各々、ある事態が自分を含む複数の人々のしかるべき関与を通して実現されることを意図しているのではないか」という考えにたどり着いた。だが、上での考察を通して、個人が自分以外の他者の関与を意図するというアイデアの妥当性について疑いが生じてきた。先述のマフィアの例のような場合でもない限り、基本的には、ある個人にとって、他の個人の振舞いは自分が左右できることではないはずである。この点を考えると、自分以外の他者の関与について個人が持つことができるのは意図ではなく、せいぜい欲求に過ぎないのではないかと考えられる。だが他方で、共有行為に臨む個人たちは各々、共有行為に関して、単にそれが実現してほしいという欲求を持っているのとは異なる状態にあるように思われる。

個人が自分を含む複数の人々の関与について意図を持つことは可能だろうか。この点について有効な説明を与えているのがブラットマンである。ここまでの議論で見えてきた「共有行為に関する個人の意図」をめぐる問題を受け、次節からはしばらくブラットマンの議論を辿っていくこととする。

## 2.2. 共有行為に関するブラットマンの議論

### 2.2.1. ブラットマンの用語法について

以下では、共有行為に関するブラットマンの議論を見ていく。ブラットマンの用語法と本稿における用語法の違い・対応関係はやや複雑なものになるので、まずそれについてまとめておこう。

ブラットマンは考察の中心の対象となる場所の行為を「共有された意図的活動 (shared intentional activity)」と呼んでいる<sup>20</sup>。また、彼はもっぱら行為よりも「共有された意図 (shared intention)」を話題にしている。本稿における「共有行為」＝「いっしょに行う行為」の分析にあたって参照したいブラットマンの議論は、この共有された意図ないし共有された意図的活動に関するものである。また、ブラットマンは、共有された意図的活動がさらに一定の条件を満たしたものとして「共有された協調的活動 (shared cooperative activity)」も提示している<sup>21</sup>が、本稿ではこれについて詳細に取り上げることはしない。以上により、本稿では、ブラットマンの「共有された意図 (的活動)」に関する議論を取り上げていくが、その際には「共有された意図的活動」に代わって「共有行為」の語を、「共有された意図」に代わって「共有行為の意図」または「共有意図」の語を用いる。

さらに、注意すべきこととして、ブラットマンの議論における「われわれが行為 J を為す (We J)」といった「われわれの行為」に関する表現の用法について述べておきたい。1章においても触れた通り、共有行為の主語としての「われわれ (our)」という語は、共有行為に注目する他の論者によっても用いられているが、含意は論者によって様々である。

ブラットマンによれば、共有行為の意図は個人個人の持つ意図とそれらの間の相互関係から成る (つまり、「共有行為の意図」は、実はそれ自体は文字通りひとつの「意図」に当たるわけではない)<sup>22</sup>。この相互関係については後で詳しく論じるが、個人個人の持つ意図は次のようなものである。「わたしはわれわれが J をすることを意図する (I intend that We J)」<sup>23</sup>。この点に関し、次のような懸念が生じる。この個人の意図内容は、既に共有行為を含んでいるのではないか。つまり、ブラットマンは実質的に、「われわれが共有行為 J をするという意図を持つのは、個人個人が『わたしはわれわれが共有行為 J をすることを意図する』と表されるような意図を持ち、かつ個人個人のそのような意図の間に一定の相互関係があるときそのときのみである」といった説明をしているのではないか。これは明らかに循環であり、共有行為を意図することがいかにして可能かについてはなにも述べていない。

この問題を、ブラットマンは以下のような仕方で回避している。われわれの共有意図の内にはわれわれが J するというわたしの意図が含まれるが、そのわたしの意図の内容において現れている J は、それが共有行為であるかどうかについての含意を持たないものとし

て理解できる。このように考えれば、この意図とその相互関係によって共有行為の意図を説明する際に循環は生じない<sup>24</sup>。

以上を踏まえて、本稿の文脈に戻ろう。ブラットマン流に述べれば、「われわれの行為」という表現には、それが共有行為であるという含みはない。これは本稿の用語法では「集合的行為」に当たるものである。この種の行為の例として、先述のマフィアの例を挙げることができる。ブラットマンはこの例の記述において、ニューヨークへ向かうことに対し「われわれ（＝マフィアと人質）の行為（our activity）」「われわれ（we）がいっしょに<sup>25</sup>ニューヨークへ行く」という表現を用いている。しかし、彼はこれを意図の共有が為されていない例として扱っている<sup>26</sup>。

だが、そもそもマフィアの例のようなケースについて「われわれの」行為という表現を用いること自体に違和感を覚える向きもあるだろう（「われわれは～」というマフィアの発言を、文字通りのものというよりは皮肉を含んだものとして受け取ることも可能かもしれない）。しかし、あくまでもブラットマンの用語法においては、「われわれが～する」という表現が本稿での「集合的行為」の含意を持って用いられていることが、この例より明らかとなるだろう。

これ以降、本稿では、ブラットマンの「われわれが～する」という表現を、「集合的行為」の語を用いて書き変えることとする。つまり、彼の議論のキーフレーズのひとつである「わたしはわれわれがJすることを意図する」は「わたしは集合的行為Jを意図する」と表現されることになる。このようなパラフレーズは、原著との対応やニュアンスの保持という点に関して少なくとも支障をきたしうるが、本稿の範囲内での議論を一貫させるための措置ということで容赦されたい。

### 2.2.2. 個人は集合的行為を意図できるか

それでは、共有行為において個人個人に帰属される意図に関する、ブラットマンの議論を見てみよう。

個人が集合的行為を意図できるというアイデアについては、先に述べた循環の疑いのほかにもいくつかの批判が寄せられており、それらに対してブラットマンは再反論を行っている。まずはブラットマンが取り上げている批判を見てみよう。それらはいずれも、行為者が何事かを意図できるための基本的な必要条件を挙げ、個人が集合的行為の意図を持つと想定されるケースにおいては、その条件は満たされないと主張する形を取っている。このタイプの反論を行う論者（スタウトランド、バイアー、ヴェルマン）はそれぞれ異なる条件に訴えているが、それぞれの論者の議論において提示される条件の内容を簡潔にまとめれば次のようになる（三つの条件の名称はブラットマンによるものである）。

自己行為条件 (own action condition) (スタウトランド) : 行為者が意図できるのは、何かを自分自身で行うことのみである<sup>27</sup>。

制御条件 (control condition) (バイアー (かつて自己行為条件を支持していたが、その後変更)) : 行為者が意図できるのは、その人が自分自身で制御できると考えていることがらのみである<sup>28</sup>。

解決条件 (settle condition) (ヴェルマン) : 行為者が意図できるのは、自分が意図することによって決着をつけることができるとその人が考えているようなことがらのみである<sup>29</sup>。

結論を先取りして言えば、ブラットマンはこれらの三つの条件のうち、自己行為条件が意図の必要条件となることを否定する。また、制御条件に関しても、実質的には否定的な立場を取っていると見ることができる。解決条件については、必要条件であることを認めるが、個人が持つ集合的行為の意図はこの条件に反するものではないことを示す。以上のようにして、ブラットマンは、いずれの条件に訴えた反論も成立しないことを主張する。

では、ブラットマンの議論を以下で詳しく見ていく。まず、自己行為条件の否定はヴェルマンの議論に倣う形になる。ヴェルマンは、ひとりの人が、自分自身でなく集団の行動を決定することは、例えばその人が他の人々の行動に対して権威を持っていたり、他の人々の行動を制御できたりすれば可能であると主張する<sup>30</sup>。

この点をよく理解するための例として、ある集団の中のひとりがイニシアティブを取り、他の人々は皆その人の決定通りに行動するといった状況を思い浮かべてみよう。この場合、リーダーとなる人にとって、他のメンバーは行為遂行のための手段としての役割を果たすことになる。このような条件のもとであれば、その人は自分自身で行為しているわけではないにもかかわらず、人々が為す集合的行為を問題なく意図できるだろう。つまり、この例では自己行為条件は満たされていなくとも、個人が集合的行為の意図を持つことが可能となっているのである。

この例と異なり、集団のメンバー間に上下関係がなく、各々の立場が対等であるような場合には、集団が為す行為についてメンバー個人が持つ意図のありようが改めて問われる。だがその場合、問題の核心は単に自己行為条件への抵触という点に存するわけではないことが、上記の例より分かる。

では、制御条件と解決条件に関して、ブラットマンはどのように論じているのか。ブラットマンが、個人が集合的行為を意図できると主張する際に、もっとも重要なポイントとなるのは次の点である。即ち、他者の意図的行為による媒介がなければ成功しないような行為について、もしも自分が望めば、他者がそれに反応する形で協力してくれるであろうことを信頼性のある仕方で予測できる場合には、解決条件が満たされている<sup>31</sup>。

このような場合の具体例として、ブラットマンは次を挙げている。エイブがポンプのハンドルを押して水を流したいと思っている。しかし、ハンドルと別の場所にある水圧バルブがひねられていないと、ハンドルを押しても水が流れない。バルブのところにはダイアンがいる。エイブは、もし自分が水を流そうと意図していることをダイアンが知れば、彼女は親切な人なので、バルブをひねってくれるだろうと確信している。さらに、自分が水を流そうと意図すれば、ダイアンはそのことを知るだろうということも確信している。このとき、エイブは水を流すことを問題なく意図できるというのが、ブラットマンの見解である。注意すべきこととして、このケースでは、ダイアンはエイブの制御下にあるわけではない。彼女はあくまでも、実際にバルブをひねるかどうかを自分で決めることができる。それでもなお、エイブは彼女がバルブをひねろうと決断するであろうことを、信頼性を持って予測できるのである<sup>32</sup>。

一般化して言えば、ブラットマンは「他者が外的な制御を受けず、自身の行為を自ら決定できること」と「自分の意図に他者がどう反応するかに関して信頼性のある予測が可能なこと」が両立すると考えているのである。このため、他者の行為を制御できていなくとも、自分の意図に反応して他者がかくかくの行為をするだろうと確かな仕方で予測できれば、それを前提とした意図を持てるということになる。ブラットマン自身によっては明示されていないが、ここでのアイデアは、制御条件が完全には満たされていなくとも解決条件が満たされる場合はあり、意図を持つためには解決条件が満たされていればそれでよい、というものであろう。

意図を持つ条件に関する上記の議論から、個人が集合的行為を意図する場合についてどのようなことが言えるだろうか。まず、上記の議論より、このような意図が成り立つかどうかを考えるにあたって問題となるのは、自己行為条件や制御条件ではなく、解決条件である。そして、ブラットマンの議論によれば、次のような場合には解決条件が満たされる。即ち、他者が、私が集合的行為を意図していると知れば、そのことによって他者もまた同様の意図を形成するだろうと信頼性を持って予測できる場合である。

## 2.3. 共有行為における各々の意図の相互関係

### 2.3.1. 共有行為にあと何が必要か

前節において、個人が集合的行為を意図できるというアイデアの妥当性が示された。だが、人々が意図を共有するとは、単に各々が集合的行為を意図するということではない。

ブラットマンが提示する、人々が共有行為の意図を持つための必要十分条件とはどのようなものか。具体的な条項に関して、初出以降で少しずつ変更は加えられているものの、その構成要素は以下のようにまとめることができる<sup>33</sup>。

- (1) メンバーが各々、(集合的行為としての)「われわれが〇〇すること」を意図する。
- (2) 各々、相手が(1)の意図を持つゆえに「われわれが〇〇すること」を意図する。
- (3) 各々の意図を達成するための具体的な下位計画の内容に関して、互いに噛み合うようすり合わせを行う。
- (4) (1)～(3)がメンバーの間で共通知識である。

このうち、(1)の個人が持つ集合的行為の意図については前節で取り上げた。

(3)の下位計画のすり合わせ<sup>34</sup>の必要性に関しては、以下のように考えることで理解されよう。人々がいっしょに行為する際、具体的な遂行の仕方に関して、各々があまりにも食い違う考えを持っていれば、当然ながら遂行が困難になる。例えばAとBがいっしょに旅行するつもりでいても、Aは飛行機で、Bは新幹線で目的地まで行くものと考えていたならば、出発に当たってトラブルが生じることが予想される。両者はきちんと事前に相談して、交通手段について見解のすり合わせを行っておく必要がある。

この条件に関して、ブラットマンは以下のように補足している。第一に、下位計画について、各々の見解が完全に一致している必要はない。なぜなら、共有行為の遂行に当たって、相手の具体的な下位計画においては、必ずしも知っていたり気にかけていたりする必要のないことがらも含まれるためである<sup>35</sup>。例えばAが二人分の航空券を手配することになったとして、Aがいつどこで航空券を購入するかといったことは、AとBの共有行為の遂行上、Bが気にする必要はさほどないと考えられる。両者の下位計画のすり合わせにおいては、各々の下位計画が互いに妨げ合うことなく、成功裏に進むようであればそれで十分である。

第二に、共有行為の意図を持つに当たって、各々があらかじめきちんと噛み合う下位計画を持っている必要はない。共有行為の遂行に関する具体的な計画の大半は、共有行為の意図を持ってから形作っていくものである<sup>36</sup>。

以上の二点を考え合わせると、下位計画の(ある程度の)すり合わせという条件は十分に現実的で理にかなったものと言えるだろう。

(4)について。「共通知識」(common knowledge)概念については次章で詳しく取り扱うが、ここではひとまずこの条件を以下のようなものとして理解されたい。いっしょに行為する人々の間では、単に(1)～(3)の条件が成立しているだけでなく、それらが成立していることが周知の事実として知られていなければならない。例えば、人々の意図内容が噛み合っている、互いにそのことを知らず、相手はこちらに合わせる気がないがたまたま振る舞いが調和しているだけだと思っただけで行為していれば、いっしょに行為しているとは言い難い(少なくとも典型的なケースから外れるということは理解されよう)。

さて、問題は、(2)で「ゆえに」という語を用いて表される、各々の集合的意図の相互関係である。これは具体的にどのような関係なのであろうか。この関係に関して、ブラットマンは複数の表現を用いて特徴づけを行っている。以下でその詳細を見てみよう。

### 2.3.2. 相手の意図「ゆえに」意図を持つとは

(2)で言われている、相手が(1)の意図を持つ「ゆえに」意図するということについて考えてみよう<sup>37</sup>。これはどういうことか。

これを、相手の意図が自分の意図の原因ないし理由として先行するという意味に取ることはできない。なぜなら、相手の意図が先行して生じることを各々が待っていれば、実際に先行して意図を形成する人は出てこず、従って共有行為が始まらないと考えられるためである。

相手の意図「ゆえに」意図するという条件を満たした場合について、ブラットマンは「相手の意図の実効性 (efficacy) を支持する (in favor of) ような意図を持つ<sup>38</sup>」「部分的には相手の意図の実効性を介して (by way of) 共有行為が進むことを意図する<sup>39</sup>」「相手の意図の実効性を目指す (aim at)<sup>40</sup>」といったことを述べている。これらの表現を参照すると、条件(2)で言われていることがらは、自分だけでなく相手の意図も実現することを目指すといったことであるようにも思われる。だが、各々の意図が一致していることや、全員の貢献なしには実現できないことを各々が意図しているということのうちに、これは当然含まれているはずである。

条件(2)のポイントはどこにあるのだろうか。この条件を満たさない例として言及されるのは、先述のマフィアの例である<sup>41</sup>。このケースは直観的にも共有行為の例と言い難いことが明らかである。それは、この例において人質の意図が無視されているためであろう。

では「相手の意図ゆえに意図する」といった表現が含意しているのは、相手の意図に関してきちんと理解を持った上で意図を形成するといったことであろうか。実は、ブラットマンの論述からは、それだけではないと考えられるのである。

ブラットマンは、互いに相手の意図と行為を予測して、それに合わせて相手の意図と調和的な意図を形成し、行為する場合について言及している<sup>42</sup>。だが、彼はこれを互いの意図が「単に熟慮のためのデータとして<sup>43</sup>」見られている場合であると述べ、条件(1)～(4)が成立する場合はそうでないと論じている。

注意すべきは、共有行為において求められていることが、相手が意図的行為者であるということを理解し、相手に意図を帰属させて振舞いを理解するという以上のことがらだということである。実際のところ、人質を誘拐するマフィアも、例えば拘束に抵抗するといった人質の振舞いを意図的なものとして理解してはいよう。

ここで、条件(2)に関する次のような解釈に触れておこう。即ち、「われわれが〇〇する」ことを他のメンバーに先行して意図する人は、相手の意図そのものゆえにではなく、相手が自分の意図に反応して同様の意図を抱くだろうと予測できることゆえに当の意図を形成できていればよい。文字通りに相手の意図「ゆえに」当の意図を形成する人は、後続する人だけでよい。だが、この解釈を認めると、先行して意図する人は、相手の振舞いを一方的に予測して行為を始めていることになる。先行した人は、後続する人々をまさに「(行為を始めるにあたり必要な)熟慮のためのデータ」を提供するものとして見ているように思われる。端的に言えば、この解釈のもとでは、共有行為にあるべき、人々の対等さや対称的な関係が欠けてしまうのである。この場合、いっしょに行為しているというよりは、先行した人に後続する人々が従っているという記述のほうが適切ではないか。

条件(2)で求められていることは、他の条件で言われていることがら、即ち、人々が行う行為に関する意図が一致していることや、その実現のための道具的意図が互いに整合していること、それらが互いに知られていることには尽くされないはずである。だが、具体的にはどのようなことが念頭に置かれているのだろうか。

ブラットマンの狙いはおそらく、次のような直観を救うところにあるのではないかと推測される。即ち、たとえ相手が意図に基づいて行為していることを認めているとしても、単に相手の振る舞いからその意図を推測し、それを「データとして」参照した上で自らの意図を形成するというのは、相手を単なる観察の対象として扱っている点で、いっしょに行為する関係とはやや言い難い。互いに観察し合うような関係は、一方的な操作や強制等とは異なり相互性はあるにしても、いっしょに行為する人々の関係が備えているはずの対等さや親密さを欠いているのではないか——。ブラットマンが相手の意図「ゆえに」意図を持つという条件を持ち出してくる背景には、このような直観があると考えられる。この直観を、単なる観察・予測ではないというネガティブな特徴づけではなく、ポジティブな特徴づけによって明確化するにはどうすればよいのだろうか。

ここまで、ブラットマンによる共有行為の特徴づけを見てきた。その中で浮かび上がってきた問いは次のようなものである。即ち、条件(2)で言われているような、共有行為する人々の意図の間にある結びつきとは具体的にどのようなものなのか。以下では、4章・5章でブラットマンとは異なる立場の共同行為論を取り上げた上で、そこでの議論から上述の結びつきについて示唆されることを6章において明らかにし、そこからさらに議論を展開させることで当の結びつきの内実を考えていきたい。

ここで、上の議論を異なる角度から捉えてみよう。上でひとつ明らかにされたことは、ブラットマンの言う「ゆえに」関係を抜きにしても、共有行為において生じるような振舞い上の調和は実現可能だということである。つまり、相互的な意図の予測に基づいて各々が集合的行為の意図を形成し、行為することによって、各々の振舞いを調和させることが



可能なのである。これは共有行為に似て非なる集合的行為と言えるが、この種の行為については6章で再び触れる。

さて、次の3章では、共有行為に関する既存の議論の検討を一旦脇に置いて、共有行為概念に深く関わる別の概念に光を当てたい。それは、上で簡潔に触れた「共通知識」概念である。先取りして言えば、この概念の分析を通して、人々の間に成り立っている、根本的な共同性・共通性とでも言うべきあり方が見えてくる。このあり方に注目することは、後で行う共有行為のさらなる分析において重要になってくる。

## 第3章 共通知識とその基盤

### 3.1. 共有行為における共通知識

#### 3.1.1. 「互いに相手の意図を知る」？

第2章において、ブラットマンが考える、共有行為する個人個人に帰属される意図について見てきた。それは集合的行為の意図であり、その内容には当の個人以外の他者の行為への言及も含まれるが、この点は当の個人が他者に対して完全な制御ができることを含意しないというのが、ブラットマンの見解であった。自分と他者を含む集団の行為を意図するには、自分の意図に対して他者が適切に反応してくれることが信頼性を持って予測できれば十分であり、その場合、他者自身による自らの行為の決定が妨げられることはない。

以上のような議論によって、「個人が自分以外の他者の行為について意図する」というアイデアに関する懸念に対し、ひとまずの説明が与えられた。だが、これだけでは共有行為の特徴づけの一部分が明らかにされたに過ぎない。

A、B各々が集合的行為を意図しているとき、両者が共有行為の意図を持つと言える状態が成立するために何が必要となるかが、前章後半において問題となった。注意すべきは、両者がそれぞれ集合的行為を意図していたとしても、互いに相手が集合的行為を意図していると知らない場合がありうるということである<sup>44</sup>。

具体例で考えてみよう。マフィアが人質を拘束してトランクに詰め、ニューヨークへ向かうという事例のバリエーションを考えてみる。実はこの人質は、自分の所属する会社に嫌気がさしており、初めからマフィアのボスに取り入って会社の情報を売ろうと考えていた。企みを首尾よく運ぶためには、会社の同僚や上司に感づかれてはならない。そこで、抵抗しつつもマフィアに拘束されてしまったふりをするので、うまくマフィアと行動を共にすることに成功したのだった。人質を拘束したマフィアはこのことを知らない。

この場合、単に人質が無理矢理ニューヨークへ連れて行かれた例とは異なり、マフィアと人質の双方にニューヨークへ行くという集合的行為の意図がある。だがこの例は共有行為の例とは言い難い。それは、各々の意図が同じであっても、それがお互いに知られていない以上、適切なつながりを欠いているように思われるためであろう。では、この例に対してどのような条件が付け加われば、マフィアと人質の行為は共有行為となるのだろうか。

直ちに思いつく答えは「彼らが互いに相手の意図を知っていればよい」というものである。だが、本当にそれで十分なのだろうか。次のように考えてみよう。上の例において、人質はマフィアの意図を知っている。では、マフィアの方が人質の隠された意図に気付けばよいのだろうか。しかし、マフィアが人質の隠れた意図に気付いたとしても、人質の方が「マフィアは私の真意に気付いていない」と思っていたらどうか。この場合、ニューヨークへ行くという各々の集合的意図はやはり互いに独立であるように思われる。また、もしも、マフィアが自分の隠れた意図に気付いているということに、人質が気付いたとしても、マフィアの方が「私はこの人質の真意を見抜いたが、この人質はそのことには気付いていないだろう」と思っていたらどうか。

上のような想定から明らかなのは、必要とされるのが、単に「互いが相手の意図を知る」という表現によって文字通り表されるような状態ではないということである。この点を説明するためには、「共通知識」と呼ばれる概念の導入が必要となる。これは共同行為をめぐる議論において必ず登場する重要な基礎概念だが、共同行為論の枠内よりむしろ他の文脈において詳細な議論が重ねられている。そこで、多少回り道になるが、以下では語用論の文脈において、共通知識に含まれる無限性を巡ってなされた議論を概観したい。この議論は私たちの共同性のありようについて重要な示唆を与えることとなる。

## 3.2. 共通知識に関する無限性の問題と共有環境定義

### 3.2.1. 反復的定義と無限性の問題

前節において、マフィアと人質の例のバリエーションを提示した。そこから明らかになったのは次のことである。即ち、単に人々が各々、集合的行為を意図しているだけでは、彼らが共有行為の意図を持っているとは言えず、それに加えて彼らが互いに互いの意図を知っていたとしてもなお不十分である。では、さらに必要となる条件はどのようなものだろうか。

ブラットマンは、共有行為の意図の必要十分条件について論じる際に、互いが関連する意図<sup>45</sup>を持つこと自体が「開かれて (out in the open)、公然として (in the public) いなければならない<sup>46</sup>」と述べている。ここで言われる「公然」とはどのようなことであろうか。以下の考察ではこの問いに焦点が当たることとなる。

ここで次の日常的な事例を考えてみよう。アンとボブの二人が一緒に夕食を摂っている。二人はテーブルをはさんで互いに向かい合っており、テーブルの上には一本のろうそくが置かれている<sup>47</sup>。両者とも視覚に異常はないものとする。このとき、テーブルの上のろうそくがあることは、二人にとって自明の事実として前提してよいことである。ボブが「ろうそくが綺麗だね」と言えば、アンは直ちにそれがテーブルの上のろうそくのことである

と理解するだろう。このように、複数人の間で何事かが公然の (public) <sup>48</sup>事実として理解され、特に断りなく前提されることは、日常生活においてごく一般的に生じる。「共通知識 (common knowledge/ mutual knowledge) <sup>49</sup>」概念は、このように、人々の間で公然の事実として知られているという知識のあり方を捉えようとしたものである。何事かが私たちの中で公然の事実であるとき、私たちは何を知っていることになるのか。共通知識概念の定義づけは、この点を探る試みに他ならない。

共通知識の定義として第一に挙げられることが多いのは、以下に示す「反復的定義 (iterate definition)」である。なお、本稿では簡潔のためもっぱら二者間の共通知識を問題にしていくが、取り上げる定義はいずれも、三者以上の間の共通知識への拡張が可能なものとなっている。

A と B の間で、 $p$  ということが共通知識であるのは、  
以下のときそのときのみ：

- (1) A は  $p$  ということを知っている
  - (1') B は  $p$  ということを知っている
  - (2) A は B が  $p$  ということを知っていることを知っている
  - (2') B は A が  $p$  ということを知っていることを知っている
  - (3) A は、B が、A が  $p$  ということを知っていることを知っていることを知っている
  - (3') B は、A が、B が  $p$  ということを知っていることを知っていることを知っている
- (以下、無限に続く) <sup>50</sup>

ここでは、共通知識が無数個の条件によって定義されている。なぜこのような定義が妥当なのかについては、以下の例を考えることで明らかとなる<sup>51</sup>。

アンとボブ夫妻の住む町で映画祭が開催されることになった。ある朝アンとボブは新聞を読み、その日の夜に「マルクス一番乗り」が上映されると書いてあったことについて会話を交わした。そして二人は、夜に映画を見に行く約束をした。その日の夕方、アンは次のような告知を目にする。「本日の映画は『いんちき商売』に変更になりました。」以下、命題「今夜映画祭で上映される映画は『いんちき商売』である」を  $p$  で表そう。

さてこの場合、 $p$  ということが、アンとボブの間で公然の事実となるためには、どのような条件が必要だろうか。アンとボブの両方が告知を見ていればよいのだろうか。しかし、互いに相手が告知を見たことを知らなければ、両者とも「映画の変更を知っているのは自分だけだ」と思うはずである。この場合、 $p$  ということが両者の間で公然の事実となっているとは言い難い。では、各々が映画の変更について知っており、かつ、相手がそれを知っているということも知っていればよいのだろうか。

ここで、 $p$ ということについてお互いが持つ知識に関する知識、つまり、 $p$ ということに関する相互的な高階の知識が登場していることに注目されたい。ある人が単に個人的に  $p$  ということを知っているのではなく、人々の間で  $p$  ということが公然と知られるためには、単に個人に  $p$  ということに関する知識が要求されるのみならず、各々に対して、相手が  $p$  に関して知っていることについての知識も求められる。つまり、各々が以下に示すような知識を持つことが必要になると言える。

アンは  $p$  ということを知っている

ボブは  $p$  ということを知っている

アンはボブが  $p$  ということを知っていることを知っている

ボブはアンが  $p$  ということを知っていることを知っている

ボブはアンがボブが  $p$  ということを知っていることを知っていることを知っている

アンはボブがアンが  $p$  ということを知っていることを知っていることを知っている

etc. …

ここで次のことに注意されたい。即ち、「互いに相手が  $p$  に関して何を知っているかを知っていなければならない」という要請を厳密に課すならば、この反復は無限に続けられることが必要になるはずである。具体的に考えてみよう。アンはボブが  $p$  ということを知っていることを知っている必要がある。また、ボブも同様に、アンが  $p$  ということを知っていることを知っている必要がある。さらにアンは、自分がボブの意図について知っているのと同様のことを、ボブもきちんと分かっていることを、自分の理解していることがボブにとっても自明であるとは考えられないであろう。すると、アンはボブが自分と同様に相手が  $p$  ということを知っていることを知っていることも知っている必要があるだろう。これはボブについても同様である。さらにアンはボブが自分と同様のことを知っていることもまた知っている必要がある…と考えていくと、以下同様の推論を繰り返していくことが可能である。

こうして、反復的定義にあるように、共通知識は無限個の高階の知識から構成されることになる。だが当然ながら、「私たちは本当にそんなに多くの高階の知識を持つだろうか」という疑問が湧くだろう。上に示した、3階程度までの相互的な高階の知識ならば持っていると言ってもよさそうだが、例えば5階、6階となるとどうだろうか。

ここで、次のような考え方はより現実的だと言えよう。即ち、共通知識が成立していると言える状況において、私たちが持っているのは無限の階層構造を成す知識の束ではなく、1階からある有限階までの知識の束である。私たちの間で成立する共通知識とは結局のところ、そのような有限階までの知識の束に過ぎないのではないか。

このアイデアに関して、示唆深いのが電子メールの例<sup>52</sup>である。先の例で、告知を読んだアンが、ボブと以下のようなメールのやり取りをしたと考えてみよう。

アン→ボブ「今夜の映画は『いんちき商売』に変更になったよ」…I

ボブ→アン「了解」…II

どちらのメールも、受け手によってきちんと読まれたものとする。両者の間で $p$ が自明な前提となるためには、このやり取りで十分であろう。このとき、以下が成立している。(各々が成立していると言える根拠を括弧内に示した)

- (1) Aは $p$ ということを知っている (夕刊を読んだことにより)
- (1') Bは $p$ ということを知っている (アンからメールIで教えられたことにより)
- (2) AはBが $p$ ということを知っていることを知っている (ボブからの返信IIにより)
- (2') BはAが $p$ ということを知っていることを知っている  
(アンからのメールIにより)
- (3) AはBがAが $p$ ということを知っていることを知っていることを知っている  
(ボブからの返信IIにより)

注意すべきこととして、(3') BはAがBが $p$ ということを知っていることを知っていることを知っているはこの場合成立していない。これは、アンがボブに対し、IIへのさらなる返信を送ることで成立する。上の例ではアンがボブからの返信IIを読んだことになっているが、ボブの立場からすれば、アンがIIを読んでいない可能性を否定できないだろう。この可能性がないと確信するためには、ボブはアンから、IIを読んだ旨の返信を受ける必要がある。

だが、現実的には、IIに当たるメールにさらに返信(IIIとしよう)を送るのは、どちらかと言えば几帳面な振舞いと言えるだろう。IIIへの返信IVを送ることはいっそう一般的でない。このように考えれば、私たちにとって共通知識が成立するとはせいぜい2~3階までの高階の知識を持つことに他ならないという見方が現実味を持ってくる。私たちにとって、 $p$ ということを知ることがらとして前提するには、2~3階程度までの高階の知識を得ることができれば十分であり、大抵の場合はその前提のもとで、映画祭の例にあるようなトラブルなしにコミュニケーションを行っていけるというのが実情なのではないか。

このアイデアはそれなりにもっともらしいものの、以下のような難点を抱えている。まず、映画祭の例を通して示した通り、有限階までの知識の束は、厳密には共通知識として不十分である。有限階まででよしとすることは、結局のところ、私たちの間に共通知識は成立しえないと認めることに他ならないとも言える。

加えて、次の点を考えてみよう。アンとボブがメールのやり取りではなく、面と向かって「今夜の映画は『いんちき商売』に変更になったよ」「了解」という会話を交わしたとする。やり取りはメールの場合と全く同じである以上、この場合においても、成立しているのは上記 (1) ~ (3) までの条件であり、無限個の条件ではないように思われる。

だが、直接に対面して行う会話の場合とメールの場合とでは大きな違いが生じる。メール上のやり取りでは、前述の通り、ボブはアンが II を読んでいないのではないかという疑いを完全に否定できるような証拠を持たず、従って (3') は成立しない。これに対し、対面の場合であれば、ボブは同様の疑いを持たないだろう。また、ボブのそのような態度は正当であると考えられる。少なくとも、メールの場合とは区別される知識状態が生じることは確かであろう。この場合、メール I、II に等しい内容以上の会話はなくとも、(3') は成立していると考えられる。また、ボブが上記の疑いを持たないことはアンによっても把握されるだろう。従って (4) も成立していると考えられる。(4')、(5)、(5') …についても同様のことが言えるのではないか。つまり、顔を合わせて会話をした場合には、不確かさを残すメール上のやり取りの場合とは違って、単純に有限階までの知識のみが成立しているとは言えない状態が生じているように思われる。この場合はやはり、何らかの意味において無限に高階の知識が成立しているのではないか。

共通知識の反復的定義に関する問題点をまとめておこう。何事かが人々の間で自明である・公然の事実であるといった状況は、きわめて日常的に生じる。そのとき、私たちは具体的に何を理解しているのか。このような状況において私たちが知っている内容を明示しようとする、無限個の命題の組になってしまう。しかし、私たちがこれらをすべて知っている、あるいは逐一確認しているといった想定は心理学的妥当性を著しく欠く。アンはボブとの会話において無限の高階の知識を持っていたり、無限個の条件の成立を全て確認したりしなくとも、 $p$  ということボブとの間で自明のこととして前提できるはずである。無限個の条件から成る定義は、私たちの間に日常的に成立する共通知識のあり方を示したものと考えるのは難しい。

### 3.2.2. 共有環境定義

以下では、反復的定義において登場した次の無限個の命題の束を (ITR) と呼ぶことにしよう。

(ITR)

- (1) A は  $p$  ということを知っている
- (1') B は  $p$  ということを知っている
- (2) A は B が  $p$  ということを知っていることを知っている
- (2') B は A が  $p$  ということを知っていることを知っている

- (3) Aは、Bが、Aが $p$ 这件事情を知っていることを知っていることを知っている
- (3') Bは、Aが、Bが $p$ 这件事情を知っていることを知っていることを知っている
- .....
- (n) Aは、Bが、Aが... $p$ 这件事情を知っていることを知っていることを...知っている
- (n') Bは、Aが、Bが... $p$ 这件事情を知っていることを知っていることを...知っている
- .....
- (以下、無限に続く)

映画祭の例を通して、共通知識が成立する必要十分条件は無数個の命題から構成されることが明らかになった。もしもAが、Bとの間で $p$ が共通知識となっているという確信を得るために、無限個の条件の成立をひとつひとつチェックしなければならないとすると、無限のチェック作業が必要になってしまう。これは明らかに、私たちにとっては不可能なことである。有限のチェック作業によって、これらの条件全体の妥当性を保証することはできないのだろうか。

ここで、(ITR)の各項の関係に関し、次の点に注意したい。任意の $n$ について、(n)から(n')や(n+1)を導き出すことはできない。例えばAが $p$ であることを知っていたからと言って、Bがそれを知っているわけでは必ずしもない。すると、Aが $p$ であることを知っていること、Bが $p$ であることを知っていること、AがBが $p$ であることを知っていることを知っていること...等々は、順を追って別個に確かめなければならないように思われる<sup>53</sup>。この点ゆえに、(1)～(n)までの有限個の命題の組を(ITR)と同一視することはできない。

だがもし、Aが、(ITR)の各項が全てそこから導出されるような有限個の命題を得ることができたとしたらどうだろうか。その場合、Aは(ITR)の各項をひとつずつチェックすることなしに、その有限個の命題のチェックのみによって、(ITR)の正しさを保証できることになる。

何かある有限個の命題から(ITR)を導くことは可能だろうか。次に示す共通知識の「共有環境定義 (shared environment definition)」はこの問いに答えるものである。

共有環境定義において、共通知識を持つとは、手持ちの有限個の知識に基づいて、(ITR)の無限個の命題を推論により導出できるということに他ならない。つまり、共通知識の必要十分条件である無限個の命題は、明示的に知られるのではなく、推論可能なものとして暗黙的に知られるのである。

では、(ITR)の条件の導出を可能にする有限個の知識とは、具体的にどのようなものか。



ここで、本章2節において触れたろうそくの例を思い出そう。アンとボブの二人がテーブルをはさんで向かい合っているとき、テーブルの上にろうそくがあることは両者の共通知識である。この例のように、二人が互いに近接した状態で何かを見たり聞いたりしたということは、共通知識を得るためのもっとも確実な証拠だと言える。

なぜこれが確実な証拠となるのか。それは、二人がひとつの環境を共有しており、そのことによって、互いに相手が自分と同じように当該の環境から知覚的知識を得ると分かっているためである。この点により、各々が、相手との間で知覚的知識を共有していると知ることができる。

以上が共有環境定義の基本的なアイデアである。それではこの定義の具体的な内容を見ていこう<sup>5455</sup>。

まずは、ろうそくの例において、一定の条件から (ITR) の各項がいかに導出されるかを見てみよう<sup>56</sup>。

アンとボブは向かい合ってテーブルについており、二人の間には一本のろうそくがある。二人ともろうそくを見ており、また、相手がろうそくを見ているのを見ている。以下では、命題「テーブルの上にろうそくがある」を  $p$  で表し、アンを  $A$ 、ボブを  $B$  で表す。

この状況をアンの視点から考える。先述の通り、共通知識が成立しているという確信を得るためには、アンは (ITR) の各項について、それが正しいかどうかをチェックしなければならない。但し、次の点に注意されたい。厳密に言えば、アンがチェックしなければならないのは (ITR) の全条件ではない。

(ITR) を次のように二つに分けて考えてみよう。

(ITR-1)

- (1)  $A$  は  $p$  ということを知っている
  - (2)  $A$  は  $B$  が  $p$  ということを知っていることを知っている
  - (3)  $A$  は、 $B$  が、 $A$  が  $p$  ということを知っていることを知っていることを知っている
  - ……
  - (n)  $A$  は、 $B$  が、 $A$  が… $p$  ということを知っていることを知っていることを…知っている
  - ……
- (以下、無限に続く)

(ITR-2)

- (0)  $p$
- (1')  $B$  は  $p$  ということを知っている
- (2')  $B$  は  $A$  が  $p$  ということを知っていることを知っている

(3') Bは、Aが、Bが $p$ 这件事情を知っていることを知っていることを知っている

……

(n') Bは、Aが、Bが… $p$ 这件事情を知っていることを知っていることを…知っている

……

(以下、無限に続く)

アンが (ITR-2) の全てをチェックし、全てが正しいと分かったとする。このとき以下が成り立つ。

Aは (0) 这件事情を知っている

Aは (1') 这件事情を知っている

Aは (2') 这件事情を知っている

Aは (3') 这件事情を知っている

……

Aは (n') 这件事情を知っている

……

(以下、無限に続く)

これは (ITR-1) に他ならない (かつ、そのことはアンにとって自明である)。従ってアンにとっては、(ITR-2) の全ての項が正しいことさえチェックできれば、(ITR) の全項が正しいと知るためには十分である<sup>57</sup>。

さらに、先述の通り、ある条件の成立を知っているということを、それを手持ちの知識から導出できることとして理解するとすれば、「～を知っている」を「～を導出できる

(can infer)」あるいは「～を信じる理由を持っている (have reason to believe)」と言い換えることができよう。(ITR) に登場する「知っている」は、ここではこのような意味を持つものとして理解しなければならない。

この点を頭に入れた上で、アンが知っていることを確認してみよう。

目下の状況は、アンとボブがテーブルの上のろうそくを見ており、また、互いがそのろうそくを見ているのを見ているというものである。H. H. クラークと C. R. マーシャルは、アン・ボブ・対象 (ここではろうそく) が一緒にいる状況を三者共存の状況と呼ぶ。アンは自らが三者共存の状況にいることを理解している。

さらに、ろうそくの例の場面において彼女はいくつかの仮定に依拠している。第一に、ボブが彼女とろうそくに単に目を向けて (look at) いるだけでなく、それらに注意を向けて (attend to) いることを、アンは仮定している (注意の仮定)。第二に、ボブは標準的

(normal) であり、もし彼が彼女の立場だったら、彼女が導くのと同じ結論を導くだろうとアンは仮定している (合理性の仮定) <sup>58</sup>。アンがボブについてこのような仮定を立てていると考えることはきわめて自然である。多くの人々が、他者について日常的に同様の仮定を立てているであろう。

実は、これらの条件から、アンが (ITR-2) の全ての項を導出することが原理的に可能となるのである。以下で導出の過程を詳しく示そう。

まずアンは、自分が三者共存の状況にいることを知っている。これにより、彼女は (0)、すなわち  $p$  (テーブルの上にはろうそくがある) ということを知る。

(0)  $p$

さらにアンは、三者共存についての知識と注意・合理性の仮定から、ボブも自らが三者共存の状況にあることを理解し、従って  $p$  を知ると考えるだろう。つまりアンは (1') を導くことができる。

(1') ボブは  $p$  ということを知っている。

アンは合理性の仮定より、アンがボブの知識について行ったのと同様の推論を、ボブもアンが知識について行うことができるだろうと考える。つまり、自分が (1') を導いた際と同様に、ボブは「アンも自らが三者共存の状況にあることを理解し、従って  $p$  を知ると考えるだろう」と考えるだろうと、アンは考えるのである。これは、アンが (2') を導くことができるということに等しい。

(2') ボブは〈アンが  $p$  ということを知っていること〉を知っている。

再び合理性の仮定より、アンは、自分が (2') を導けるのと同様に、ボブは「アンは〈ボブが  $p$  ということを知っていること〉を知っている」ということを導けるだろうと考える。つまりアンは (3') を導くことができる。

(3') ボブは〔アンが〈ボブが  $p$  ということを知っていること〉を知っていること〕を知っている。

同じ手順を繰り返して、(4')、(5')、… (n') …と無限に知識を導いていくことは、アンにとって正当化されている。つまり、アンにとって (ITR-2) の全項を導出することが正

当化されている。すると前述の (ITR) と (ITR-2) の関係より、アンは (ITR) の全項を導出できることになる。

このように、共有された環境を知覚的知識の証拠とし、さらに注意・合理性の補助仮定を立てることで、無限の相互的な高階の知識の導出が可能となるのである。

共通知識の共有環境定義の形式化の仕方は論者によって微妙に異なるが、ここでは D. ルイスの定義に倣ったクラークとマーシャルの「相互知識生成スキーマ」を挙げておこう。

[相互知識生成スキーマ (mutual knowledge induction schema)]

A と B が  $p$  ということを相互的に (mutually) 知っているのは次のような状態  $G$  が成立するときそのときのみ：

1. A と B は  $G$  が成立することを信じる理由を持つ
2.  $G$  は A と B に対し、各々が  $G$  が成立することを信じる理由を持つことを表示 (indicate) する
3.  $G$  は A と B に対し、 $p$  ということを表示する<sup>59</sup>

(但し、「表示」はルイスによる概念であり、以下のように定義される。

A が  $x$  に対し———ということを表示するのは、次が成り立つときそのときのみ：

もし  $x$  が、A が成立すると信じる理由を持つならば

$x$  はそれにより————ということを信じる理由を持つ<sup>60</sup>)

$G$  は  $p$  という共通知識の基礎と呼ばれる。ろうそくの例では、 $G$  はアンとボブが持つ、アン・ボブ・ろうそくの三者が共に存在している出来事、即ち三者共存 (triple copresence)<sup>61</sup>と、彼らの持つ補助仮定 (auxiliary assumption)、即ち、注意の仮定と合理性の仮定<sup>62</sup>である<sup>63</sup>。

スキーマから無限の相互的な高階の知識を導出する過程の一部を示しておこう。

1. より A は  $G$  が成立すると信じる理由を持つ… (1'') とする  
(1'') と 3. より A は  $p$  ということを信じる理由を持つ… (1)  
(1'') と 2. より A は、B は  $G$  が成立することを信じる理由を持つことを信じる理由を持つ… (2'') とする
- これと 3. より A は、B が  $p$  ということを信じる理由を持つと信じる理由を持つ… (2)  
(2'') と 2. より A は、B が、A は  $G$  が成立することを信じる理由を持つことを信じる理由を持つと信じる理由を持つ… (3'') とする
- (3'') と 3. より A は、B が、A は  $p$  ということを信じる理由を持つことを信じる理由を持つと信じる理由を持つ… (3)

同様の操作で（ITR）の全項の導出が可能となることを見て取れるだろう（先述の通り、ここでは「～を知っている」ことを「～を信じる理由を持つ」こととして理解していることに注意されたい）。

共有環境定義は、無限個の高階の知識そのものによって共通知識を定義づけるのではなく、無限個の知識の導出を可能にする有限個の知識によって共通知識を定義づけるというものであった。これは人々に無限個の知識を帰属させたり、無限個の条件のチェックを要求したりせずすむという点に加え、一定の階以上の高階の知識を、人々に帰属させることが不可能なものとして切り捨てずすむという点においてもすぐれた定義である。

### 3.2.3. 共有環境定義と標準性

これまでの流れで、共通知識の反復的定義とそれが抱える問題、そしてその問題を解決した定義である共有環境定義を概観してきた。以下では共有環境定義における不明確な点を具体的事例に即して明確化し、それを通して、反復的定義と共有環境定義が共通知識の定義としてどのような異なる性格を持つのかを浮き彫りにする。ここで説明の対象となるのは、共通知識の成立を支える注意・合理性の仮定である。

共有環境定義において、共通知識の成立のための必要十分条件を与える鍵となっているのは、三者共存と注意・合理性の仮定である<sup>64</sup>。このうち、三者共存は物理的に特定可能である。だが、注意・合理性の仮定を立ててよいのはいついかなる場合だろうか。この点が明らかにされなければ、私たちが共通知識を得るための必要十分条件は、結局分からないままである。

注意・合理性の仮定を立ててよい場合とは、相手が自分と同じように知覚し、推論し、同じ結論を導くと仮定してよい場合のことである。これは単に知覚能力や推論能力だけの問題ではなく、個々の状況に関して相手の持つ背景知識も関わってくる。このような仮定は、相手についてあらかじめ良く知っていなければ立てることができないようにも思われる。

だが、次の例を考えてみよう。ある街の通りにレストランがある。そのレストランには大きな窓があり、その窓からは、店内のテーブルの上に大きなろうそくがあるのが見える。このろうそくは大変珍しく華美な形をしているため、目にした人はつい注意を奪われてしまう。さて、このレストランの前で、偶然通りかかった二人の人々が窓越しにろうそくを目にして思わず立ち止まり、しばらく眺めていた（両者をそれぞれアンディ、バーバラとしよう）。彼らは全くの赤の他人同士であり、たまたま同じタイミングでレストランの前を通りかかっただけである。両者はいずれも健常な視力を持ち、また、健常な視力を持つ人がマジョリティであるような環境で育ってきたものとする。

このとき、何か否定的な証拠がない限り、アンディもバーバラも二人の間で「テーブルの上にろうそくがある」という共通知識が成立していることに疑いを持たないだろう。ア

アンディがバーバラに対し、「あれは見事なろうそくですね」と話しかければ、バーバラはアンディが何についての話をしているか即座に理解するはずである。

このような場合において、アンディがバーバラとの間で共通知識が成立しているかどうかを確かめるために、バーバラが合理的推論能力を持つか、またどんな背景知識を持つか等、逐一確認するとは考え難い。アンディは、バーバラのように振舞っている人ならば誰でもろうそくと彼の存在に気付くはずであり、そのことは確かめるまでもなく自明であると考えているだろう。バーバラも同様である。だからこそ、互いの中で共通知識が成立していることに疑いを持たないのである。

だが、ここでの「誰でも」は文字通り全ての人のことではない。目が見えない、考え事をしていて、あるいはろうそくでなくテーブルについている知人に注意が向いていた等、何らかの事情ゆえにろうそくに目を留めない人もいるであろうことは自明であり、彼らもそのことを理解しているはずである。だが、そのような特別な事情を持たない限り、誰でもあれ、立ち止まって店内に目を向けているならばろうそくに目を留めているはずだと彼らは信じている。そのことが、見知らぬ相手との間で共通知識が成立しているという確信を支えているのである（この点は、共通知識が社会文化的通念や社会的規範に大きく依存するものであることを含意するが、それについては後で触れる）。

より明確に言えば、彼らは人々の標準的な知覚・推論のあり方についての理解を持っており、テーブルの上にもろうそくがあるという出来事は、そのような知覚・推論のあり方のもとでは十分に顕著なものなのである。私たちは特別な事情がなければ、他者は標準的な知覚能力・推論能力・背景知識を持ち合わせているだろうと仮定している。注意・合理性の仮定が成立するか否かの判断は、この仮定に依存しているのである<sup>65</sup>。

すると結局のところ、注意・合理性の仮定の成立、そして共通知識の成立は「特別な事情」が見当たらない限り仮定されるものとなる。つまり、私たちにとって環境の中の何かにについての知識は、何らかの「特別な事情」がない限り、当の環境の中にいる人々との間の共通知識でもあると言える。

以上の考察から、反復的定義と共有環境定義について次が言えよう。

共通知識概念は、何事かが人々の間で公然のことがらとして自明に知られるという知識のあり方を捉えるものであった。反復的定義はこれを、人々が互いの知識について互いに知っているようなあり方として説明しようとしたものである。これに対し、共有環境定義は共通知識を「(特別な事情がなければ) ふうふう誰でも気づくような出来事についての知識」として説明する。ここで言われる「ふうふう誰でも」は、人々の標準的な知覚・推論・背景知識のあり方を前提している。そのような知覚・推論・背景知識のあり方に照らして、注意を捉えるのに十分であるような目立つ出来事が起これば、その出来事は、標準的な知覚能力・推論能力・背景知識を持った人々全てに知られるだろう。このように、標準的な

あり方をした人ならば誰にでも明白であると思われるような一定の出来事に訴えて共通知識を担保するのが、共有環境定義なのである。

反復的定義において、人々が知識を共有することのうちには、当の知識を共有する人々同士が、互いに相手の心的状態について知ることが含まれていた。これは、知識を共有することの概念的な理解としては適切であろう。だが、それが実際にどのような仕方で実現されているのかについて、反復的定義は答えを与えてはくれない。この点に答えたのが共有環境定義であると言えるだろう。共有環境定義において、人々が互いに相手の心的状態を知ることが一応可能となっている。だがそれは、標準的な心のあり方についての知識をもとにデフォルトで仮定するという仕方によってである。つまり、知識を共有する特定の相手の心的状態に関わる知識は、知識主体一般の標準的あり方についての知識を介して知られているのである。

### 3.3. 共通知識の基盤となるもの

#### 3.3.1. 標準性の理解の共有

上記のように考えると、共有環境定義が共通知識に関して次の二つの含意を持つことが見えてくる。

第一に、共通知識を共有する個別的な相手について具体的に知ることや、コミュニケーションを通して相手の意図を確かめることは、共通知識を成立させるために必ずしも必要ではない。アンとボブのろうそくの例や、会話の例、メールの例は、視線を交わして互いの存在を認め合ったり、互いに言葉を交わし合ったりした人々の間に共通知識が生じる例であった。だが、共通知識は、アンディとバーバラのように互いをよく知らず、言葉を交わしたことのない赤の他人同士の間にもごくふつうに生じるようなものなのである。

例えば、次の事例を考えてみよう。ある休日、街の広場にたくさんの人がいる。人々はそれぞれ、散歩をしたり買い物をしたりと思い思いに過ごしている。彼らは何か同じひとつのイベントのために集まったわけではない。また、互いに知り合いというわけでもない。このような状況で、突然強い雨が降り出した。

私たちがこの広場にいたとしてみよう。もし雨が十分強いものであれば、雨が降っていることが自分と同時に広場にいる赤の他人との間で共通知識となっていることは私たちにとってきわめて確かなことである。この点に関する私たちの確信は、強い雨という出来事には誰もが気づくだろうという、標準的な知覚のあり方についての理解に支えられている。

第二に、標準的な人間のあり方についての理解は人々の社会文化的背景に大いに依存するため、共通知識の成立も社会文化的文脈に影響を受ける。上の例と類似の例として、街の広場で大きな雷鳴がした場合を考えてみよう。雷が鳴ったことは広場にいる人々の間で

共通知識となるように思われる。だが、この街がろう者の多い地域であったらどうか。この場合、人々の間で共通知識は成立せず、また雷鳴をはっきりと聞いた人であっても、雷が鳴ったことが共通知識となるとは考えないだろう。なぜなら街の人々が、彼らのうちの多くは耳が聴こえないという背景知識を持つためである。

### 3.3.2. コミュニケーションと共通知識

アンとボブが面と向かって会話を交わす例を思い出してみよう。この例において、二人が共有している環境のうちには、アンがボブにコミュニケーションを取るという出来事が、明らかに気付くようなものとして現れている。この出来事により、映画の変更についての事実が両者の間の共通知識となると言える。

だが、この例において共通知識となっていることがらは、実はこれだけではないと考えられる。アンはこの例において、ボブに対し話しかけるという行為、より一般化して言えばボブにコミュニケーションを取る行為を行っている。この行為によって、単に映画の変更についての事実のみならず、「アンがボブとコミュニケーションする意図を持つ」という事実もまた、二人の間に共通知識となる。両者はこの共通知識を得ることで、それまでとは異なった仕方で互いに関わり合うことが可能になるであろう。この点を、Eメールの例に基づいて以下でより詳しく述べよう。

Eメールの例では、アンはボブに「今夜の映画は『いんちき商売』に変更になったよ」というメールを送信している。これは相手にコミュニケーションを取る行為であるという点で、直接話しかける行為と共通している。従って、メール送信という行為により、「アンがボブとコミュニケーションする意図を持つ」という事実がボブに対して示されることになる。さて、この事実は、「アンが一定の内容について関心を持っており、それに関するボブからの返事を聞く態度がある」ということを含意している。するとこの含意により、ボブは「自分が返信を送ればアンはそれを読むはずだ」と信じるそれなりの理由を持つことになる。より正確に述べれば、ボブは、単にアンが返信を読むことが確実だと予測するのみならず、アンは返信をきちんと読むべきだという規範的な期待を持つであろう。この点はアンも理解しているはずである。なぜなら、これは両者が持つ、コミュニケーション（とりわけ、Eメールを介したコミュニケーション）についての背景知識から導かれることがらだからである。以上を踏まえると、Eメールの例において、(ITR) に含まれる「(3') ボブはアンがボブが  $p$  ということを知っていることを知っていることを知っている」が（そして (4)、(4')、(5) …が）成立していると考えことはそれなりに正当化されると言えよう<sup>66</sup>。

コミュニケーションを含む二つの例の考察から、次のことが分かる。即ち、一方が他方にコミュニケーションを取ることで、伝えられる具体的な情報についての共通知識のみならず、コミュニケーションを取ろうとする意図についての共通知識も成立する。そし



て、後者の共通知識は、その後の両者の関わり合いにおいて、それまでにはなかった規範的な期待（例えば、互いに相手に対して適切に応答しなければならないといったもの）を生じさせる。

### 3.3.3. 標準性の理解の共有がいかにして可能となるのか

共通知識をめぐる議論を通して明らかになったのは次のことであった。即ち、人々の間で共通知識の成立が可能となっているのは、人々が標準的な知覚能力・推論能力・背景知識のあり方に関する理解を共有しており、それが共通知識の成立のための基盤となっているからである。では、このような知識主体一般の標準的なあり方についての理解を人々はいかにして獲得するのだろうか。

共通知識の成立に関する上記のような説明は、一見したところ、「人々の間で標準的な知覚能力・推論能力・背景知識のあり方が共通知識として知られている」という含意を持つように思われるかもしれない。だが、標準的あり方についての理解が共有されている状態を、何らかの共通知識が成立している状態として見ることは妥当であろうか。

注意すべきこととして、「既に成立した共通知識が背景知識の一部となって他の共通知識を基礎づける」ということは珍しくないであろう。例えば、初対面の二人が会話をしている、彼らの出身地が同じであることが共通知識となった場合、各々が互いに共通のものとして前提する背景知識のうちには、彼らの地元出身者なら大抵は知っているようなことがらが含まれるようになる。また、上で見たアンとボブの会話の例においても、「アンがボブとコミュニケーションする意図を持つ」という共通知識がアンの呼びかけによって成立し、その後の二人のコミュニケーションを支える背景知識となっていると言える。

このように、ある共通知識が別の共通知識の基礎を成すことは起こり得ないことではない。だが、共通知識の基礎が常に何らかの別の基礎によって支えられるような共通知識であるとは考え難い。このような見方は、ある共通知識について、それ自体がある基礎に支えられているだけでなく、その基礎が共通知識となるためのさらなる基礎があり、その基礎にもまた別の基礎が…という仕方で無限後退を招いてしまう。

私たちの間の共通知識が、既に共有された標準的なあり方に関する理解に支えられて成り立つことは確かである。そして、そのような理解の中でもきわめて基本的なものは、それを支える基礎なしに端的に立てられているはずである。それはどのようにして獲得され、共有されているのだろうか。

この問いに対する適切な答えは「人々の身体的特徴や能力におけるおおまかな共通性に基づき、社会生活の中で獲得され、共有される」というものであろう。このような仕方で共有される標準的なあり方についての理解の具体例としては、「ある人の目の前になにか物理的対象があつて、その人が対象に目を向けていれば、特別な事情がない限り、その人は対象の存在に気付いている」といったものを挙げることができよう。これはレストラン

の例や広場の例で見たように、コミュニケーションや共有行為をしている関係にない人々の間でも共有されているようなものであり、コミュニケーションの可能性の条件を成していると考えられる。

つまり、人々が知識主体一般の標準的あり方についての理解を共有することが可能となるのは、人々の間で、身体の構造や能力、知覚能力、推論能力、原初的な感情のありよう等々が概ね一致しており、かつ、(程度差はあれ) みな概ね同様の生活環境において社会生活を営み、同様の生活習慣や慣習、社会制度のもとで発達してきたためであろう。注意すべきこととして、生得的な要因に発達段階での学習が加わることで確立されていく様々な能力や傾向性の内には、自分と他者の知覚や認識等のありようを概ね同一のものと捉えるような傾向性も含まれているはずである。

上記の点に関して、標準的あり方についての理解の共有が崩れる場合を考えてみることに有益である。例えば、色覚異常のない人とある人との間、体が大きい人と小さい人の間、異なる文化圏や生活環境で育った人同士の間等では、「人がふつういかなる状況において何を知覚し推論するか」という前提が互いにずれているために話が噛み合わないといった事態が容易に想像されよう。

本章では共有行為の問題からは少し離れ、共通知識について詳しく取り上げた。議論を通して浮かび上がってきた、標準的あり方についての理解の共有というポイントは、6章において重要なものとして登場する。

次章では共有行為に話題を戻し、ブラットマンの議論が残した問いに再び目を向けることとしよう。それは、共有行為する人々の間に特有の関係についての問いである。

## 第4章 共有行為と集団性

### 4.1. 共有行為における相互関係とは

#### 4.1.1. 共有行為と合意

2章では、ブラットマンの議論の検討を通して、共有行為する人々が互いに「相手の意図ゆえに意図する」とはどういうことかという問いが浮かび上がってきた。この表現は、共有行為する人々の間に、単なる振る舞い上の調和や、意図の内容の一致・整合、またそれに関する共通知識に訴えては説明されないような、何らかの密接な関係があることを示唆している。

ここで、共有行為する人々の相互関係の特殊さについて考えるために、いま一度共有行為の例と非共有行為の例とを比較して、その間の特徴的な違いに注目してみたい。2章で触れたマフィアの例を思い出してみよう。この例と、友人同士の二人が連れ立ってニューヨーク旅行へ行くといった例との間で、顕著な違いはどこにあるだろうか。

2つの例の違いとして直ちに思いつくのは「合意の有無」という点であろう。つまり、友人同士でいっしょにニューヨーク旅行に行く場合、ニューヨークに行くことは二人の合意のもとで行われているが、マフィア事例の場合、マフィアは一方的に人質を連れ去っており、マフィアと人質の間に合意はない。

この違いは一見して、共有行為の成立の有無に影響を及ぼしていそうに思われる。この点を考えれば、集団行為者性を合意という観点から分析していくこともできそうに思われる。

しかし、このアイデアには次のような問題点がある。まず、共有行為には明示的な取り決めなしに為されるものが数多くある。さらに、そもそも相互的なやり取りを通じて合意をすることそれ自体も共有行為の一種と考えられる。よって、ある集合的行為が共有行為か否かの基準を合意の有無に置くことには無理があると言えよう。

だが実のところ、共有行為の成立の鍵が合意にあると見るアイデアには、次節以降で述べる M. ギルバートの説における重要な要素が萌芽的に含まれている。その要素とは、共有行為の分析に当たって、共有行為に対する参加者の「意志」や「コミットメント」（これらの語の具体的な含意については、この後の議論において示していく）を問題にすると

いうものである。ギルバートの議論は、上で述べた「合意の有無」に訴えるアイデアをより突き詰めたものと見ることもできる。以下ではギルバートの議論を通して、参加者たちの「意志」に注目していくが、その中で参加者たち間の独特な結びつきも見えてくることとなる。

## 4.2. 共有行為に関するギルバートの議論

### 4.2.1. 共有行為における権利／義務

以下ではギルバートの議論を取り上げる。彼女の議論の大きな特徴は、集団そのものがひとつの行為者として意図を持ち、行為することを認める点にある。

ギルバートの議論は、明確に論証を組み立てていくというよりは、具体例を通して直観に訴え、その直観をそのまま汲み取るような独自の概念を導入して話を進めていく傾向を持つ。このため、分析の明快さ・精緻さという点では疑問を残すところがあり、また実際のところ、厳密な再構成を行うことが困難である。だが、後述する例にも現れているように、彼女の議論のユニークさは、日常的な「いっしょに行う行為」において見られる細かな機微に注目した分析を試みているところにある。そこで本稿では、ギルバートの議論を詳細に渡って精緻化していくというよりはむしろ、彼女が共有行為に関する諸概念の導入を通して示したかったことのエッセンスを汲んでいくような形で再構成を行いたい。

議論に入る前に一点注意されたい。本稿の用語法で述べれば、ギルバートは共有行為を集団行為として捉え、共同行為一般を集団行為に他ならないものとして扱うというアプローチを採っている。以下ではギルバートの議論を基本的に共有行為についてのものとして述べ直すが、特に共同行為一般を念頭に置いた上でのギルバートの主張と見られるものについては「共有行為（共同行為）」という言い方も用いることとする。

それでは、ギルバートの議論を詳しく見ていこう。ギルバートは、共有行為（共同行為）する人々の関係が相互的な権利ないし義務を伴うと主張する。この点についての説明を与えることが、共有行為（共同行為）の分析を行う上での重要な課題となると彼女は考えている。これは彼女の議論のきわめて特徴的な点である。

まずはギルバートが用いる具体例を参照しながら、共有行為（共同行為）する人々の間の権利と義務について見ていこう。

[ロンドン行き例]<sup>67</sup>

JとKはロンドン行きの列車でばったり会った。二人は互いに相手といっしょに行きたいと思ったが、口には出さず、特に意図的ではないようなふりをして隣の座席に座った。二人で少し話をしていると、Jの同僚であるLが現れ「ちょっと急ぎの用が

あって、よければ来てほしいんですが、ごいっしょでしたか (travelling together) ?」と尋ねてきた。Kは「いいえ、ちょっとお喋りしていただけです」と答えた。

〔散歩の例〕<sup>68</sup>

SとTがいっしょに散歩している。このとき、もしもTが勝手に先へ行ってしまったならば、Sが「勝手に先へ行かないで」とTを非難することは妥当である。Tはそれに応じてSを待ったり、歩みを遅くしたりしなければならないだろう。

これらの例から次のことが見てとれる。即ち、いっしょに行為することは、相手の振舞いに干渉したり介入したりする権利や、それに従う義務があるかどうかに関わることからである。ロンドン行きの例において、LはJを連れていこうとする際に、JとKがいっしょにいるのかどうかを確認している。このようなLの振舞いには、JとKがいっしょにいるのであれば、KはJの振舞いについて自分よりも優先的に口出しできる立場にあるという同僚の考えが現れている。そして、KはLの質問に対して否定で答えることで、自分はJといっしょにロンドンへ向かっているわけではなく、従ってJがLとともに自分の元を離れたとしても、それに関して口出しできる立場にはないということを（つまり、LがJを連れて行っても問題ないということを）伝えている。

このように、LやKの振舞いにおいては、JとKがいっしょにロンドンへ行くことに関連して生じうる、LとKの立場の違いに対する一定の考え方が表れている。平たく言えばそれは、「いっしょに行為している同士ならば、その行為のために互いに互いの振舞いがある程度拘束できる権限を、第三者に優先する形で持っている」といったものであろう。これはLやKの個人的な考え方などではなく、私たちが日常的に行っている「いっしょに行為する」ということについて、私たちが持っている理解のうちに含まれるものだと言える。だからこそ、私たちは上記の例を、ごく卑近で自然な例として理解できるのである。

散歩の例においても、登場人物の振舞いのうちに「いっしょに行為すること」に関する同様の考え方が表れている。Tの振舞いは、いっしょに散歩するという行為を一方的に崩そうとするものである。このような振舞いに対して、Tといっしょに散歩している相手であるSが非難を行うことは妥当なものであろう。もちろん、SとTを傍観していた人物がTに対し「そんなことをしてはいけない」と注意したとしても、それはそれで妥当である。だが、Sと傍観者との間で、Tの振舞いに対して持っている権限が異なっていることは明らかである。

以上のような例においては、いっしょに行為することに関して私たちが持っている理解のうちに含まれる、次の点が表れている。即ち、いっしょに行為する二人の間には互いに対し、いっしょに行う行為を遂行させる権利／する義務がある。このような互いに対する権利／義務を、ギルバートは共有行為（共同行為）にとって構成的な特徴と考えているのである<sup>69</sup>。

#### 4.2.2. 共有行為（共同行為）へのコミットメント

ここで、どうすれば J と K の間で「いっしょに行くこと」が成立するかを考えてみたい。「いっしょに行くこと」が成立する具体的な状況を明らかにし、そこで何が起きているかを精査することで、人々のある振る舞いが「いっしょに行くこと」であるための条件が見えてくると考えられるためである。

両者にとって、互いに相手がどう思っているかを確かめ合うことが必要なのは明らかである。いっしょに行っているのかどうかを尋ねられた際に否定で答えるという K の態度は、私たちが持つ「いっしょに何かすること」の理解に照らして妥当なものである。もしここで K が「J と私はいっしょにロンドンへ向かっている途中だ」と答えていたとしたら、K の言い分はいささか妥当でないと思われるだろう。この点に関し、例の受け取り方は人によって多少異なるかもしれない。J の態度や両者が置かれた状況のディテールが、K に「自分たちはいっしょに行為している」と思わせるに十分なものであったと想定することも不可能ではない。だが、少なくとも、上のような K の返答は当の状況においてイレギュラーな、説明を要するものであり、J に違和感や驚きを生じさせてもおかしくないものであるとは言えよう。仮に J がそのような K の態度を不当なものに感じ、腹を立てたとしても、その怒りはもっともなものだと言えるだろう。これらの点の根拠はまさに、互いに対して互いの考えが明らかになっていないことだと言える。J が腹を立てるのは、K が J に対するなんらの確認なしに、勝手に彼らが「いっしょにロンドンへ行っている」ということにしているからこそなのである。

J と K が「いっしょにロンドンへ行っている」状態になるためには、両者が互いに対して、自分は相手といっしょにロンドンへ行きたいという気持ちがあることを伝え合わなければならない。では、彼らは具体的にどのようなことをすればよいのか。

ギルバートによれば、上記のような状況で J と K の両者が互いの気持ちを伝え合うために、「いっしょに行こう」「うん」といった明示的な言語的やり取りを通して合意することは必ずしも必要ない。相手といっしょに行きたい・行くつもりがあるという気持ちを伝え合うことは、相手に対して自分の隣に座ることを促したり、そのような相手の促しに応じたりする等、いっしょに行くことに対して積極的な姿勢を互いに示し合うことによっても可能である<sup>70</sup>。この点についてギルバートは、両者がいっしょに行為するには、目的達成のために相手と『力を合わせる』意志があること（*that he is willing to join forces with the other*）<sup>71</sup>を互いに示す必要があると表現している。

ここで、以下の点が当然ながら問われよう。即ち、彼女の言う「意志（willingness）<sup>72</sup>」とはどんなものか。また、それは何らかの個人の心的状態なのか、もしそうならば、意図や信念といった他の心的状態とどのような関係にあるのか。これらの点はギルバートの論述において必ずしも明らかでないが、少なくとも以下のことは言える。

まず、ギルバートの言う「意志」について。目下想定されているような状況、すなわちこれから人々がいっしょに何かをしようとする状況において、素朴な意味での互いの「意志」の確認の必要性に言及することは、私たちの日常的な「いっしょに行う行為」の実践に鑑みて、十分に理にかなったことであろう。平たく言えば、上で示したとおり、お互いにやるつもりがあるかどうかをちゃんと確認し合った上でなければ、いっしょに何かするというわけにいかない、ということである。より素朴でない表現を用いれば、次のように言えよう。「～しよう」といった発話に限らず、様々な具体的な振る舞いを通して示されるところの、いっしょに行う行為の実現に対して積極的な態度、ギルバートはまさにこれに言及する形で『力を合わせる』意志」という語を用いていると考えられる。

そして、『力を合わせる』意志」が個人に帰属される何らかの心的状態なのかどうかについては次が言えよう。少なくともギルバートの議論において想定されているものは、単なる物理的状态や、個人の振舞いの傾向性といったものではないはずである。『力を合わせる』意志」は何らかの仕方で、目指されるところの共有行為の実現に関連する諸信念・欲求と概念的関係を為しているはずである。そうでなければ問題の「意志」が共有行為の実現に向けた人々の具体的な行為を導くことはないであろう。よって以下ではひとまず、『力を合わせる』意志」を個人の何らかの心的状態として捉えて話を進めていきたい（この点は後の議論で修正を加えられることになる）。

ところで、上述のギルバートの議論において次の点に注目されたい。即ち、彼女は、明示的な言語的やり取りが為されることをいっしょに行う行為の成立要件とはしていない。このような考え方は妥当なものであろう。「いっしょに〇〇すること」を成立させるために、いちいち明示的に「いっしょに〇〇するかどうか」に言及する形で合意を行わなければならないと考えるならば、私たちの行っている「いっしょに〇〇すること」の理解としては極端に範囲の狭いものになってしまう。私たちは実際にはもっと様々なやり方で互いの考えを確認し合っているはずである。注意すべきこととして、この点を認めたとしても、ロンドン行きにおいて、JとKがいっしょにロンドンに行くことが成立するとは言えない。なぜなら上の例では、JとK両者とも、いっしょにロンドンに行くことに関する自分の考えを相手に言葉で伝えていないのみならず、振る舞いによって表してもいないためである。

さて、ここまでで言われているのは、実質的には『いっしょに〇〇すること』を成立させるためには、互いに『いっしょに〇〇したい』といった表現で示すことができるような、いっしょに行う行為の実現に積極的な態度（＝『力を合わせる』意志）を伝え合うことが必要である」ということである。だがこれでは、当の『力を合わせる』意志」を伝え合うことによって当人たちがどのような状態に至ったのかについて、「いっしょに〇〇できるような状態」以上のことは言えないであろう。「いっしょに」行為するとは、結局どのような（複数人の）行為のあり方なのか。

ここで、『力を合わせる』意志」、つまり共有行為の実現に積極的な態度とはいったいどのようなものなのかについて、より詳しく考えてみよう。ギルバートの用いる他の例には次のようなものがある。

〔散歩の例 (2)〕

あるカップルが散歩に出掛けようとしている。カップルの一方がパートナーに散歩に行く用意はできたかと聞かれて、「そちらが大丈夫なら私は準備 OK (“I'm ready if you are”/“I'm ready when you are”)<sup>73</sup>」と答える。

これは共有行為を始める際のやり取りとして、ごく自然なものであろう。

ここで次の点に注意されたい。上記の例において、カップルの一方が他方に返す答えは一見、「あなたが散歩に行くつもりなら、私もそのつもりだ」というふうに、相手の意図に依存した条件付き意図を伝えるものであるように見える。だが実際のところ、例における返答はこれとは異なる。この点は次のように考えれば明らかだろう。もしも双方が文字通りに「相手が〇〇するつもりならば私も〇〇するつもりだ」と考えていたとしよう。つまり、相手の意図に依存する条件付き意図を持っていたとしよう。この場合、各々の意図の条件である「相手が〇〇するつもりである」つまり相手が〇〇する意図を持っているということは、両者の意図のいずれについても満たされない。具体的には、以下のような例を考えてみよう。

〔マクドナルドの例〕

PとQの二人が、出掛けた先で昼食を取るようになった。

P「お昼、何にしよう」Q「マックがあるね」P「あなたがマックがいいなら私もマックでいいけど」Q「いや別に、でもあなたがマックがいいならマックでいいけど」P「いや、」……

この場合、両者はいっしょにマクドナルドに入るかどうかを決められない。他方、散歩の例 (2) では、同様の堂々巡りが生じるとは考え難い。散歩の例 (2) においては、各々が「自分の用意は出来た、あとは相手の用意さえ整えば出掛けられる」という状態になり、互いにそれを伝え合うことでまさにいっしょに出掛けられる用意ができるという経緯が、例における出来事の後にごく自然に続くものとして想定できる。このように、人々が各々、相手の意図に依存した条件付き意図を持つのは異なるが、なお相手の状態に依存した仕方「相手さえ OK なら自分はいつでも行為に踏み出す用意が出来ている」状態になっており、そのことを互いに伝え合うことで、「いっしょに行う行為」に踏み出せるという事態は、十分にあり得るものとして理解できるのではないか。



ロンドン行きの例を通して見てきたのは次のことであった。即ち、たとえ二人の人々が同様に相手といっしょに〇〇したいと思っていたとしても、そのような互いの気持ちを互いに確かめ合わない限り、両者とも、自分には相手の行為に介入する権利がない。このことは、日常的に為される「いっしょに行為すること」について私たちが持つ理解のうちに含まれることがらである。

確かに、相手といっしょにロンドンへ行くことを望むのであれば、相手に自分と同様、いっしょにロンドンへ行くつもりがあることを確認する必要があるだろう。相手を無理矢理引っ張って連れて行く等して、一方的な仕方ですれれば、「われわれがロンドンへ行く」ことを実現させても、いっしょに行為していることにはならない。この点はマフィアの例を通して見た通りである。だがそうはいっても、各々が自分の気持ちよりも相手がどうしたいかを優先させようとするれば、両者のやり取りは堂々巡りとなり、いっしょに行う行為が実現しない。つまり、各々が同様に「いっしょに行う行為」を実現させたいと思っていることを示さなければ、人々は共有行為に踏み切ることができないのである。

この点を踏まえた上で、ギルバートの言う『力を合わせる』意志』について考えてみよう。いっしょに行う行為の開始に当たっては、人々は各々、単に自分が〇〇したいという気持ちのみに基づいて相手を無理矢理巻き込むわけでもなければ、相手が自らの行為に対して持つ権限を尊重して一切の介入を差し控えるわけでもない。各々が自ら「いっしょに行う行為」の実現に向けた積極的な態度を表明すると同時に、相手による同様の表明を待ったり、相手がどう思っているかを問うたりするという、両方の側面があると言える。そのようにして『力を合わせる』意志』の表明が関係者全員によって為された（かつ、そのことが共通知識になった）ときに初めて、彼らはいっしょに行為できる状態になる。

ギルバートは、『力を合わせる』意志』に言及する際に、それを個人が自らの行為について持つ意図等の心的状態の一種として捉えることはしない。これは、個々の『力を合わせる』意志』が、単独で何らかの役割を果たすというよりは、相互補完的に組み合わさることでひとつの共有行為（共同行為）を導くものであることを、重く見ているためであろう。

実際のところギルバートは、主著『社会的事実について』（1989）以降、次第に、共有行為（共同行為）に対する個人の「意志」や個人に帰属される何らかの状態には直接言及せず、人々の「共同コミットメント」について語るようになっていった。つまり、もっぱら個人個人のレベルではなく、集団全体において示される、共有行為（共同行為）の実現に向かう積極的な態度が問題にされるようになったと言える<sup>74</sup>。

個人個人の『力を合わせる』意志』は、それが複数集まって構成される場所の、ひとつの共有行為（共同行為）の実現に向けた、集団それ自体の態度に基づく形で、派生的に捉えられる必要がある。このとき、集団の集団としての態度が、個人のその組み合わせに還元される形で説明されるのではなく、逆に個人の態度が集団のそれに言及する形で

派生的に説明されている<sup>75</sup>。これは集団の“意志”を、存在論的には個人の何らかの心的状態がある仕方に関係し合ってきた、個人の心的状態からの構成物として見つづつ、概念的には非還元的に、集団そのものに帰属される一定の心的状態として捉えるという見方であろう<sup>76</sup>。

ギルバートは、ある行為 J に共同でコミットした人々が、J するひとつの行為者（「複数主体 (plural subject)」）を構成すると考える。そのようにして構成された行為者としての集団が為す行為が、彼女の考えるところの共有行為（共同行為）であると言える<sup>77</sup>。

本節の初めにおいて、共有行為（共同行為）に伴う権利／義務について見てきた。ギルバートはこれを、共同コミットメントに由来するものとして説明している。J することによって共同でコミットすると、そのことにより、あるメンバーが個人的に心変わりしたとしても、その人は自分ひとりの判断で共有行為（共同行為）から抜けることはできない。ここでは、人々が共同でコミットしたことにより、その中の誰も自分ひとりの判断で変更ができなくなるという点が重要となる。個々のメンバーは共同コミットメントによって、他のメンバーに対して共有行為（共同行為）の遂行の義務を負うのである。メンバーたちは共同コミットメントにより、互いに相手を共有行為（共同行為）に参加させる権利を持つ／する義務を負うという、互いの行為に関する特別な地位を得ることになる<sup>78</sup>。

さて、2章で生じた問いは次のようなものであった。即ち、共有行為する人々の間にある〔私たちが〇〇しようという意図の一致+道具的意図の整合+共通知識〕以上の関係とは何か。ギルバート説からの答えは、「ひとつの行為に共同でコミットして、ひとつの行為者を形成し、それにより相互に権利を持ち／義務を負い合う関係」ということになる。これは即ち「互いが互いに対して『共有行為（共同行為）を遂行すべし』という規範的制約を掛け合う関係」と言えるだろう。

注目すべきは、ギルバート説が、ひとつの行為者としての集団という概念の導入によって「いっしょに行う行為」＝共有行為の解明を与えるものになっている点である。ギルバートは、いっしょに行う行為における相互的な権利／義務の関係を見出し、その関係が成立・維持されていく局面に注目することを通して、当の権利／義務が集団行為者性に由来するものであることを論じた。ギルバート説は、共有行為（共同行為）に特有の相互的な権利／義務というアイデアを介して、共有行為する人々の間の特有の関係を「集団行為者を構成する関係」として位置づけようとしているものと言える。

### 4.3. 共同コミットメントと権利／義務、集団行為者性

#### 4.3.1. 共同コミットメント概念について注目すべき点

ギルバートは日常的な例を多数用いることにより、「いっしょに行う行為すること」＝共有

行為について私たちが持っている理解のうちの特徴的な要素を浮き彫りにしている。だが、「共同コミットメント」や複数主体といった概念それ自体や、それらと共有行為（共同行為）に伴う相互的な権利／義務との関係に関しては、不明瞭な点が少なくない。

ここで行っておきたいのは、共同コミットメント概念について、現在の文脈で特に注目すべきポイントを明らかにすることである。ギルバートの共同コミットメント概念は、彼女の議論において鍵となる概念のひとつだが、上述したようにその説明は直観的・示唆的なものに留まっており、ここで十分に整合的で明確な解釈を与えることは困難である。だが、本稿で追ってきた問題、即ち、共有行為する行為者個人個人の間関係がどのようなものかという問いに議論的を絞るなら、共同コミットメント概念に関して特に注目すべきギルバートのアイデアは次の二点である。第一に、共有行為する行為者個人個人の相互関係を、単なる事実的な整合性や、共同行為の実現の蓋然性といった側面からでなく、権利／義務という規範的な側面から捉えること。第二に、共有行為や共有行為の意図を扱う際に、個人に帰属される行為を扱う行為論の枠には収まらないような道具立てを導入すること。この二点のアイデアを、上記の問いの解明に寄与するものとしてひとまず押さえたい。その上で、それぞれについての検討を通して、ギルバートの議論から汲み取れることがらを明らかにしていこう。

#### 4.3.2. 共有行為と相互的な権利／義務

まず、共有行為と相互的な権利／義務との関係について考えてみよう。

共有行為に伴うとされる相互的な権利／義務とは、次のようなものであった。私たちの持つ「いっしょに行為すること」の理解のうちには、いっしょに行為する人々の間に特有の相互的な権利／義務が成立するという考え方が含まれている。これは当の共有行為の実現に向けて相手に適切な振舞いを取らせる権利、そしてそれに対応する形で相手に対して負う、適切に振舞う義務である。この権利／義務は「共有行為を勝手に止めない」「止めたいときは相手に断りを入れる」「相手が勝手に止めようとしたら非難できる」といった、共有行為に伴う様々な規範的な振舞いにおいて表れている。

共有行為が本質的に相互的な権利／義務を含むというアイデアは、日常的な共有行為に関するものとしては大袈裟に思われるかもしれない。私たちは普段、そこまで厳密に互いを拘束するような仕方でいっしょに行為することはしていないはずである。実際のところ、ブラットマンは、ギルバートの考えるような義務が共有行為にとって本質的なものではないことを示す根拠として、権利／義務がキャンセルできるケースがあるという点を挙げている。それは、相手を脅して強制的に共有行為させるケースや、共有行為を始める前に「嫌になったら相手への断りなしにやめてよいということにしよう」と決めておくようなケースである<sup>79</sup>。

ギルバートによれば、このようなケースは次のように理解できる。まず、脅しを伴うようなケースとは、あくまでも義務を破ってよい・破るべき理由があるようなケースであり、義務が消えてなくなっているようなケースではない。この点は、義務を破るべき強い理由がある場合においても何らかの義務感が残るということを説明する上でも重要である<sup>80</sup>。さらに、共有行為を勝手にやめてよいようなケースにおいては、共有行為それ自体とは別個のやり取り（事前に合意したり、それ以降の同様のケースにおいても勝手にやめてよいことにするという共通了解ができていたり<sup>81</sup>等）を通して、各々勝手にやめてよいということに関する共同コミットメントが形成されていると考えられる<sup>82</sup>。この場合、権利／義務をキャンセルするために特別なやり取りが必要であることそれ自体が、特別な事情がない限り、共同コミットメントにおける権利／義務の発生は免れないものであることを示していると言える<sup>83</sup>。

ギルバートの主張は、単に「共有行為が常に、キャンセルできないような遂行の義務を、明示的な仕方ですら伴う」というものではなく、「私たちが日々行う共有行為は規範的な性格を持った営みである」というものとして理解すべきである。このように理解すれば、彼女の主張は決して不自然なものではないと言えよう。

いっしょに行為する行為者たちの相互関係を説明するには、意図内容の事実上の一致や整合性、また互いの意図に関する共通知識や、互いが持つであろう意図に関する予測の信頼性の高さといった要素だけでは不十分であることが、2章で述べられた。これに対し、相互的な権利／義務という規範的側面に注目するというギルバートの方針は、一定の説得力を持ち、有望であるように思われる。よって、以下ではこの方針をひとまず受け入れて押し進めていきたい。

#### 4.3.3. 集団行為者性と共有行為の権利／義務

続いて、個人の意図や行為を超えた概念の導入という点に注目してみる。これは具体的には、集団意図や集団行為者といったものであった。以下では、ギルバート説における集団の行為者性と共有行為に伴う相互的な権利／義務との関係について、詳しく考えてみよう。

ここで考えたい問いは次のようなものである。即ち、共有行為に伴う相互的な権利／義務は、誰が誰に対して持つものなのか。

上記の議論においては、この権利／義務は明らかに、いっしょに行為する行為者個人個人の間で、互いに対して成立するものとして扱われていた。他方で、ある共有行為（共同行為）をすることに共同でコミットした行為者たちは、自分たちが共同でコミットしたところの内容、即ち自分たちという集団そのものの意図に従っていることになる。

ここにおいては、ある個人に対して課される義務に関わるものが二つあるように思われる（以下、もっぱら義務を中心に議論を進めるが、当の義務に対応する権利についても同

様の議論が適用できる)。つまり、当の個人がいっしょに行為する相手と、いっしょに行為する人々の集団そのものである。

このように、ギルバート説における共有行為（共同行為）において、いっしょに行為する個人 - 個人間の関係と、個人 - 集団間の関係とは、やや錯綜している。以下で整理していこう。

ギルバートの議論によれば、ある共有行為（共同行為）にコミットした人々は各々、共同でコミットしたことに従う義務を、共有行為に参加する他のメンバー個人個人に対して持つことになる。このとき、人々が共同でコミットしたところの内容は、彼らをひとつの集団行為者として見たとき、その集団行為者に帰属される意図の内容に他ならないと言えよう。共同コミットメントについてこのような見方を取ることは、共同でコミットしている個人個人に帰属される意図が集団そのものに帰属される意図に概念的に依拠していることによって正当化される。従って、ある共有行為（共同行為）にコミットした人々は各々、自分たちという集団行為者が意図することに従う義務を他のメンバーに対して持つということになる。

ここで次のことに注意されたい。ギルバート説においては、共有行為する個人個人は集団の意図に従って行為する。だが、ギルバートが論じているところの共有行為に伴う権利／義務関係として光が当たるのは、もっぱらメンバー個人個人の間関係であり、集団行為者は、メンバーたちの相互関係の中に関係項のひとつとして関わってくるわけではない<sup>84</sup>。集団行為者が導入されたのは、共有行為におけるメンバー個人個人の意図を通常の個人の意図と同様のものとして扱うことができないためであった。

4.2. で見た議論では、共有行為に特有の相互的な権利／義務のあり方を精査する中で、共有行為に参加する個人個人が持つ共有行為への“意志”を、個人に帰属される“意志”と同様のものとは考えられないことが明らかになった。この個人個人の“意志”の内容は、集団そのものに帰属される心的状態から派生するものとして捉えることで理解可能になるようなものであった。集団行為者が導入されたのはこの点においてである。

以上を踏まえれば、ギルバートのアプローチにおける特徴的な点として、以下の三つがあることを指摘できる。第一に、共有行為（共同行為）に特有の権利／義務の存在に注目し、共有行為（共同行為）を規範的な側面から捉えること。第二に、共有行為に参加するメンバー個人個人の意図を、個人に帰属される個人の行為の意図とは区別されるものとして捉えること。第三に、集団行為者の概念を導入して共有行為（共同行為）を分析することである。ここでは、4.3.1. で示したギルバートのアイデアのうち、第二点をギルバートがどのように実践しているか具体的に述べたものとして第三点が登場していることに注意されたい。

これら三点は、ギルバートの議論の中で、互いに密接な関わりを持ったものとして登場する。だが、これらの論点は、果たして三つセットでなければ採用できないようなものだ

ろうか。実は、必ずしもそうではないということが、次章で導入する議論において示されている。具体的に言えば、その議論は、第一点と第二点を維持しつつ、第三点は含まないようなものである。

## 第5章 共有行為に関する反個人主義

### 5.1. 非還元主義と反個人主義

#### 5.1.1. 還元主義対非還元主義

これまでの流れをごく簡単にまとめよう。ブラットマンの議論を通して生じた問いは、いっしょに行為する人々が、互いの意図「ゆえに」行為するとはどういうことかというものである。これは、いっしょに行為する人々の間での単なる振る舞い上の調和や、意図する内容の一致・整合、またそのことについての共通知識に訴えても説明されないようなことだった。いっしょに行為する人々の間には、これらの条件とは異なる何らかの密接な相互関係が成立しているのである。ギルバートの議論は、この相互関係を説明するためには、個人の意図や行為のみを扱う通常の行為論の枠組みを超えた道具立てが必要であることを示唆するものであった。

さて、ここで、これまでの議論において見られた対立関係を整理するために有益な概念を導入したい。ブラットマンとギルバートは、共有行為（共同行為）する人々の集団そのものをひとつの行為者として見るか否かについて異なる立場を採っていた。二つの相対する立場はしばしば、次のように表される。

まず、還元主義（reductionism）と呼ばれる立場においては「われわれはいっしょに～する」とは、あくまでも個人個人が意図し、行為するケースの特殊なあり方であるとされる。人々が隣り合って別々に行為する場合といっしょに行為する場合との違いは、個人個人の意図のあり方やその相互関係における違いとして捉えられる。

これに対して、非還元主義（non-reductionism）と呼ばれる立場においては、「われわれはいっしょに～する」とは「われわれ」という集団がひとりの行為者として意図し、行為することであるとされる。これまで見てきたように、共有行為（共同行為）には、個人の意図とその相互関係に訴えるだけでは説明し難い側面がある。非還元主義においては、行為者としての集団という概念の導入によってこの側面に説明が与えられる。

つまり、これら二つの立場は、集団がそれ自体としてひとりの行為者になりうるかどうかについて対立しているのである<sup>85</sup>。

前章までの議論を踏まえれば、共有行為（そして共同行為一般）について、ブラットマンは還元主義を、ギルバートは非還元主義を採っていると言える。

以下では還元主義／非還元主義の語を用いて共同行為に関する議論を整理していく。先取りして述べれば、本章で導入する議論は、還元主義と非還元主義の双方に対して批判を加えるものとなる。

### 5.1.2. 他者の行為を意図する・他者の意図に基づいて行為する

次節以降の議論ではしばらく、共有行為そのものからは離れて、「個人の意図が他の個人の振る舞いに影響を及ぼす仕方」について考えていく。

この点について、ブラットマンの議論ではどのような帰結が得られていたか思い出してみよう。ブラットマンによる集合的意図についての議論においては、次のことが示されていた。ある個人は他の行為者の振る舞いを直接制御することはできなくとも、自分の為したことの結果として他の行為者が〇〇することが信頼性を持って期待できるならば、他の行為者が〇〇することを意図できる。ブラットマン説においては、このような意味での「他者の行為を意図すること」は共有行為のみならず、マフィアの例のような非共有集合的行為においても生じるものとされていた。

これに対して、共有行為と非共有集合的行為においては、「他者の行為を意図する」仕方がそもそも異なっていることを示唆する見解が提案されている。次節でそれを詳しく見ていくが、その際にまず話題となるのは、「他者の行為を意図する」・「他者の意図に基づいて行為する」際に、これまでの議論においては述べられていなかったようなあり方があるということである。それは「他者の意図に直接基づいて行為する」というものである。

## 5.2. 他者の意図に直接基づいて行為する

### 5.2.1. 他者の意図に基づいて行為する仕方

ある個人が「他者の意図に基づいて行為している」と言えるようなあり方には何通りかある。具体例に即して確認していこう。

BはAが買い物をするよう意図し、AはBの意図に基づいて ((act) on an intention formed by B<sup>86</sup>) 買い物をしたという場合を考えてみる。ここで、「基づいて」はブラットマンの共有行為の定義における「相手の意図ゆえに行為した」という表現と同様の含意を持たず、ともかくも何らかの仕方でAの買い物がBの意図に基づいていることを指すものとする。

(これに明らかに当てはまらない例としては、例えば、BがAに買い物をさせようと思い、Aに対してそのための何らかの働きかけを行おうとしていたのだが、それより前に、偶然にもAは買い物に向かっていたといったものが考えられよう。)



Bの意図に基づいてAが買い物する仕方として、具体的にどのようなものがあるだろうか。2章におけるブラットマンの議論を踏まえると、以下で述べる二種類に分けて考えられる。

まず、物理的拘束や騙し等により、BがAをA自身の意図に沿わない仕方でも買い物させるというケース。ここで想定しているのは、先述のマフィアの例（相手を拘束し、車の荷台に詰めてニューヨークへ運ぶ）のようなものである。例えば、（現実にはあまりありそうもないが）BがAの脳に介入してAを操り、思い通りに買物をさせるといったケースである。より現実的な例としては、次が挙げられる。AはBに言われるがまま、内容の分からない外国語で書かれたウェブサイトにて、自分のクレジットカード番号を入力し、ボタンをクリックした。そのサイトは通販サイトであり、Aは自分でそうと知らないうちに、買物の手続きを行わされていた。この場合、Aによる買物はAの行為ではあるが、意図せざる行為である。

この場合、Aは一応「買物をしている」と言えるものの、「買物をする」という行為において、Aの行為者としての能力は十全な仕方では発揮されてはいないと言えるだろう。この点はマフィアによって拘束された状態で「ニューヨークへ行く」人質と同様である。人質が自らニューヨークへ向かうのではなくニューヨークへ連れて行かれるのと同じように、Aは自ら買物をするのではなく、Bによって買物をさせられている。

Bの意図に基づいてAが何かをする仕方は、このように一方的に「させられる」ものに限られない。もうひとつの仕方として考えられるのが、BがAに対し、Aが自分の意図で買物するように働きかけるというものである。BがAに買物をしてほしいと頼み、Aがそれを引き受けるといったものが、最も単純な例であろう。

2章の議論を踏まえると、BはAに対して一方的に買物をさせることができなくとも、AがBの意図を知れば買物をしてくれるだろうと期待できるならば、Aが買物することを意図できると言える。これは2章で言及した、「自分が水を流そうと意図していることを知れば、親切な知人がバルブをひねってくれることを期待できる」という例とパラレルな例である。

このときどのようなことが起きているのかについて、より詳しく考えてみよう。この場合、AはBから（例えば「買物に行ってほしい」と言われる、といった仕方でも）意図を伝えられる。AはBがそのように意図していることを知り、「Bが買物に行ってほしいと言うのなら行こう」と考えて、自ら買物に行く。このような仕方でも「他者の意図に基づいて行為する」というパターンは、典型例として思い浮かびやすいのではないだろうか。

上記のような場合、Aは「Aが買物をする」というBの意図と同じ内容の意図を自ら形成している。A. S. ロスはこれをAによる意図の「再発行 (re-issue)<sup>87</sup>」と呼ぶ。上記の場合において、Bの意図に基づいてAが行為することは、AがBの意図を再発行することによって可能になっていると言える。

ここで、次のことが言えそうである。即ち、「Bの意図に基づいてAが行為する」ことは、Bが一方的にAに何かを「させる」場合を除けば、「Bの意図をAが再発行して行為する場合」に他ならない。つまり、BによるAの行為への一方的な介入がない場合、AはBの意図に基づいて行為すると言っても、実際はあくまでもBの意図を考慮した上で形成した自らの意図に基づいて行為するのである<sup>88</sup>。

このような考え方は、十分に理にかなったものに思われるだろう。再び2章の議論と絡めて考えてみよう。ブラットマンの議論において、BがAの行為を意図するために、Aの行為を制御できる必要はないことが示された。Bが、Aが一定の行為をしてくれることを期待できるという場合、BはAの行為を意図することができると言っても、Aが行為するかどうかをBが決められるわけでは必ずしもない。Aが意図の再発行を行う場合、Aが行為するかどうかは最終的にA自身の判断に委ねられている。「行為者Aがどんな行為を為すかについて最終的な判断を下す権限を持つのは、A自身に他ならない」という考え方は、一見して、行為に関する直観に適っているように思われる。ブラットマンの議論は、このような直観に反しない形で「BがAの行為を意図する」ということがいかにして可能かを示したのともいえよう。

### 5.2.2. 他者の意図に直接基づいて行為するとは

ここまで、「BはAが買い物をするよう意図し、AはBの意図に基づいて買い物をした」具体的なあり方を二種類見てきた。平たく言えば、ひとつは「BがAに買い物を一方的にさせることを意図し、AはBの操作によって意図せざる仕方で購入をした」、もうひとつは「BがAに買い物を自らしてもらおうことを意図し、その意図をAに伝え、それを受けてAは自らの意図に基づいて買い物をした」というものであった。「AがBの意図に基づいて行為する」とは、後者のように、他者の意図を考慮した上で自らの意図に基づいて行為するというに他ならないように思われる。もしそうだとすると、「他者の意図に基づいて行為する」とは、結局のところ文字通りの意味ではなく、あくまでも「他者の意図を踏まえて形成された自分の意図に基づいて行為する」ということを指すと言える。

だが実は、これと異なるような「他者の意図に基づいて行為する」あり方があることが、ロスによって主張されている。それは、操作されるのとは異なる仕方、またA自身の意図を介することもなしに、文字通りに他者の意図に直接基づいて行為するというあり方である。このようなことが可能だという考えは、不可解なものに思われるかもしれない。

「他者の意図に基づいて行為する」ケースとして、具体的にどのようなものが想定されるのかについては、ロスが挙げている、個人が行為するケースとのアナロジーを参照すると理解しやすいだろう。

個人の行為者は、自分がこれから為す行為を決めた場合、特別な事情がない限りさしあたっては決めた通りに行為するであろう。私たちは、近い過去に形成した「○○しよう」

という意図を、それが今でなく過去に形成したものであるからといって、現在において改めて判断し、受け入れるといったことをする必要はない。

具体例を挙げよう<sup>89</sup>。Aが午後3時の時点で「5時になったら買い物に行こう」と意図したとする。この場合、実際に5時になったときに、Aが3時の時点での意図を再考したり、取り下げたりするといったことは可能である。例えば、為すべき作業が思っていたよりも多かったということに気がつけば、Aは買い物の予定を翌日にずらすかもしれない。だが、そのような特別な事情がない限り、Aは3時の時点で意図したことをそのまま遂行する（＝買い物に行く）だろう。Aが5時の時点で改めて買い物に行こうと判断を下すのは、何らかの事情により、過去に形成した意図の再考を行い、その結果として改めて過去のものと同じ内容の意図を形成し直す場合（例えば、作業が忙しいので買い物は後日に回そうと思ったが、その日が特売日であることを考えて、やはり今日行っておこうと決意するような場合）である。

5時の時点において、Aは過去に形成した意図に、現時点での判断を介することなく直接基づいて行為している。ここには、私たちが各々、自分が未来においてどう行為すべきかを定める権威を持つことが現れていると言える。ロスの論述によれば、このような自分の未来の行為に対する権威は、私たちが通時的に存在し、複雑で長期にわたる計画立案（planning）と活動に従事する生物であることの一条件と考えるのがもっともらしい<sup>90</sup>。確かに、個人の意図が少なくとも近い将来にわたって当人が為すことを規定するものでなければ、そもそも意図を持つということの眼目が失われてしまうだろう。

共有行為のケースをこれと平行に捉えられるというのがロスの言い分である。Aが買い物に行くことをBが意図するという例を再び考えてみよう。Aは、Aが買い物をするという意図が、自分自身でなくBが形成したものであるからと言って、買物をすべきかどうかを改めて判断し、受け入れるといったことをする必要は必ずしもない。つまり、AがBの意図に端的に従って買い物へ行くという場合がありうるのである。これがどのようなものかは、本章での議論を通じて明らかになっていく。

Aが自らの判断を介することなく（つまり、Bの意図の再発行をすることなしに）、Bの意図に直接基づいて行為することがなぜ可能なのか。ロスはこの点について、ある人が他の個人の行為の一部に対して持つような一種の権威があることは、日常的に互いにやりとりを行う社会的存在である私たちの本性に関わることがらであると述べている<sup>91</sup>。個人の行為のケースと同様に考えれば、私たちが互いにコミュニケーションしたりいっしょに行為したりすることによって、「他者の意図に直接基づいて行為できる」ということが、実は構成的なことがらなのではないかと考えられる。

以上のアナロジーにより、ロスの言う「他者の意図に直接基づいて行為する」ことについて多少なりとも具体的に考えやすくなったのではないかと思う。だがもちろん、十分な説明が与えられたとは言い難い。また、「上記のようなケースにおいても、実際はAによ

る意図の再発行がなされているのではないか」「意図の再発行が為されるケースと、どこがどのように異なるのか」といった疑問も浮かんでくるであろう。以下でロスのアイデアをより詳細に明らかにしていき、その中で上記のような疑問にも答えていきたい。

但し、次節において主題となるのは、「他者の意図に直接基づいて行為する」こととはやや異なることである。「他者の意図に直接基づいて行為する」ことは、ロスの議論において「対側 (contralateral) コミットメント」という概念に結びつけられている<sup>92</sup>。だが、ロスが念頭に置いている共有行為のあり方や、そのような行為を行うことのできる人々の関係については、むしろ別の論文で導入されている「実践的間主観性 (practical intersubjectivity)」という概念を参照するほうが、より理解しやすくなる。そこで以下ではもっぱら「実践的間主観性」に関するロスの議論を見ていき、「他者の意図に直接基づいて行為する」ことを、もう少し広い範囲の相互的なコミュニケーションの文脈の中に位置づけて理解を試みる。

### 5.3. 実践的間主観性

#### 5.3.1. 実践的間主観性が成り立つとは

人々が共有行為を行っている場合、彼らの間に意図の実践的間主観性が成立するとロスは述べている<sup>93</sup>。以下しばらく、次の具体例に即して考えていこう。

A と B がいっしょに車でラスベガスへ行くことになった。二人は目的地まで交代で運転をすることにしたが、具体的にいつどちらが運転するかについては決めていなかった。A は疲れていたので、自分は少し休みを取ってから二番目に運転しようと思いつき、それについて B は反対しないだろうと思った。実際のところその通りで、A が B に上記のような意図を示した (express) 際、B は反対せずに、最初に運転するため運転席についた<sup>94</sup>。

このとき、B がなぜ反対しなかったかということについて、二通りのパターンが考えられる。第一のパターンは、B は誰がいつ運転するかについて自分自身で考えて結論を導き、それが A の結論と一致していたために反論する理由がなかったというものである。B は A の意図について聞かされてから、自分の体調等について考慮して、それでは自分が運転しようと思いついたのかもしれないし、また、単に A が二番目に運転することを望んでいたから自分が先に運転しようと思いついたのかもしれない。ここでのポイントは、B 自身が自分がどうするかについて考慮し、判断を下しているということである。これに対し、第二のパターンは次のようなものである。即ち、B は、誰がいつ運転するかについての問題は A によって既に決定されていると考えたため、自分自身では順番をどうすべきかについての考慮を行わず、A の意図通りに振舞った<sup>95</sup>。

二つのパターンの違いに関して注意すべきは、B にとっての A の意図の位置づけである。第一のパターンにおいて、A の意図は、B が誰がいつ運転すべきかについて考えるにあたり、考慮に含めるであろう様々なことがらのうちのひとつである。これに対し第二のパターンにおいては、B は誰がいつ運転すべきかについての考慮を自ら行うことはせずに、A の意図に従い、「自分が先に、A が次に運転する」ということを自明のこととして行為する。このとき、A の意図は B にとって、単に自らの判断に関連することがらではなく、これから為しうる判断や行為を制約する前提となっている。例えば、B は出発するに当たって運転席に乗らなければならない、後部座席に乗ることはできない。また、自分が先に運転するという決定を受けて「出発前に地図を確認しよう」「チョコレートを食べようかと思っていたが、運転を交代するまで取っておこう」等と判断するかもしれない。

この違いをロスが次のように表現している。即ち、第一のパターンにおいて、A の意図は B の実践的推論の中に単なる一考慮として登場する。他方、第二のパターンにおいて A の意図は、A の判断に続いて B が行う実践的推論に対する合理的制約として働く<sup>96</sup>。

ここでの対比が、5.2. における「他者の意図を再発行して行為する場合」と「他者の意図に直接基づいて行為する場合」の対比と平行であることは明らかであろう。ロスはここでも個人のケースとのアナロジーを用いている。5.2. の例を再び用いると、A が 5 時になったら買い物へ行こうという意図を形成すれば、A は、自分が 5 時過ぎに家にはいないということを当然のことと考えることができる。5 時になったら買い物へ行こうという A の意図は、単に「5 時になったら買い物へ行く」という選択肢を支持するような考慮ではなく、A にとって可能な実践的推論に関する制約として働いているのである。自分自身の意図が、このような仕方で自分の実践的推論の合理的制約として働くのと同様に、ある個人の意図が他者の実践的推論の合理的制約として働くことを許容するような実践的推論の形式があるというのがロスの言い分である<sup>97</sup>。

ここで言われている「他者の意図が自分の実践的推論の合理的制約として働く場合」は、5.2. で見た「他者の意図に直接基づいて行為する場合」をより一般的な仕方捉えたものと考えられる。人々の間に成立するこのような関係を、ロスは「実践的間主観性」が成り立っているような関係と呼ぶのである。

以下で、実践的間主観性が成立しているような相互関係について、その特徴をより詳細に明らかにしていく。

### 5.3.2. 意図の衝突

ロスの議論に基づけば、人々の間に実践的間主観性が成立するとは、互いの意図が互いの実践的推論の合理的制約として働くような関係が成立することであると言える。以下、もっぱら二者間におけるこの関係について考えていこう。

上記の記述からすると、もしも二人の人々の間に実践的間主観性が成立しているならば、その人々の関係はきわめてスムーズで調和的なものに違いないと予想されるだろう。各々が互いの思った通りに振舞い、対立や衝突のない関係がイメージされるかもしれない。だが実際のところ、実践的間主観性の成立は、両者の対立の可能性を排するものではない。以下では、「人々の間で意図の衝突がどのように解決されるか」という点から実践的間主観性が成立するケースと類似のケースとを対比させることで、実践的間主観性が成立する関係の重要な特徴を明らかにする。

A と B がいっしょに車でラスベガスへ行く例を再び思い出そう。この例において、もしも両者ともが「自分は二番目に運転しよう」と意図し、後部座席に乗り込もうとしたらどうだろうか。このとき、彼らの意図の間に衝突が生じる。注意すべきは、この時点では既に彼らはいっしょに行う行為（いっしょに車でラスベガスへ行く）に取り掛かっている、つまり互いの意図が互いの実践的推論の合理的制約として働くような関係のもとにあるということである。この点により、A は B の意図に、B は A の意図に整合的な意図を持つことが要請される。持ちうる意図に対して一定の合理的制約が掛かるとは、その制約と不整合な意図を持つことができないということではなく、不整合な意図を持つならばそれを適宜破棄・修正して不整合をなくすことが要請され、その要請に従わなければ非合理的であるという批判を免れないということである。A、B の両者が合理的行為者である以上は、単に自分の意図の間の整合性を保つのみならず、実践的間主観性が成立している関係にある相手の意図と自分の意図との間の整合性をも保つことが要請されるのである<sup>98</sup>。

A と B の関係は、互いの意図が完全に整合的で、調和しており、一切衝突がないというものではない。彼らの関係において重要な点は、単に事実として意図が調和していることではなく、調和が規範的に要求されるということである。この点により、衝突が生じた際には適切な調停を行い、調和を回復することが要請される。また逆に言えば、互いの意図の間に相違があっても、相矛盾するものではなく同時に充足することが可能ならば、相違の解消が規範的に要請されることはないと言える<sup>99</sup>。

意図の衝突の適切な調停による調和の回復の仕方については、次のような例を考えると分かりやすい。

A と B がいっしょに車でラスベガスへ向かっていたところ、途中の道路がバリケードで封鎖されており、その傍に（バリケードを立てた人物である）C が立っていた。C は道を通ろうとする人々に向かって「ラスベガス行きなんてやめろ」と怒鳴っていた<sup>100</sup>。

A（と B）の意図（ラスベガスへ行く）と C の意図（ラスベガスへ行く人々を止める）とは明らかに衝突している。この A の意図と C の意図の間の衝突を、A と B がどちらも「自分が二番目に運転しよう」と意図した場合の A と B の意図の衝突と比較してみよう。いずれの場合にも、人々の意図の間に不整合が生じている。

二つのケースの違いは、Aが意図を達成する際に取り（取るべき）方法において現れてくる。前者のケースにおいてA（そしてB）が取ると予想される行動はどのようなものか。Cに従ってラスベガス行きをやめるという選択肢もありうるが、典型的に想定されるのは次のようなものだろう。即ち、Cに従った振りをしていったん引き返し、回り道をしてラスベガスへ行く、あるいは警察に通報してCを逮捕してもらおう等である。これらの選択肢の大きな特徴は、AがCとの間で互いの意図を調停しようとはしていないことである。AはCの意図を汲み取って自分の意図との調停を図ろうとするといったことはしていない。むしろAは、Cを逮捕させることでCの意図を侵害したり、従った振りをするすることで直接的な交渉による意図のすり合わせを回避したりしている。

では、Bとの間の意図の衝突において、Aはどのように振舞うだろうか。Cの場合と同様に、相手の意図の侵害や交渉の回避といったことをするとは考え難い。このような場合はむしろ、AはBと話し合っただけで順番を決めるのがふつうであろう。AとBにとって、互いの意図は互いの実践的推論の合理的制約となるものであるため、それに従わない場合には適切な理由に基づいてそうしなければならないであろう。あるいは、合理的制約に従って自らの当初の意図を修正する場合もありうる。

AはCに対し、それ自体としてはAの行為を制約する力を何ら持たないものとしてCの意図を扱った上で、自分の意図の達成を試みる。他方、Bに対しては、自分の実践的推論において無視できないような権威を持つものとしてBの意図を扱い、合理的交渉による調停を行う。これら二つの態度は対照的である。

注意すべきは、CはAによってBと同様には扱われていないとしても、意図の帰属自体は為されており、その意味では「意図的行為者と見なされている」とは言えるということである。この点の重要性を明らかにするために、以下の例を考えてみよう。

AとBがラスベガスに行く途中で、自然発生した砂嵐に遭い、足止めを食らったとする。A（とB）にとってはCも砂嵐も、ラスベガスへ行くという意図の達成の上で障害となるという点では同様である。従っていずれの場合においても、A（とB）が意図の達成のために意図の部分的な修正（別の道を通る等）を行うことが、典型的な反応のひとつとして想定される。だが他方で、バリケードのケースにおいては、砂嵐のケースは為されないような仕方でA（とB）が意図を修正することがありうる。砂嵐とCの違いは、Cが理由を持って行為する行為者である（AとBからさしあたってそのように見なされている）のに対し、砂嵐はそうではないことである。この点により、Cの持つ理由がAの実践的推論に影響し、その結果としてAの意図の修正が為されるという可能性が生じる。これに対し、砂嵐はそもそも理由を持ってAとBの妨害という行為を成しているわけではないため、Cと同様の仕方でAの実践的推論に影響をもたらすことはできない<sup>101</sup>。

Cの行為の理由がAの実践的推論に影響しうる具体例として、以下のような状況を考えてみよう。Cはバリケードの傍で、ギャンブルはすべきでないということを様々な理由を

挙げて論証し、それゆえに自分はラスベガスへ行く人を止めると主張していた。A は最初、特に深く考えずにギャンブルに興味を持ってラスベガスへ向かったのだが、C の話を聞いているうちにその言い分に納得し、「ラスベガスへ行くのはやめよう」と思うに至った。この場合、C の行為は A に対してラスベガスに行くべきでない理由を示し、A はそれを受け入れることで意図の再考を行った。つまり、C の意図（ラスベガスへ行く人を止める）を支える理由が、A の意図を変更させたことになる<sup>102</sup>。

だが、C の意図が A の意図に対して持ちうる影響は、B の意図のそれとは異なっているということに注意が必要である。C の意図は、A の実践的推論に対し、合理的制約を課すことで影響を及ぼしているのではない。換言すれば、A にとって「ラスベガスへ行くのをやめる」ということは、特別な理由がなければそれに合わせた形で他の意図を形成すべき前提となるようなことではない。C が行為する理由を、自分が行為するにあたって考慮すべきこととして受け入れ、さらに最終的にそれに基づいた判断を下すかどうかは、あくまでも A の裁量下にあることである。場合によっては A は、C の言い分に一定の理があることを認めつつも、それでもなお自分にはラスベガスへ行くべき十分な理由があると考えられるかもしれない。

上で見たように、C が A の意図を修正させる方法には、何らかの障害物によって A の行為を妨害するというものもあれば、A がしようとしていることを為すべきでない理由を示すというものもある。これらのうち、少なくとも後者のケースにおいては、C は A によって、理由に従って意図的に行為する行為者として見られていることが確かである。前者のケースにおいても C は、何か理由があって道路の封鎖という行為を行っている意図的行為者として見られるのがふつうであろう<sup>103</sup>。だがいずれの場合においても、C の意図は A の実践的推論の合理的制約とはなっていない。C が示した理由を A が受け入れる場合であっても、A はあくまでも理由を受け入れた上で新たに形成した自らの意図に基づいて行為するのであり、C の意図に直接基づいて行為するわけではない<sup>104</sup>。

A-B 間の関係と A-C 間の関係を対比させると、相手に対して意図を帰属させるという意味において「相手を意図的行為者と見なす」ような態度の中にも、異なったあり方があることが明らかになる。即ち、相手の意図を自分の実践的推論の合理的制約にするような態度と、単に考慮に入れるのみにするような態度である。前者は、自分の為すべきことに関して自分の意図が持つと同様の権威を、相手の意図に対しても認める——他者の意図を自分の意図のように扱う——態度とも言い換えられる。これは、前者よりも強い意味において相手を意図的行為者と認め、相手の意図がまさに意図として持ちうる合理的制約をそのまま認めているような態度だと言えよう。このような態度を互いに取り合う関係こそが、実践的間主観性の成り立っている関係に他ならない。



### 5.3.3. 個人主義の限界

上ではロスが言うところの「他者の意図に直接基づいて行為する」というあり方をより明確に描き出すため、彼の「実践的間主観性」概念を導入した。人々の間で実践的間主観性が成立するとは、互いの意図が互いの実践的推論の合理的制約として働くような関係が成立するということであった。この関係が成り立っているときに、相手が自分の行為についての意図を持っており、かつその意図と衝突するような意図を自分が持っていなかった（あるいは、持っていたとしても相手との合理的交渉の結果取り下げた）場合、「相手の意図に直接基づいて行為する」ことが成立すると考えられる。

ここでは、単に互いに意図を帰属させ合うというよりも強いつながりを持った、行為者同士の相互関係が描き出されている。共有行為する人々の間では、そのような強い関係が成立しているというのが、ロスの言い分であろう。とは言え、「他者の意図に直接基づいて行為する」とか「他者の意図が自分の実践的推論の合理的制約として働く」といったことが本当にありうるのかどうかについては、なお疑わしいという印象を持つ人も少なくないはずである。より詳しく言えば、ここで生じる疑問は以下のようなものであろう。上で言われているのは結局のところ、他者が意図していることがらについて自ら意図しているということであり、実践的推論は徹頭徹尾、自分の信念や欲求、意図の間の関係でしかないのではないか。「他者の意図を再発行すること」と「他者の意図に直接基づくこと」の間にそれほど明確な区別はあるのか。

このような疑問は、ロスが「個人主義」と呼ぶ考え方を前提するものと見ることができる。以下では、個人主義がいかなるものであり、それをロスがどのように退けるかを見ていく。注意すべきこととして、以下の議論の中で、これまで話題とされてきた「共有行為」の捉え方に変化が生じることとなる。この点を持って、以下の議論を「共有行為とは別の、ある特別な種類の行為ないし相互関係を主題としたものだ」と考える向きもあろう。だが本稿では、私たちが行う共有行為のありようを適切な仕方で描き出そうとすれば、むしろ以下で見ようような捉え方のシフトは免れないものであると考えたい。この点については後でより詳しく述べる。

ロスが個人主義（individualism）<sup>105</sup>と呼ぶ立場によれば、実践的間主観性の成立の有無は、結局のところ、一方の意図と他方の実践的推論の間の関係ではなく、各々が適切な種類の個人的意図を持つかどうかの問題である<sup>106</sup>。ロスは二種類の個人主義的提案を挙げ、検討を加えている。それぞれを、次の例に即した形で見ていく。

AとBがいっしょに車でラスベガスへ行こうとしている。Bは二番目に運転することを意図しており、Aはそれを受けて自分が一番目に運転することを意図した。

この場合、Bの意図がAの実践的推論の合理的制約となっているというのが、上で見た説明であった。他方、第一の個人主義的提案によればこの例は次のように説明される。AはBの意図に自分の意図を整合させようとしているのではなく、あくまでも「Bと車でラ

スベガスへ行く」という自分自身の意図に整合的な仕方  
で新たな意図を形成しているに過ぎない<sup>107</sup>。

一見するとこの説明はもっともらしいが、次のような問題点を指摘できる。即ち、もしも A が単に自分自身の意図の間のみにおいて整合性を保てばよいのなら、B の意図に従って振舞う必要は必ずしもない。例えば A が B を騙したり脅したりして一番目に運転させ、そうすることで「B と車でラスベガスへ行く」という意図を充足させたとしても、A の意図の間では不整合は生じないのである（例えば「B を騙して運転させる」という意図と「B と車でラスベガスへ行く」という意図とは矛盾しない）。この場合、A と B との関係は、5.3.2. で見た A と C との関係と同様に、相手に対して意図の帰属は行ってもそれを単に考慮に入れているだけの関係になっていると言える。共有行為する関係、あるいはいっしょに行う関係とは、このように相手の意図の一方的な侵害やすり合わせの回避を許すような関係ではないというのがロスの主張の重要な点である<sup>108</sup>（この論点はギルバートの議論においても重要な形で含まれていたことに注意されたい）。

この問題点を受けて、ロスはもうひとつの個人主義的説明を修正案として取り上げている。それは、A は「自分の意図を B の意図と調和させる」というメタ意図を持っており、「B と車でラスベガスへ行く」という意図のみならずこのメタ意図とも整合的な仕方  
で新たな意図を形成しているというものである。この案においては、A が B に対する騙しや脅しによって意図を達成することは、メタ意図に反するため許容されない。B の意図が A の実践的推論に対して持っているように見える影響力は、A のメタ意図に由来することになる。ロスはこのメタ意図を「架橋意図 (bridge intention)」と呼んでいる<sup>109</sup>。

ギルバートとロスの説明に共通しているのは、共有行為における、相手との間で互いの意図を調和させるという規範的要請について、共同コミットメントや実践的間主観性といった概念を通じ、異なる行為者間の直接的で密接な関係を導入することで説明しようとしている点である。彼らの議論においては、行為者個人や、個人に帰属される意図のあり方としては逸脱的に思われるものが登場する。他方、架橋意図は個人に帰属される意図として問題になるような特徴を特に持たずとも、意図の調和の規範的要請の説明という役割を十分に果たしているように思われる<sup>110</sup>。この点を考えれば、実践的間主観性の成立を架橋意図に訴えて説明する案（以下では「架橋意図説」とする）は魅力的な選択肢であるように思われる。

架橋意図説に対して、ロスは以下に挙げるような仕方  
で反論を行っている。先取りして述べておくと、この反論を通して、共有行為の捉え方自体を再考する必要性が浮かび上がってくることとなる。

架橋意図説に対するロスの反論は、二つの論点に分けることができる。このうち、二つ目の方がより簡潔かつ明確に架橋意図説（かつ、よりシンプルな立場も含めた個人主義）の問題点を示している。第一の論点は第二の論点と比べてより理解に注意を要するが、ギ

ルバートの立場との対比においてこの論点を参照することで、ロスの特徴が明確になる。

そこで、以下では次のような仕方、架橋意図説の問題点を論じていくこととする。まず、ロスの第二の論点を見ていくことで個人主義の根本的な問題点を明らかにし、次に、その点がギルバートの議論においてどのように解決されていたかを確認する。その上で、ロスの架橋意図説批判における第一の論点と、それに対する反論・再反論を、ギルバートの立場との相違にも注意しつつ見ていく。そして最後に、ロスが反個人主義の観点から打ち出す立場において何が重視されているのかについてまとめる。

架橋意図説の根本的な問題点は、以下のようなロスの議論において明確に示されている。

架橋意図は仮定上、個人の意図であるため、個人が自ら修正を行うことが可能である。もしも A にとって架橋意図を再考すべき理由を与える出来事が生じたとすれば、たとえ B が同様に考えなかったとしても、A は再考しうる。そして再考が為され、元の架橋意図が失われれば、A の推論に対して B の意図が持っていた合理的制約としての地位も失われる。なぜなら、その地位を担保していたのは、A の架橋意図に他ならないからである。A は、B の意図を無視して自由に振舞うことが可能となる。これは結局のところ、A は架橋意図の改訂によって、B との間の意図の調和の要求から逃れることがいつでも可能になってしまい、それに対して B が批判を行い調和を要求する根拠もなくなってしまうということである。以上のことはもちろん、B から A についても同様である<sup>11</sup>。

個人が自らのメタ意図によって相手の意図に自分の実践的推論を制約する権限を与えるという架橋意図説のアイデアは結局、個人があくまでも自分の裁量で相手の意図に一定の権限を付与しているということを含意する。この場合、付与した権限を自分の裁量で撤回するということへの制約はない。つまりここでは、相手の意図にはこちらの実践的推論に対する実質的な権限はないということになる。単純な個人主義的説明に架橋意図を付け加えたところで、相手の意図を無視した振舞いが可能になるという点は変わらないのである。

ロスのこの指摘においては、共有行為する人々が相互に課し合う互いの行為への合理的制約について、個人の意図のみに訴えて説明しようとするアプローチの難点が端的に示されている。ある個人が自らの行為を意図する際に、他者の意図が単なる考慮の一要素を超えた仕方、制約となることはいかにして可能かと考えたとき、容易に浮かんでくるのは「当の個人が自ら他者からの制約を受け入れて行為することにしたからだ」というアイデアであろう。だが、他者からの制約の根拠を当人の裁量に置くのであれば、それは根本的には当人が自らの裁量で行為を決めているということに他ならない。これでは、個人の意図や行為が他者のそれらから合理的制約を受けるということをきちんと捉えることができない。

共有行為において人々が互いに課し合う合理的制約を、個人の意図からボトムアップに説明することには、上記のような困難がある。この困難は、ギルバートの議論においては

共同コミットメント概念の導入によって解決されていると見ることができる。ギルバートの立場においては、特定の行為に共同でコミットすることによって、人々は互いの行為に対する合理的制約を、個人の裁量によってではなく、共同で課し合っていると見える。この点により、どの個人も自らの裁量によって他者からの合理的制約をキャンセルするということができなくなっている。

ところで、ロスが架橋意図説に対して提出する第一の反論は、ギルバートの論点をも崩すような内容になっている。どういうことか、以下で詳しく見ていこう。

まず、実践的間主観性について以下のことに注意する必要がある。実践的間主観性が成立する関係とは、互いの意図が互いの実践的推論の合理的制約となるような関係であり、架橋意図説においてはこれは、互いが「自分の意図を相手の意図と調和させる」というメタ意図＝架橋意図を持っているような関係に他ならないとされる。だが、ここで一方が持つ全ての意図が他方の実践的推論の合理的制約となるといった想定が為されているわけではないことは、ここまで見てきた例からも明らかである。AとBがいっしょに車でラスベガスへ行く例で言えば、Bの持つあらゆる意図がAの実践的推論を制約すると考える必要はないだろう。二人が共有行為をしていないときはもちろん、共有行為の最中であっても、共有行為の遂行に差し支えない範囲で各々が相手の意図から独立に行うことは、十分にありうるように思われる。この点を考慮に入れた上で、Aの意図について架橋意図説に則った説明を与えるならば、次のようになるだろう。即ち、AはBの意図についての架橋意図を持つが、それはBのあらゆる意図に自分の意図を調和させようというものとは考え難い。そうではなく、いっしょに車でラスベガスへ行くという共有行為に関連する限りでのBの意図に自分の意図を調和させようという架橋意図をAは持っているはずである。ここで、ある共有行為に「関連する」意図とは具体的にどういうものだろうか。それは、問題になっている共有行為をしようという意図に関して、具体的な手段の補完を行い（fill out）、実行する（execute）際に形成される意図であろう<sup>112</sup>。

さらに、次の点にも注目しよう。ある人がある意図を持つ場合、その意図を実現するための具体的な手段を補完し、実行に移すやり方には様々なものがありうる。それらの中にはその人が取るであろうやり方も、取りそうにないやり方もあるだろう。さらに、状況の変化の仕方によっては、その人が意図を修正したり取り下げたりする場合もありうるし、そうでない場合も考えられる。このような意図の補完や変更、破棄の仕方は多数の背景要素（信念や関心、性格等）に依存し、人によって異なりうる<sup>113</sup>。

要するに、同じ行為を意図していても、異なる人の間では具体的な実行の仕方や、状況の変化への対応の仕方が異なりうるということである。これは明白なことであろう。この相違は個人個人の知識や経験、他の関心事や性格等の違いによって、きわめて細かな点に関わるものにもなりうる。どれだけ気の合う人同士であっても、上記のような点まで含めてぴったりと同じことを意図しているという事態は、およそ想定し難い。

この点を共有行為の場合に当てはめて考えてみると、次が言える。二人の人がいっしょに特定の行為をしようとする場合においても、その具体的な実行の仕方や、状況の変化への対応の仕方について各々が考えていることの間には、共通点もあれば相違点もあるはずである。つまり、共有行為している人々の間でも、当の共有行為に関連する行為・しない行為が具体的に何であるかについては、互いに考えが異なることがありうるのである。共有行為を進めていく際には、両者の考えが十分に細かい点まで一致しており、それゆえスムーズに事が運ぶ場合ももちろんありうる。だが、状況によっては二人の考えの相違が共有行為の遂行に支障をきたす場合もあるだろう。後者の場合は、両者の間での合理的交渉を通して共有行為の具体的な進め方や変更の仕方を定めることが必要となる。

以上の点は、実践的間主観性や共有行為について問題なく認めうることがらであろう。実は、架橋意図説の困難はまさにこれらの点から導かれるのである。以下で詳しく説明していこう。

実践的間主観性が成り立つ関係のもとで共有行為する人々が、状況に応じ、理にかなった (reasonable) 仕方で意図を修正していくことがある。結果として、修正後の意図が当初のものとは大きく異なってくるといった事態も考えられる。具体例を見てみよう。ラスベガスに向かっていたところ道路が封鎖されていたという事態を受けて、BはAと車でラスベガスへ行くという意図を修正した。結果、Bの意図はAと車でリノ（ラスベガスと同じネバダ州に位置するカジノ街である）へ行くというものになった。このように意図を修正することは、Bにとっても、またAの目から見ても、そのときの状況に照らして理にかなったものであった<sup>114</sup>。

この場合、AはBの修正後の意図に従って行動するであろう。あるいは、もしもAにとってBの意図の変更が十分に理にかなったものではないと感じられたならば、AはBに対して合理的交渉を行うであろう。具体的には、前者の場合ならば、B「ラスベガスへ行くのは無理そうだから、リノへ行こう」A「わかった」といったやり取りの後にAがカーナビでリノへの道順を検索するといった状況、後者の場合ならば、Bに対してAが「いやリノはちょっと遠すぎるんじゃないか」等と反論する状況が考えられる。いずれにしても、AとBは、Bの意図の修正後もそれ以前と変わらずに互いの意図に従ったり、合理的交渉による調停を行ったりしていくと考えられる。

架橋意図説を採用することで説明が困難になるのは、まさにこの点である。架橋意図説によれば、Aが持つ架橋意図は、いっしょに車でラスベガスに行くという意図の実現に関するBの意図と自分の意図を調和させるというものである。この架橋意図がBの意図に対し、Aの実践的推論を制約する地位を与えている。だが、Bは意図の修正によって、いっしょに車でラスベガスに行くという当初の意図を失ってしまった。よって、Aがこれに対応する架橋意図を改めて採用しない限り、Bの意図はAの実践的推論に対する制約とはならないことになる。これはBが意図の変更をした段階で、Aが変更後のBの意図を無視し

て振舞うことに対する制約はないということの意味する。つまり、いっしょに車でリノへ行くという B の意図についての架橋意図を A が新たに採用しない限り、A にとって、B の「リノへ行こう」という提案に従って振舞わなければならない理由も、B に対し交渉を試みなければならない理由もないのである。だが、そもそも B の行った意図の修正は、A にとっても目下の状況に照らして十分に理にかなったものだったはずである。理にかなった仕方での意図の変更が、実践的間主観性を（換言すれば、いっしょに行為する関係を）このように脅かすことになるという結論は奇妙なものである<sup>115</sup>。

さらに根本的な問題点として、もしも B の意図の修正が為されるたびに A が新しく架橋意図を採用しなければ、B の意図が A の実践的推論に対する合理的制約とならないのだとしたら、そもそも B の意図が A の実践的推論に対して合理的制約として働くということ自体の成立が危うくなる。この場合、A は結局のところ、架橋意図という形であらかじめ自ら想定していた範囲での B の意図にしか従わないということになるからである<sup>116</sup>。

以上のような議論に対し、架橋意図説の帰結を特に問題のないものと見る向きもあるであろう。実際のところ、相手による意図の変更に伴って、それに従うよう自分の意図を修正することが必要になるケースは確かにあるように思われる。変更の程度が大きければとりわけそうであろう。

さらに、次のような反論がありうる。例において、A と B がいっしょに車でラスベガスへ行こうとしていたのは、いっしょにギャンブルをするためと考えられる。だからこそ、彼らはラスベガスから、同様のカジノ街であるリノへ行き先を変更しても構わないと考えたのであろう。すると、A の架橋意図は、単にいっしょに車でラスベガスへ行くという意図ではなく、いっしょにギャンブルをするという B の意図に関するものだったのではないか。このように考えれば、いっしょに車でラスベガスへ行くという B の意図がいっしょに車でリノへ行くというものに変更されたとしても、それが A にとってなお合理的制約でありつづけることが理解できる<sup>117</sup>。

これに対して、ロスは、ラスベガスへ行く共通の目的がギャンブルであったことを仮定しても、架橋意図は必ずしもギャンブルに関するものとは限らない（例えば、ラスベガスへ行くことが先に決まって、旅を満喫するためにギャンブルという目的を採用したのかもしれない）と述べている<sup>118</sup>。目下の例はこのような、ギャンブルに関する架橋意図のない例と解釈できる。

だがそうだとすると、次のような疑問がさらに思い浮かぶかもしれない。例における架橋意図があくまでもラスベガスへ行くことについてのものだとすれば、ラスベガス行きをやめてリノへ行くことが理にかなっているかどうかは自明でない。この変更が理にかなっているように思われるのは、ギャンブルをすることが目的であるという仮定に暗黙のうちに依存しているためではないか。二人の行為はギャンブルをするという目的に向けて調整

されているように見える。従って、やはり架橋意図はギャンブルに関するものと考えることが妥当であるように思われる。

この疑いに対しては、意図の修正について具体的に考えてみるのが有効であろう。次のようなケースを考えてみよう。AとBはいっしょに車でラスベガスへ向かったが、途中で道路の封鎖のため車でラスベガスへ行くのは無理だということが分かった。Bは、リノがラスベガスと似た特徴を持っており、かつそれなりに近い距離に位置する都市であるということを根拠として、ラスベガスの代わりにリノへ行くという仕方で意図を修正した。この場合、このような意図の修正は理にかなったものであり、かつ、当初からラスベガス行き自体でなくギャンブルが目的であったという前提を必ずしも必要としない。Bは、ラスベガスへ行けないという事態に直面して初めて、代わりとなる行為について考え、その結果として、ギャンブルができるということを含むいくつかの条件を満たすような行為を、ラスベガス行きの理にかなった代替として見出したのかもしれない。このように考えると、理にかなった仕方で意図の修正とは必ずしも当初意図されたことがら（例では、車でラスベガスへ行くこと）を達成する手段の選択という範囲内にとどまらないことが分かる。

また、Bが上のような仕方で意図の修正を行った場合、AはBの新たな意図にそのまま従って行為するか、あるいは、Bの意図と衝突するような意図を持ち、合理的交渉を試みるであろう（例えば、回り道をしてラスベガスへ行く等）。ここで重要なのは、意図の衝突は合理的交渉を通して調停すべきであり、修正後の相手の意図に対してたとえ反対であっても、相手の意図の無視や侵害といった態度を取るべきでないということである。

Bが意図の修正を行った場合に、それが実際にAの推論に影響を及ぼすためには、当然ながら修正後の意図がBによってAに伝えられることが必要である<sup>119</sup>。Aは伝えられた意図と衝突するような意図を抱いている場合もあるだろう。また、たとえBに反対しないとしても、Bと同じ意図を自ら抱いてはいなかったかもしれない。だがそうだとした場合、もしAにとってBの修正後の意図はAが自らコミットするまでAに対する合理的制約としての力を一切持たないものだとすれば、Aは自らコミットしない限り、単にBの意図に従わなくてよいというだけでなく、Bに対して合理的交渉を行うべき立場にもないということになってしまう。

架橋意図説を採用することはいわば、共有行為が手段の変更以上の修正を余儀なくされた時点で直ちに、それまで共有行為していた人々の関係は切れてしまうため、互いに相手からいっさい拘束されずに行為して構わないと認めることである。これはいっしょに行為するという点について妥当であろうか。むしろ、いっしょに行為する場合においては、たとえ行為の達成を明らかに困難にするような事態が生じたとしても、共有行為する人々の相互関係は直ちに無効にはならないのではないか。例えば、少なくとも共有行為の中止に関する合理的交渉（「ラスベガスへ行くのはやめようか」「うん」）は為されるはずであ

る。あるいは目下の例のように、一方の熟慮ないしは双方の交渉による、理にかなった仕方での意図の変更が為される場合も考えられる<sup>120</sup>。

ここまで述べてきた、共有行為の意図の変更に関する問題を簡単にまとめておこう。

共有行為の意図が何らかの事情で実現困難になり、意図の修正・変更が必要になる場合がある。このような場合について、注意すべきは次の点である。即ち、この場合にはある共有行為に何が関連するか・しないかを判断する必要が生じるが、その線引きをあらかじめ詳細に定めておくことはできない。

この点により、個人主義の維持は困難になる。なぜなら、ある共有行為に関連する行為の範囲をあらかじめ定められないということは、架橋意図の内容を特定できないということに等しいためである。

特定の共有行為にいかなる行為が関連する・しないかの判断に関して、反個人主義は以下のような含意を持つものと考えられる。即ち、ある行為が特定の共有行為に関連するかどうかは、共有行為する人々の間の共通知識や、両者の間で為される交渉に依存する。両者の間では、各々が持つ信念や関心等の背景要素が部分的に一致し、部分的に異なっている。両者の間で交渉が生じるのは、異なっている部分についてのみである。例えば、ある共有行為の達成が不可能であると判明し、その際に採るべき選択肢についての考えが両者の間で異なっていた場合には、交渉が生じる。

実践的間主観性を架橋意図に訴えて理解することの誤りは、相手の意図が自分の実践的推論の合理的制約となることを自分の意図によって根拠づけてしまうと、他者の意図による合理的制約というアイデアが実質を失うということにあった。また、架橋意図説は理にかなった仕方での意図の修正においても実践的間主観性が維持されるということを説明できない。

ここで、上記のようなロスの立場とギルバート説との関係について考えてみたい。ギルバート説においては、基本的には特定の共有行為に対応する形で複数主体が構成される。この点は、特定の共有行為が遂行不可能になった時点でそれに対応する複数主体もまた存在しなくなる（従って、共有行為していた人々はもはや互いに対するいかなる権利／義務も有しない）という、架橋意図説と類似の帰結を導くように思われる。

注意すべきこととして、共同行為（共有行為を含む）を行う人々の間に特有の権利／義務について、ギルバートは重点的に議論を行っているが、その際に彼女が論じているのはもっぱら、共有行為する人々の間には当の共有行為から勝手に逸脱しない義務、ないし他のメンバーを逸脱させない権利があるという点である。これまで取り上げてきたラスベガス行き例のように、当初の共有行為を状況に応じて変更させていくというケースは、ギルバートが共同行為の権利／義務について問題にする際の主要な関心事ではない。

ラスベガス行き例に関してギルバート流の解釈を与えるとすれば、おそらく次のようになるだろう。意図されていた行為の達成が不可能であることが判明したとしてもなお、



AとBが形成した共有行為への共同コミットメントは存続している。従って、両者とも勝手に共有行為を中断することができない。もしも、達成が不可能であるという事実を受け、新たな共有行為を始めようとするならば、それについての共同コミットメントを新たに立てる必要がある。これは典型的には「ラスベガスへ行くのは無理そうだから、帰ろうか」「そうしよう」（このやり取り以前には、車でラスベガスへ行くことが達成不可能であり、それが両者の間で共通知識になっているとしても、なお車でラスベガスへ行くことについての共同コミットメントは失われていないということに注意せよ）あるいは「ラスベガスはやめて、リノへ行こうか」「そうしよう」といったやり取りを通して為されるであろう<sup>121</sup>。

ラスベガス行きの例において、意図の修正の際に現れてくるメンバー間の相互的な権利／義務をギルバート説に則って説明することは、ひとまず上記のような仕方で可能である。この点ではギルバート説は架橋意図説の難点を克服していると言える。ギルバート流の説明とロスによる説明との相違として注目されるのは、行為の中止や変更に当たってそのつどコミットメントの立て直しを含むか否かということである。この点に注目することで、ロスの立場の興味深い特徴を浮き彫りにできる。詳細は次章で論じる。

## 5.4. 反個人主義の帰結

### 5.4.1. ロスの反個人主義のまとめと疑問点

ここで一旦、ロスの議論の特徴をまとめておこう。押さえるべきポイントは、一方で「他者の意図に直接基づいて行為する」というアイデアにより、ギルバート的な複数主体の導入を避けつつ、他方で反個人主義を明確に打ち出して、共有行為に参加する行為者たちは互いに合理的制約を課し合っており、完全に個人の裁量によって振舞うことはできないという、ギルバートに近い論点を強調していることである。この点においてロスの議論は、還元主義・非還元主義の折衷的な性格を帯びている。

ロスの議論において、複数主体を導入することなしに、共有行為する行為者達が互いの振舞いに制約を課し合う関係を説明できているのは、そもそも個人の行為者が、しばしば他の行為者との間で互いに合理的制約を掛け合う関係になる（実践的間主観性が成立する）ことがあるようなあり方をしたものである。これは個人が特定の行為をいっしょに為すことに対して自ら（あるいは共同的に）コミットしたかどうかとは必ずしも関係ないものとされる。むしろ、私たちのような行為者が持つ社会的存在としての本性にかかわることがらであると述べられている。この論点については、6章と8章で詳しく取り扱う。

ロス説とギルバート説の関係について生じうるひとつの疑問に触れておこう。ロスは「他者の意図に直接基づいて行為する」というアイデアを通して共同行為を捉えている。

だが、いっしょに行為する人々の関係は、一方が他方を従わせるようなものではなく、両者が対等なものである。このような対称性をきちんと捉えるために、ギルバートは共同コミットメント概念を導入したのではなかったか。これに関し、注意すべきは次の点である。ロス の 描 像 に お いて、 特 定 の 共 同 行 為 が 為 さ れ る 際 に、 事 実 的 に は 一 方 の 意 図 に 他 方 が 従 っ て い て も、 権 利 的 に は メ ン バ ー は 対 等 な 立 場 に あ る<sup>122</sup>。 例 に 即 して 言 え ば、 場 面 に よ っ て は、 A で な く B が イ ニ シ ア テ ィ ブ を 取 る 形 で 共 同 行 為 が 進 む こ と も あ る だ ろ う。 実 際 の と こ ろ、 い っ し ょ に 行 為 す る 場 合、 メ ン バ ー 各 々 が 具 体 的 に 為 す こ と が ら は 必 ず し も 常 に 対 等 ・ 同 等 で は な い。 そ の 都 度 の 状 況 に 応 じ て 各 々 が 為 す こ と が ら の 配 分 が 決 ま る よ う な こ と も 大 い に あ る。 ロ ス 説 は こ の 点 を よ く 捉 え て い る<sup>123</sup>。

さて、以上のようにまとめられるロスの議論に関し、残る疑問は次のようなものであろう。実践的間主観性が人々の間に成立することは確かにあるように思われる。それは個人の判断や合意といった明確な契機によって成立するとも考え難い。だが他方で、いつどんな人々の間にでも成立しているわけではないように思われる。では、個人間の実践的間主観性はいつどのような場合に成立するのか。

この疑問については、ロス自身も言及しているものの<sup>124</sup>、明確な答えは出していない。但し、個人間に非常にしばしば成立すると述べている<sup>125</sup>。また、他者の意図に直接基づいて行為するケースは互いによく知っている同士の関係には限られないであろう旨も述べている<sup>126</sup>。

他者の意図に直接基づいて行為するということが、実は広範に見られる現象である、というアイデアは、ロス の 出 す 命 令 (command) の 例 を 参 照 す る こ と で よ り も っ と も ら し く な る だ ろ う。 ロ ス に よ れ ば 命 令 の 概 念 は、 有 る 人 の、 相 手 が 何 を す べ き か に 関 す る 意 図 の 表 現 を 含 む。 注 意 す べ き こ と と し て、 こ の 意 図 は、 単 に 相 手 が 一 定 の 振 舞 い を す る こ と を 何 ら か の 仕 方 で 引 き 起 こ そ う と い う 意 図 で は な い。 相 手 に 命 令 を し て 何 か を さ せ る (例 えば、「こ ち ら へ 来 な さ い」と 命 じ る こ と で 自 分 の 傍 に 来 さ せ る) こ と は、 物 理 的 手 段 に 訴 え て 相 手 に 何 か を 強 制 す る (例 えば、 相 手 の 腕 を 無 理 矢 理 引 っ 張 っ て 自 分 の 傍 に 来 さ せ る) こ と と は 違 っ た 性 格 を 持 つ と 言 え よ う。 ロ ス は こ の 違 い を、 こ れ ま で 見 て き た、 有 る 人 の 意 図 が 他 者 の 振 舞 い に 対 し 合 理 的 制 約 を か け る と い う 関 係 を 引 き 合 い に 出 し て 捉 え る。 命 令 を す る 人 の 意 図 は、 命 令 を さ れ る 人 の 振 舞 い に 対 す る 合 理 的 制 約 と し て 働 く の で あ る。 つ ま り、 命 令 に 従 っ て 行 為 す る 人 は、 命 令 し て き た 人 の 意 図 に 直 接 基 づ い て 行 為 し て い る と 言 え る。 命 令 に 従 っ て 行 為 す る 場 合 と、 物 理 的 強 制 に よ っ て 何 か を さ せ ら れ る 場 合、 そ し て、 他 者 の 意 図 を 自 ら の 判 断 で 受 け 入 れ て 行 為 す る 場 合 と を 対 比 さ せ て 考 え て み れ ば、 命 令 の ケ ー ス が 共 有 行 為 の ケ ー ス と 同 様 に 捉 え ら れ る こ と が 分 か る だ ろ う。 い ず れ の ケ ー ス に お い て も、 ポ イ ン ト と な る の は、 有 る 人 の 振 舞 い に 対 し て 他 者 の 意 図 が 合 理 的 制 約 と し て の 規 範 的 な 効 力 を 持 つ と い う こ と で あ る<sup>127</sup>。

命令の例を考慮に入れることで、ある人の意図が他の人の振舞いに対し合理的制約を掛けることがあるというアイデアは幾分受け入れやすいものとなるだろう。

#### 5.4.2. 反個人主義的行為者

ロスが批判の対象とする個人主義は、彼が「意図すること (intending) に関する自己行為制限 (The Own Action Strictrure) <sup>128</sup>」と称する次のアイデアを中心的なテーゼとする立場と見ることができる。

基本的には、人は自分の行為しか意図できない<sup>129</sup>。

これは一見すると自明なことのように思われる。だが、共有行為に関するロスの説明からは、自己行為制限の否定が導かれる。以下にこの点について詳しく示すことを通して、ロスの反個人主義的な主張の要点を整理したい。

自己行為制限を受け入れると、ある行為者が自らの意図でなく他の行為者の意図に従って行為することはありえないことになる。より正確に述べれば、ある行為者が、他の行為者の意図を再発行した自分の意図を介さずに、他者の意図から直接、単なる因果的な影響ではなく規範的な制約を受けるということがありえなくなる。これは即ち、実践的間主観性が成立しなくなるということに他ならない。

これにより、次の点が説明できなくなる。即ち、複数の行為者たちがいっしょに行為する際に、相手の意図の侵害やすり合わせの回避をしなければならないという規範的要請が相互に生じる点である。この規範的要請に対し、相手の意図と自らの意図を調和させるというメタ意図に訴えた説明を与えることはできない。なぜなら、メタ意図は相手に実質的な権限を与えることができないためである。

要するに、共有行為における相互的な規範的制約を適切に捉えるためには、共有行為する行為者の間における実践的間主観性の成立を認め、自己行為制限を拒否しなければならないというのがロスの言い分である。

自己行為制限を拒否する、即ち反個人主義の立場を取ることは、行為者を以下のようなものとして捉えることに等しい。即ち、行為者はときに、自分以外の行為者の行為を意図したり、自分以外の行為者の意図に基づいて行為したりする。具体的には、共有行為においてこれらのことが起こる。もちろん、行為者は常に他の行為者の行為を意図したり、他の行為者の意図に基づいて行為したりするわけではない。自分自身の行為のみを意図し、それによって行為するということもある。だがそのように行為者が単独で行為することが可能だとしても、行為者の行為は、完全に当人の裁量のもとにあるわけではない。可能的には、ある行為者の行為に関する裁量権は他の行為者に開かれているのである。

ロスの議論は、このような反個人主義的な行為者のあり方を帰結する。このような行為者観を採用する一定の意義は、既にロスの議論において示されていると言えよう。その意義を端的に述べれば、私たちが日常的に行う共有行為やその他の相互行為のありようをより適切に捉えられるということである。

## 第6章 反個人主義的行為者と二つの間主観性

### 6.1. 行為から関係へ

#### 6.1.1. 行為者同士の相互関係への注目

前章において、ロスの立場を架橋意図説そしてギルバート説と対比させてきた。ここから見えてくるロスの立場の特徴として、以下を指摘できる。

架橋意図説においては、ある特定の行為についての相手の意図をメタ意図によって自分の意図と関係づけているという仕方で、共有行為する人々の間の、互いのふるまいを合理的に制約し合う関係が説明されている。ギルバート説においてこの関係は、ある特定の行為に共同コミットしている関係として捉えられたのであった。いずれにおいても、ある特定の行為を複数の人々がいっしょに行うということに焦点が当てられている。

これに対し、実践的間主観性を問題にする際にロスが焦点を当てているのは、特定の行為をいっしょに行うことよりもむしろ、特定の行為をいっしょに行うことができるような行為者同士の相互関係である。ロスの議論においては、例えば「いっしょに車でラスベガスへ行く」といったひとつの共有行為よりも、それを導く実践的推論が互いに連関を成していることに重きが置かれ、共有意図や共有行為はその連関の中で捉えられる。AとBがラスベガス行きをやめてリノへ向かうという過程が、ひとつの共有行為の中止と新しい共有行為の開始というよりも、AとBの共有行為が適宜修正されながら進行していくひとつの過程として捉えられているのは、このためだと言える。この特徴がより明確に現れている例として、ロスは、車でラスベガスに向かっていたAとBが、道路の渋滞に遭ったため、家に帰って二人の共著論文のための研究を前倒しで進めることにした<sup>130</sup>という例を挙げている。共著論文の仕事を行うことは、車でラスベガスへ行くこととほとんど関係のない行為に思われる。だがこの場合においても、行き先をリノに変更した場合と同様、AとBは当初の共有意図に対して理にかなった変更を行っているのである。この場合、AとBはラスベガス行きを中断した時点で合理的制約を伴う相互関係をいったん解消し、それから、帰って共著論文の研究を行うと決めた時点で新たに関係を結び直したというわけではない。そうではなく、一見関係がないように思われる二つの共同行為が、実際はいずれもAとBとの一定の相互関係を背景として為されていると見ることができる。

上記の点は、そもそも実践的間主観性という概念を話題の中心に据えていることから明らかではあるものの、特定の共有行為を個別化して捉えること自体にそれほど重きが置かれないという点はきわめて特徴的である。ロスの議論を架橋意図説やギルバート説に沿って理解しようとするれば、この特徴を捉え損ねてしまうことになるだろう。

#### 6.1.2. なぜ行為より相互関係を問題にするのか

では、なぜロスは共有行為を問題にするに当たって、共有行為そのものよりも共有行為する人々の相互関係に注目するような仕方でも立論したのだろうか。この点に関して生じうる疑問を、ここでひとつ取り上げておこう。ラスベガス行きを止めてリノへ行く、あるいは家へ帰って仕事の続きをするといった形での意図の変更を理にかなったものとして受け取るためには、明らかに、AとBの関係に関する背景を補って理解する必要がある。即ち、彼らは親しい関係にあり（具体的には友人同士や恋人同士、親子・きょうだい関係等が想定できるだろう）かつ仕事仲間でもあるということである。ラスベガス行きはこのような文脈を暗に前提しており、そのもとで為された共有行為を提示しているのである。だが、共有行為とは親しい関係の人々の間だけで為されるものだろうか。そうではないだろう。いっしょに行うということの問題にする際には、親しい同士であれ赤の他人同士であれ、ともかくある行為をいっしょに行うことそれ自体がどのようなことであり、どのようにして可能になるかが問われているはずである。暗黙のうちに行う者同士の親しい関係を前提し、文脈を絞ってしまえば、共有行為そのものを扱うことにはならないのではないのか。ロスの議論はせいぜい、共有行為のある一部分についての解明にしかかかっていないように思われる。むしろ、親密な人間関係を主題とする話であり、共有行為そのものとは直接には関係のない話と見るべきなのではないか。このような疑問が、ロスの議論について生じうる。

上記の疑問をより端的に述べれば次のようになるだろう。「ロスの議論は、人々の間の一定の相互関係を主題としている点で、もはや共有行為についての話ではなく、別個の問題を扱った話なのではないか」。以下ではこの疑問を受けて、共有行為の解明においてロスの議論がもつ意義を論じていきたい。

まず、ギルバート説について一点述べておこう。実は、ギルバートの議論においても、ロス説と同様の特徴が見られる。即ち、特定の共有行為それ自体を問題にしているというよりも、共有行為できるような相互関係を問題にしているという特徴である。この特徴は、ギルバートが複数主体としての「われわれ（一部の著作では、複数主体という含意を持たない場合と区別して we\* と表記される<sup>131)</sup>」について論じる際に現れてくる。複数主体としての「われわれ」が行為すると言えるのはどのような条件のもとにおいてかを論じる際、ギルバートは、他人同士や友人同士、職場の仲間同士といった具体例を取り上げ、彼らでどのような行為についてならば「われわれが〇〇する」という表現を適切に用いるこ

とができるかを論じている。例えば、同じ仕事を担当している以外に接点のない間柄において、その仕事のために「私たち (we) いつ打合せをしましょうか」という表現は適切であっても、「今夜、私たちが舞台を観に行きましょうか」といった表現は適切でないとされたことが指摘される<sup>132</sup>。ギルバートの理論を踏まえれば、この違いは彼らが何に共同コミットしているか・いないかの違いとして捉えられる。同じ委員会に属する人々は委員会に関連する業務を行うことに共同コミットしていても、プライベートで親しく付き合うことには共同コミットしてはいないというわけである<sup>133</sup>。だがこのような場合、彼らが具体的にどのような行為に共同コミットしているのかについて、個別的な行為を挙げて明らかにすることは可能だろうか。委員会のメンバーのようなケースであれば、業務と業務外の行為に関し基準を設けて線引きすることはある程度可能であろう（それでも、境界が問題となる事例が生じることは予想される）。だが、友人や家族、恋人といった場合はどうか。友人同士であるような人々は一定の行為について共同コミットしており、従って一定の行為について「われわれが〇〇する」という表現を用いることが妥当であるという考えはもっともらしい。だが、具体的にどのような行為について共同コミットしているのかを明示することは明らかに困難である。言えるのはせいぜい、明確に範囲が定まっていなかった一連の行為の束についての共同コミットメントがあるといったことぐらいであろう。

ギルバートは、複数主体について論じる際に、特定の行為について共同コミットした複数主体の例よりも、上記のような、不特定の一連の行為の束について共同コミットしていると言えるような複数主体の例をもっぱら取り上げている。これはロスの議論において、共有行為する人々が状況に応じて意図の修正を行っていくために、ある特定の行為のみによって彼らの特徴づけることがあまり意味を為さない状況が取り上げられていることと類似している。この点において、実質的にはギルバートもまた、特定の共有行為そのものよりも、共有行為する人々の関係に視点を向けていると言える。

だが、上記のような具体例が用いられるにもかかわらず、ギルバートの論述において、複数主体や共同コミットメントは、特定の行為や目的等に相対的なものとして捉えられる傾向にある<sup>134</sup>。

ギルバートの論述には、なぜこのような揺らぎが見られるのだろうか。それは、ギルバートが日常言語中の「われわれ」や「いっしょに～する」という表現に注目し、具体的に卑近な事例を多数用いているためではないかと考えられる。上で扱ってきた、状況の変化に応じて意図の大きな修正が為されていくような例について、ロスは「日常的な動的事例 (ordinary dynamic cases)」という表現を用いて言及し、これは架橋意図説ではうまく扱えないとしている<sup>135</sup>。ここから次のことが言えよう。即ち、共有行為の日常的な事例にひとたび目を向けてみれば、ある人々がある特定のことがらを為そうという共有意図を持ち、その意図に従って共有行為を遂行しているとは言い難いようなケース、即ち、動的に意図の修正が為されていくケースや、特定の人々が何をいっしょに為すことにコミットし

ている・いないのかが厳密には明らかでない状態で様々な共有行為を行っていくケース等が散見されるということである。共有行為を論じる際に、このような「動的事例」を射程に入れることに重きを置いた結果として、ロスの議論は、個別的な特定の共有行為よりもそれを成り立たせる行為者同士の関係を中心に据えたものになったと考えられる。

以下では、この行為者同士の関係について、前章の内容を振り返りつつ、より詳しい特徴づけを行いたい。

## 6.2. 認識的間主観性と実践的間主観性

### 6.2.1. 認識的間主観性

前章では、共有行為する人々の間に実践的間主観性が成立するというロスのアイデアについて詳しく見てきた。行為者たちの間に実践的間主観性が成立するとは、彼らの間で互いの意図が互いの実践的推論の合理的制約として働くような関係が成立するということがあった。

さて、ここで3章の内容を思い出してみよう。3章では、共通知識をめぐる議論を通して、次のことが明らかになった。即ち、人々の間で共通知識の成立が可能となっているのは、人々が知識主体一般の標準的あり方（具体的には、知覚能力・推論能力・背景知識等のあり方）に関する理解を共有しているためである。このような共有された理解それ自体は共通知識とは区別される。この理解の共有が可能となるのは、人間に他者知覚や社会的認知の能力が備わっているため、そして、人々の間で身体の構造や能力、知覚能力、推論能力、原初的な感情のありよう等が概ね一致しており、かつ概ね同じ生活習慣や慣習、社会制度のもとで発達してきたためであると考えられる。

私たちの日常生活においては、上で述べられているような共通知識の基盤が概ね成立しているからこそ、私たちは互いについて、同じ状況のもとでは同じことを知っているという仮定のもとで行為できる。例えば、目が見える人がマジョリティであるようなコミュニティで育った人であれば、目の前にろうそくがあるとき、そのろうそくがあるということが、すぐ隣にいる人との間の共通知識であることに對し、特別な事情がない限り疑いを持たないであろう。

共通知識の基盤は人々の間で知識を共有するための基盤であった。これに對する形で、実践的間主観性を下支えする、人々の間で意図ないし行為を共有するための基盤を想定することができよう。いずれも、意図や行為の主体の標準的なあり方に関わるもののはずである。実際に様々なことがらに関する共通知識が成立し、様々な共有行為が成立しているような人々の間では、標準的なあり方とそれに関する理解の共有ゆえに、状況に応じて様々な共通知識や共有行為が成立しうる状態ができていると考えられる。



以上を踏まえ、ある人々の間に共通知識の基盤が成立しており、それゆえ様々な共通知識が成立しうる状態（実際には、これは既に様々な共通知識が成立している状態であろう）について、以下では「認識の間主観性（epistemic intersubjectivity）がある」という表現を用いていきたい。この表現は、ロスが実践の間主観性を「信念の認識的・理論の間主観性<sup>136</sup>」と対比させていることに示唆を得たものである。

## 6.2.2. 二つの間主観性から共有行為における相互関係を捉える

以下では、認識の間主観性／実践の間主観性という語を用いて共有行為する行為者たちの間の相互関係を整理していこう（以下、認識の間主観性を EI、実践の間主観性を PI と表記する）。

まず、明らかに、PI の成立は EI を前提する。他方、EI が成立していても PI が成立しない場合はある。ラスベガス行きの例を再び用いれば、いっしょに車でラスベガスへ行く A と B の間には EI も PI も成立しているのに対し、A とバリケードを張る C との間には EI は成立していても PI は成立していない。また、EI が成立していれば共通知識が成立しうる。例えば、道路にバリケードがあることや道路がラスベガスへ続いていること、また、A がラスベガスへ行こうと意図していることや、C がラスベガスへ行く人を止めようと意図していること等は、A と C との間で共通知識となっている。

EI とそれに基づいた共通知識が成立している関係は、PI とそれに基づいた共有行為が成立している関係とは異なる。この点は、A-C 間の関係と A-B 間の関係の対比からも明らかであろう。

EI のみが成立している A-C の関係は、相手に対して意図の帰属を行った上で、その相手の意図の達成を侵害したり、自分の意図との間の調停を回避したりすることも辞さないような仕方での自分の意図を達成させようとするような関係である。このような関係において、相手の意図は自分の実践的推論において単なる一考慮として登場するのみであり、それ自体は合理的制約としての効力を持たないことになる。

他方、PI が成立している A-B の関係においては、各々が相手に対して意図の帰属を行い、かつその意図を自分の意図と同様に自分の為すべきことを定める権威を持つものとして扱っている。このような関係においては、互いの意図が互いの実践的推論の合理的制約として働き、それによって相互的な権利／義務が生じる。具体的には、基本的には互いの意図することにそのまま従い、そうでない場合には相手から適切な理由の提示が要求されたり、非難を持って迎えられたりすることになる。

前章で見た通り、この二種類の関係においてはいずれも、相手に対して意図を帰属させ、それによって振舞いを理解しているという点では、互いに相手を「意図的行為者となししている」と言える。だが、意図を帰属させた上での相手への態度は、二つの関係において大きく異なっていると言える。EI のみの関係においては各々が意図的行為者である相手を

あくまでも道具的・手段的に扱っているのに対し、PIを伴う関係においては、各々が相手の意図を自分の意図と同様の重みを持ったものとして扱っている。のみならず、そうすることが権利／義務を伴う仕方で規範的に要求されている。

ここで、PIを伴う関係についてももう少し詳しく考えてみよう。この関係のもとでは、人々は互いに、相手が自分の意図に従ってくれることを規範的に期待し、自分が目指すことの実現を部分的に相手に委ねたり、また逆に相手の意図の達成を部分的に引き受けたりするであろう。このような関係は、相手が何をしてくれるはずであるかについて互いに互いを信用し合う関係であると言えるだろう。このような意味での信用があるからこそ、スムーズな仕方でいっしょに行為することが可能になるのである。

上に示した二種類の関係のうち、後者の関係を端的に特徴づけるならば、これは互いに対する信用と、それに応える責任が伴うような関係だと言えるだろう。注意すべき点は、ここで言われる信用や責任が互いに「対する」ものであり、関係の外にいる第三者にはないようなものだという点である。これはまさにロスが強調した点であった。

### 6.2.3. PI関係：日常的な行為における信用と責任

上の整理に対して、「信用や責任、権利や義務といった語は、日常的な行為について用いるにはいささか大仰なのではないか」と感じられるかもしれない。だが、私たちの日常的なやりとりにおいても、互いを信用し合い、逸脱があった際には為すべきことを為していないという非難で迎えられるような規範的な関係が確かに見られる。この点はギルバートが強調していたところである。

友人たちと鍋をつつくという場面を考えてみよう。互いの振る舞いや、そこにおいて見受けられる互いのニーズを受けて、準備や調理、取り分けや片付けの分業が自然と成立していくだろう。誰かが「そのポン酢を取って」と言えば当たり前に取り分けてもらうことができる。もしそのような呼び掛けが無視されたり、あるいは誰かが料理を取り分けてもらえなかったりすれば、非難が起こるだろう。他人だから仕方がないという訳にはいかないはずである。

このような場において人々の間に成り立っている相互関係は、例えば、街頭でビラ配りをしている人と通行人の間にある相互関係とは大きく異なる。ビラ配りの人と通行人とは多くの共通知識を有しているが、ビラ配りの人のビラを渡す行為や、それによって為される通行人への主張・呼び掛けは、多くの場合、通行人によってきちんと受け取られることはないだろう。通行人はビラ配りの人の意図をごく自明のこととして理解しつつ、当然のようにビラを避けたり、俯いたりして、ビラを受け取らずに通るべきである。ビラ配りの人の方でも、とにかくノルマを消費するために、通行人に無理矢理ビラを押し付けたり、一度に複数枚渡したりすることもありえよう。ここにおいては、互いの意図が互い

に理解はされても、規範的効力を持ったものとして扱われず、またそのことに対する非難が正当なものとして為されるということも特になくという状況が起きている。

上記の二つの例はそれぞれ、前者が PI 関係、後者が (PI 関係抜きの) EI 関係を例示していると言える。いずれもごく日常的な場面だが、二つを対比することで、日常的な行為のレベルにおいても現れている信用や責任のあり方、規範的な態度のあり方が見えるだろう。端的に述べれば、PI 関係とは、私たちの生活における円滑なコミュニケーションを下支えする関係と言える。このようなコミュニケーションは私たちの生活においてごく基本的なものであり、欠ければ生活が困難になるようなものだと言えよう。

PI 関係とそれに基づくコミュニケーションについて、もう二点述べておこう。

第一点。上記の例に表れているように、私たちが生活の中で他の人々と結ぶ関係には、非 PI 的なものも広範にあると考えられる。PI 関係に基づくものとして描き出されるようなコミュニケーションは、日常生活において為される様々なコミュニケーションの中でも最も円滑で、丁寧であり、従って最も限定された範囲でしか成立しえないもののようにも思われる。「PI 関係に基づくコミュニケーションとは、あくまでも私たちが為すコミュニケーションの理想的なあり方であって、現実には成立するコミュニケーションは多少なりとも相手の意図の無視や出し抜きを含まざるを得ない」と考える向きもあるかもしれない。だが、仮に現実的には近似的な PI 関係しか成立しえないとしても、なお PI 関係は私たちのコミュニケーションの根幹に関わるものだということは言えそうに思われる。この点は、他者との関係が非 PI 関係のみであるような生活を思い浮かべてみれば明らかである。互いに対して意図の帰属は行っても、互いを道具的にしか捉えず、いついかなる仕方で出し抜きが起こってもおかしくはないという関係のもとでは、生活を営むことは著しく困難であろう。未成熟な乳児の状態から行為者へと（少なくとも、対話のような営みが可能である私たちのような行為者へと）発達していくことはよりいっそう困難に思われる。

第二点。ここまで、友人同士や子どもの発達といった例に言及してきたが、この点は、PI 関係がいわゆる愛着や（日常的に用いられる意味での）親密さに基づく関係であることを示唆するように思われるかもしれない。だが、PI 関係についてこのような前提を置くことは必ずしも必要ではないだろう。個人的な親密な関係があらかじめなくとも、EI 関係と共通知識、かつ相互に相手の意図を重んじる態度によって、PI 関係に基づくコミュニケーションは成立しうる（熟練した音楽家同士のセッションや、関心を同じくする見知らぬ人同士の建設的な議論等を想像してみよ）。逆に、強い愛着や親密さが却って PI 関係を損なうというケースは、抑圧的な親子関係や、友人・パートナー関係における共依存等に見られる。親密さはときに、相互の意図の無視や、互いの道具的な扱いをもたらすのである。これらの点を考慮すれば、PI 関係はあくまでも愛着や親密さとは独立なものであると言える。

#### 6.2.4. EI 関係に基づく非共有集合的行為

ここで、共通知識に基づいて非共有集合的行為が成立する可能性について考えたい。

人々の間で EI が成立し、それに基づいて共通知識が得られているならば、互いの持つ背景的な知識や推論の仕方が概ね同一であることが人々の間で自明のことがらとして知られている。この点を考慮すれば、EI と共通知識に基づいて、互いに互いがこれから為すことの予測が可能になる場合があることが理解されよう。人々が各々、その予測に従い、他者が一定の行為を為すことを前提して、それに合わせた仕方で行ったとする。このとき、結果として人々の行為は調和する。このようにして為される集合的行為が、ここで念頭に置いている「共通知識に基づいて成立する非共有集合的行為」である。

これと共有行為との違いに関してポイントとなるのは、互いに合理的制約を掛け合う関係がないことである。上で示したような集合的行為は、PI の成立を前提せずとも可能であることに注意しよう。集合的行為を為す各々の人にとって、他者と行為を調和させた方が自分自身の目的の達成のために有益でありさえすれば、互いの意図による相互的な規範的拘束がなくとも、人々が互いの振る舞いを調和させ続けるには十分である。つまりここで考えているのは、ギルバートやロスが示すような共有行為の例と異なり、相互的な義務ないし権限は伴わなくとも、各々が「他の人に合わせて振る舞った方が結果的に自分にとって特になる」と考えて振る舞っている結果として、各々の振る舞いがうまく噛み合い、調和するようなケースである。

平たく言えば、ここで念頭に置かれているのは、人々が互いの行為を互いに予測しつつ、自らの目的に利する限りで互いに調和的な振舞いを取り続けるといったケースである。

「同じ場所で同じことをしているが、いっしょに行っているわけではないケース」と

「いっしょに行っているケース」との違いは、ここで考えている非共有集合的行為と共有

行為の違いであると考えられる。ここで言われている違いとは、例えば、1 章で触れた、

個々別々に同じ壁をペンキで塗っている場合と、いっしょに塗っている場合との違いである。

本稿 2 章でも取り上げた次のような例を考えてみよう。ある公園で、A と B が同時に、

しかし別々にゴミ拾いをしていたとする。両者は、お互いがゴミ拾いをしていることや、

相手がどの辺りを掃除するつもりかといったことを念頭に入れつつ動くだろう。つまり、

両者は互いに相手の意図を付度した上で自らの行為を決めており、そのことが両者の振舞

い上の調和を実現させている。しかしこの場合、例えばゴミがまだたくさん残っている状態

で A がゴミ拾いを中断し、去って行ってしまったとしても、B は A に対して「なぜ途中で

やめるのか」と非難できる特別な権限を持たないだろう。より詳しく述べれば、A が B

といっしょにゴミ拾いをしていた場合と比較して、別々に拾っていた場合、B は A の行為

のいかにに関して、第三者と区別されるような特別な権限を A に対して持つてはいないので

ある。B はあくまでも個人的に、公園をきれいにするためにゴミ拾いをしていたのであ

り、従ってAが同様にゴミ拾いをしていることはBの目的に照らして好都合であった。だが、BにはAにゴミ拾いを続けるよう要求できる権限はないのである。

私たちの日常生活の中では、互いの意図を念頭に置きつつ互いの振舞いを調和させることが頻繁に生じる。だが、それら全てを「いっしょに行為している」と呼ぶのは、「いっしょに行為すること」の範囲を広く取りすぎているように思われる。この直観は、「いっしょに」が持つ、相互的な権利／義務に関する含意を示すものと考えられる。いっしょに行為する関係において、行為者たちは単に互いの意図を理解し振舞いを調和させているのみならず、いっしょに行為する限りにおいて互いに信用しあい、それに応える責任を引き受け合っているのである。

### 6.3. 共有行為に対する反個人主義的説明

#### 6.3.1. 還元主義／非還元主義の対立と反個人主義

5章で導入した、還元主義と非還元主義の対立関係を思い出してみよう。二つの立場の争点は次の点にあった。即ち、共有行為とその意図を、共有行為する人々個人個人の意図とその相互関係に還元する形で理解すべきか、それとも人々の集団それ自体をひとつの行為者として捉え、集団に意図を帰属させる形で理解すべきかである。

ロスの議論を踏まえれば、二つの立場は行為者に関する個人主義を採っている点で共通していると言える。つまりいずれの立場も、行為者が直接意図できるのは自分自身の行為のみであるという考え（自己行為制限）を前提しているのである。ロスの論述に照らせば、ブラットマンの立場は個人主義である<sup>137</sup>。また、ギルバート説においては、単独行為者も集団行為者も、意図できるのはあくまでも自分自身の行為である。集団の行為を意図するのは、行為者としての集団そのものであり、集団のメンバーである単独行為者ではない。このように、いずれの立場においても、ある行為者が他の行為者の行為を意図し、他の行為者がその意図に直接基づいて行為するということは認められていない。

これに対し、個人主義を明確に退けるのがロスの立場である。前述したように、この立場は、自己行為制限の否定を通して行為者そのもののあり方を読み替えることになる。このため、単独行為も含めた行為一般についての見方の改訂を帰結するものと考えられる。

反個人主義が帰結する単独行為と共有行為についての見方を、以下で詳しく見ていこう。

#### 6.3.2. 反個人主義的単独行為者による単独行為と共有行為

まずは、反個人主義のもとで単独行為がどのように捉えられるかを見ていく。上で見たように、反個人主義は、単独の行為者の行為が完全に当人の裁量下にある訳ではなく、可能的に他の行為者の意図の影響に開かれているという帰結を持つ。とは言え、

各々の単独行為者の実践的推論は、完全ではないにしろ一定程度の独立性を持ちうる。単独行為者たちは、可能的にはいっしょに行為しうる関係（PI関係）にあるものの、常にいっしょに行為するわけではなく、自らの行為に関する自らの意図のみに基づいて行為（単独行為）することもある。このような行為者のあり方は、私たちの行為者としての日常的なあり方に即していると言える。

単独行為者たちは、互いに互いの振る舞いを予測し、それに基づいて行為することで、互いの振る舞いを調和させることができる（非共有集合的行為）。これはEI関係に基づいて可能になるものであり、PI関係は関わらない。このような集合的行為においては、共有行為に伴うような相互的な権利／義務は伴わない。

続いて、反個人主義のもとでの共有行為の捉え方について見ていこう。

PI関係にある反個人主義的行為者たちは、互いに互いの意図に直接基づいて行為することが可能である。そしてそれが実際に生じたとき、彼らの間で共有行為が成立する。

ここで一点確認しておこう。前章で述べた通り、ロスが命令が成立しうる相互関係と共有行為が成立しうる相互関係を区別している。いずれの相互関係のもとでも、ある単独行為者が他の単独行為者の意図に直接基づいて行為することは生じうるが、互いが互いに対して持つ権利／義務が対等であるのは後者の場合のみである。但し、注意すべきこととして、実際に為される共有行為においては、一方の意図に他方が従うのみということもありうる。ロスの考えるPI関係においては、実際に誰の意図に従って共有行為が為されるかではなく、あくまでも権利上の対称性があるかどうかのポイントとなるのである。

反個人主義においては、複数人でいっしょに行う行為を、集団そのものを行為者として見ることなしに説明することが可能になっている。第1章で提示した問いに関して言えば、いっしょに行う行為＝共有行為を集団そのものが行う行為＝集団行為に等しいものと考えする必要は必ずしもないことが、反個人主義において示されている。

つまり、反個人主義は、ギルバートの非還元主義を採らずに「いっしょに行為する」人々の関係を説明する仕方を示しているのである。単独行為者たちの間で互いの意図が互いの行為に直接的な影響を及ぼすことと、彼らがひとつの行為者を構成することとの間には、必ずしも必然的なつながりはない。ロスはPI概念を導入することによって、「個人たちが集団を構成すること」でなく、まさに「個人個人の間には密接な関係ができること」それ自体に焦点を当てることに成功しているのである。

共有行為に関する反個人主義的説明に則れば、単独行為者たちが意図を共有して共有行為を行うとき、共有行為する単独行為者たちを「共有行為者（shared agent）」と呼ぶことはカテゴリー錯誤になる。共有行為する単独行為者たちは、ひとつの行為者を構成しているわけではないからである。共有行為は、相互関連した単独行為者たち（interrelated singular agents）によって為されるのであり、単一の行為者によって為されるのではない。ここでは、「共有行為者」という概念はそもそも成り立たないことになる。但し、共有行

為する行為者たちについて、共有された行為者性（shared agency）を認めることは可能であろう。

だが、もちろん、これまでの議論は、共有行為を扱う上で集団行為者概念が不要であることを論証するものではない。ロスの議論を通して示されるのは、共有行為に関するひとつの可能な説明に過ぎない。また、PI 関係については不明瞭な点も残っているため、PI や集団行為に関するさらなる分析の結果、反個人主義的描像において集団行為概念が暗黙のうちに導入されていたことが明らかになる可能性もある。この点については、次章で集団行為概念の詳しい分析を通して検討していくこととする。

## 第7章 集団行為と反個人主義<sup>138</sup>

### 7.1. 集団行為の可能性

#### 7.1.1. 「行為者としての集団」はありうるか

前章までにおいて、少なくともある種の共同行為（つまり共有行為）については、それが行為者としての集団（集団行為者）によって為されると考える必要は必ずしもないということが示された。議論の流れを簡単に振り返ってみよう。

共有行為や共有意図の説明にあたり、非還元的な行為者としての「われわれ」を措定する必要性は、次のような点から主張された。即ち、共有行為においてそのメンバー個人個人に帰属される意図は、個人の行為に関する個人の意図を扱う通常の行為論の道具立てのみでは十分に捉えることができないような側面を持つ。この点を受けて、行為や意図の主体として非還元的「われわれ」を導入する必要性が主張されたのであった。これに対しロスは、個人の意図がその当人のみならず他の行為者に対しても行為の合理的制約として働きうると考えることで、非還元的「われわれ」を導入せずに異なる行為者間の意図・行為の間の密接な相互関係を担保してみせた（反個人主義）。

共有行為と「行為者としての集団」という概念をめぐるここまでの議論は概略、以上のようにまとめられる。

さて、本章では、行為者としての集団（集団行為者）や、集団がそれ自体として為す行為（集団行為）の可能性について、前章までとはやや異なる方向から支持を与える議論を導入し、検討を加えたい。反個人主義的なアイデアを考慮に入れれば、共同行為の分析に当たって、非還元的な集団行為者の導入は必ずしも必要ではないと言えそうである。ギルバートが非還元的な集団行為者概念に訴えた説明を与えていた諸行為についても、実践的間主観性に訴えれば、集団行為者概念なしの説明を与えることが可能になる。だが、このような説明は、どのような範囲の共同行為にまで適用可能なのだろうか。共同行為のうちには、実践的間主観性に基ついて為される共有行為としての説明が適用できず、集団そのものの為す行為として理解するほかない「集団行為」なるものは含まれているのだろうか。P. プティットやD. シュヴァイカートといった論者は、このような集団行為の可能性を示す議論を行っている。以下では彼らの議論を詳しく見ていこう。



### 7.1.2. 何についての還元か

まず、集団に帰属される行為や意図、様々な態度等を、メンバー個人のそれらに「還元する」ということについて、今一度詳しく考えてみたい。そこで、以下ではシュヴァイカートによる還元のあり方の区別を導入する。

これまで、共同行為や共同意図等の還元を問題にしてきた。ここで言われる「還元」とは、行為や意図のどのような面についてのものだろうか。意図について言えば、意図の主体を集団そのものでなくそのメンバー個人個人とする、あるいは、意図されるところの行為の主体を集団行為者でなくメンバー個人個人とするというように、異なる側面から「還元」を考えることが可能である。この点について、シュヴァイカートは明快な整理を与えている。

彼は共同意図<sup>139</sup>に焦点を絞った上で、これまで議論を呼んできた問いとして、以下の三つを提示する。

- (1) 共同意図は誰の意図か。
- (2) その意図は、どのような様相 (mode) において有されているか。
- (3) そのような意図の内容の形式 (form of the content) は何か<sup>140</sup>。

以下ではこれらをそれぞれ、共同意図の主体／様相／内容に関する問いと呼ぼう。それぞれについて簡単に説明する。

主体に関する問いが何を問題にしているのかは明らかであろう。シュヴァイカートによれば、この問いへの答えとして取りうる選択肢は次の3つである。第一に、単独で捉えられた個人。第二に、何らかの仕方で相互に関連し合った個人たち。そして第三に、集団それ自体である。第一と第二の選択肢の違いは、共同意図が存在するために個人たちの間の相互関係が必要であると考えられるか否かによる<sup>141</sup>。

様相 (mode) については、具体的には次のような違いが問題となる。例えば、共同行為の意図がメンバー個人に帰属される (つまり、主体に関する問いへの答えは「個人」である) としても、その個人 (Pとする) の意図は、

- (A) Pは「わたしは～と意図する (I intend～)」という意図を持つ。

と記述されるものである可能性もあれば、

- (B) Pは「われわれは～と意図する (We intend～)」という意図を持つ。

と記述されるものである可能性もある。つまり、共同意図の主体が誰 (何) であれ、意図の形式は「わたしは～と意図する」「われわれは～と意図する」のいずれも取りうるというわけである。このA、Bの違いを、プティットらは「様相 (mode)」の違いと呼び、Aの意図を「わたし様相 (I-mode)」の意図、Bの意図を「われわれ様相 (We-mode)」の意図と呼んでいる (この様相の二つの選択肢は R. トゥオメラの用語法に負うものである)<sup>142</sup>。

内容の問いへの答えとして取りうる選択肢は、「私が～するという意図 (intention that I do...)」と「われわれが～するという意図 (intention that we do...)」の二種類である。例えば、共同行為に参加する個人の意図は、自分自身が為す共同行為への貢献についてのもの（わたしが（共同行為の一部として）～する）でもありうるし、各々の貢献によって共同行為が達成されるという事態についてのもの（われわれが～する）でもありうる<sup>143</sup>。

以上をシュヴァイカートに倣って表にまとめると、次のようになる。

(1) 意図の主体	(2) 意図の様相	(3) 意図の内容
(a) 個人	(a) わたし様相	(a) わたしが～するという意図
(b) 相互に関係し合った個人たち	(b) われわれ様相	(b) われわれが～するという意図
(c) 集団		

表2：シュヴァイカートによる共同意図の還元レベルの整理<sup>144</sup>

これまで見てきた立場を含め、共同意図に関する様々な見方を、1～3の問いに対する答えの組合せのパターンによって整理することができる。

例えば、次のような見解を考えてみよう。「人々が共同意図を持つとは、実際のところ、個人個人が『わたしは（自分が）～することを意図する (I intend that I do...)』という形で表される何らかの意図を持つことに他ならない」。これは、共同意図が個人の意図を扱う道具立てのみで説明可能であり、個人間の相互関係のあり方も関わってはこないという、最も徹底した個人主義的見方である。これは三つの問いに関し、(1a)、(2a)、(3a)という選択肢を取る立場と表すことができる<sup>145</sup>。

また、上の場合と様相・内容において異なるパターンを考えることもできる。つまり、人々が共同意図を持つことを、個人個人が「われわれは（われわれが）～することを意図する (We intend that we do...)」という形の意図を持つこととして捉えるパターンである

（この意図は「われわれは～」という意図だが、あくまでも集団そのものでなく個人個人が持つものと考えられていることに注意せよ）。このような立場は(1a)、(2b)、(3b)を取る立場と表せる。シュヴァイカートは、この立場を取る論者の例としてトゥオメラとサールを挙げている<sup>146</sup>。

では、ブラットマンの立場はどうか。彼は集合的行為に関する個人個人の意図とそれらの間の相互的な連関に訴えて共同意図（ブラットマンの用語では「共有された意図 shared intention」）を説明するため、(1b)、(2a)、(3b)という立場である<sup>147</sup>。

そして、行為者としての集団を認めるギルバートは、(1c)、(2b)、(3b) という立場と考えられる。だが、シュヴァイカートによれば彼女の議論は実質的には (1b)、つまり主体についての還元主義を採っている。なぜなら、彼女は共同意図を集団のメンバーたちによる共同コミットメントに訴えて説明しているためである。実際のところ、4章で見た通り、ギルバートはメンバー個人たちが共同行為に対して持つ積極的な態度について言及している。彼女の議論においては、集団に帰属される心的状態から派生するものとは言え、個人に帰属される心的状態が議論の中に重要な要素として登場している。シュヴァイカートはこの点を捉えて、ギルバートの立場を非還元主義としては不徹底なものとしているのであろう<sup>148</sup>。

シュヴァイカートは、表の全ての列の一番下を選択する（つまり、(1c)、(2b)、(3b)）立場以外はすべて「還元主義」と位置づけている<sup>149</sup>。その上で、彼は共同行為に対して還元主義的説明を適用可能な範囲が限られていることを論じていくが、彼は還元主義的説明がすべて失敗すると主張しているわけではない。彼の見解は、還元・非還元を問わずいかなる単一のアプローチも、それだけであらゆる共同行為の現象を説明するには十分でなく、共同行為の分析のためには複数のアプローチを組み合わせる必要があるというものである<sup>150</sup>。

シュヴァイカートは還元主義的な説明が適用可能な事例を特定するとともに、ある種の共同行為については非還元主義的説明（(1c)、(2b)、(3b)）を取る説明が必要となる可能性について論じている。その際、彼は集団行為に関するプティットの議論を参照しているが、これについては後で詳しく論じる。

なお、先述の通り、シュヴァイカートは、表の全ての列において一番下を選択する立場以外を全て「還元主義的立場」と呼んでいる。だが本稿では異なる用語法を採用したい。以下では、共同意図の主体／様相／内容のうちどれかひとつでも非還元的見解を採る立場は「還元主義的立場」とは呼ばずに、例えば「主体について非還元的見解を採る立場」といった仕方と呼ぶこととする。これは、そのつどの文脈で何の還元／非還元が問題になっているのかを明示し、混乱を防ぐためである<sup>151</sup>。

本稿の議論に話を戻そう。前章まででは、共有意図に関して特に個人たちの意図の間の相互連関のあり方を問題とし、これを適切に捉えるためには個人の意図を扱う道具立てのみでは不十分であるという点から、非還元主義の可能性を考えていった。そして、ギルバートの議論とロスの議論を対比させることにより、個人たちの意図の間に相互連関を認めることと、集団そのものに意図を帰属させることとの違いを浮かび上がらせた。シュヴァイカートの議論を踏まえれば、前章までにおいては、相互に関連した意図を持つ個人たち (1b) と非還元的な集団行為者 (1c) を区別し、前者のほうを主題化していったと言える。

本章ではこれまでと逆に、(1c)、即ち集団そのものが意図の主体となるという可能性についてより積極的に考えてみたい。次節より、シュヴァイカートやプティットといった論者が支持する「相互に関連した個人ではなくまさに集団そのものに意図や行為を帰属させることが必要なケースがある」というアイデアがいかにして根拠づけられるのかを詳しく見ていく。

## 7.2. 主体に関する非還元主義の可能性

### 7.2.1. 集団は行為者となりうるか

共同行為において、メンバーの意図の間に、個人の意図を扱う道具立てのみでは十分に捉えきれないような相互関係を認めるとしても、それが即、非還元主義的な集団行為者概念の導入を要請することにはならない。ギルバートの議論は集団行為者概念を導入しているものの、シュヴァイカートが指摘するように不徹底な面を持つ。そして、ロスの議論は集団行為者概念なしでやっていく仕方を具体的に提示している。

では、共同行為・意図の説明において集団行為者概念の導入は結局のところ不要なのだろうか。メンバー個人たちの意図とそれらの間の相互連関のみによっては捉えきれないような意図が、集団それ自体に帰属されるようなケースはありえないのだろうか。

実際のところ、集団行為者が成立する可能性を認める動機づけは、それなりにあると言える。具体的には次のようなものである。

ある種の集団は、日常的には明らかに意図や行為、また信念等の様々な態度を帰属されている。具体的には、チームや委員会、企業、政府といった集団について、例えばサッカーチームが得点を上げる、委員会が決定を下す<sup>152</sup>、また企業が責任を取って謝罪するといった表現はごくふつうに用いられている。

このように、集団それ自体を意図や行為の主体として扱うことは日常的に頻繁に為されている。すると、集団が個人と同様に行為者としての身分を持つことは、ごくふつうにあることのように思われる。

だが、このような考え方に対しては、直ちに次のような疑問が浮かんで来よう。

日常的場面において集団が行為者のように扱われることがあったとしても、それは単に比喩表現を用いたり、あるいは簡潔さや利便性のために道具的な表現を用いたりしているだけであって、人間に対して意図や行為を帰属させるのと同列には考えられないのではないか。より詳しく述べれば、そのような表現は文字通りのものではなく、実際には責任者等具体的なメンバーの意図や判断、行為と、その結果として集団内外に生じた出来事について述べたものであると考えられる。つまり、集団の意図や行為と言われているものは結局のところ、メンバーの意図や行為に還元可能なのではないか。

このような疑問については後でより詳細な検討を行うが、ここではひとまず簡単な回答を与えることで、集団が意図や行為の主体となりうるというアイデアに一定の理があることを示し、以降の議論につなげたい。

まず、集団への意図や行為等の帰属が単なる比喩的・道具的なものに過ぎないという考えについては、次が言える。意図や信念といった心の状態に関して言えば、現在の心の哲学において集団に心が帰属されるというアイデアは十分に採用可能である。広く受け入れられている機能主義や解釈主義といった立場はいずれも、個人として人間以外のものが心を持ちうるという帰結を持つ<sup>153</sup>。当然ながら、集団が心的状態を持ちうるとしても、それは個人の心的状態と異なった特徴を持つ状態でありうるが、そのこと自体は集団が心的状態を持ちえないことを含意しない。

そして、還元可能性については、次の点を指摘したい。私たちはしばしば、メンバー個人の実際の志向的状态を参照することなしに、集団そのものに帰属される態度や行為を直接問題にする<sup>154</sup>。この点は、大規模な集団や複雑な構造を持つ集団を思い浮かべると理解しやすいが、小規模でシンプルな集団に関しても同様のことはありうるだろう（例えば、従業員が数名程度の小さな企業等を考えてみよ）。むしろ、企業のような集団に属している人の意図や行為を問題にするのであれば、特定の個人について考える場合であっても、その人が属する集団自体の意向をまず考慮に入れなければ理解が困難になる場合がありえよう。例えば、ある人が自分の持つ様々な信念や欲求に照らして明らかに不合理な仕方で行為しており、それでもなおその人がそのように行為する理由が、「自分は自らの属する集団の意向に従わなければならない」ということ以外にはないような場合である。後述する、政府の意向に従って自分の考えを押し殺す役人のケース等はこの一例となろう。このような場合は、「まず集団の意図ありきで、それを参照する形で個人の意図が初めて理解される」といった事態が生じているように思われる。つまり、集団の意図とされるものが個人の意図に先立ち後者を制約するということが起きているように思われるのである。この点は、集団それ自体が意図を持つというアイデアに、一定のもっともらしさを与えるのではないか。

以上により、本稿では集団それ自体に意図や行為・心的状態が帰属される場合があるという可能性をポジティブに捉え、以下でより詳細に検討を加えていくこととする。

### 7.2.2. 集団が行為者となりうる時

集団のメンバーでなく、まさに集団それ自体に意図や行為が帰属されるような場合とは、どんなものだろうか。ひとつの考え方として、以下に述べるようなものがある。

集団そのものに意図が帰属されるとき、その意図は、メンバー個人の意図からの構成物とは言えないほどに、メンバー個人のそれとは独立したものになると考えられる。つまり、集団そのものの振舞いが、メンバー個人個人やその関係のみによっては捉えきれない固有

の自律性を帯びるときにこそ、集団にそれ自体の意図を帰属させざるを得なくなってくるのではないか。

集団それ自体の意図や行為、態度について論じる文脈でよく取り上げられるケースとして、「集団が下す判断と、そのメンバーが個人として下す判断が食い違う」というものがある。例えば、ある役人が、政府としては貧しい人々を助ける義務があると考え、彼らに食料を配る仕事に従事しているが、個人としては貧しい人々を助けることには賛成していないといったケース<sup>155</sup>である<sup>156</sup>。

個人が集団の一員として為すべきことと個人的な見解との矛盾に苦しむという状況や、集団が支持している意見に個人的には賛成していないといった状況は、ありふれたものである。これらのケースは、集団の判断とそこに所属する個人の判断との間に乖離が生じうることを示すように思われる。

上で述べた通り、集団をそのメンバーたちとはある程度独立した仕方で捉え、集団それ自体に帰属されるような意図や行為、信念や態度等を問題にすることを、私たちは実際によく行っているし、それが必要となる状況は確かにあるように思われる。この点は、上で見たように、集団に対して具体的に帰属される意図や行為等の内容が、メンバー個人のそれと相反しているケースにおいて、とりわけ明確になるのである。

以下で取り上げるプティットの議論は、まさに、上で示したような集団とメンバー個人との間の判断の乖離という状況に焦点を当てたものである。

### 7.3. 集団行為に関するプティットの議論：(1) 推論的ジレンマ

#### 7.3.1. 推論的ジレンマ：基本的構造<sup>157</sup>

プティットは、ある種の集団が、メンバーの心と非連続的な仕方でそれ自体の心を持ちうることを主張し、そのような集団の具体的な特徴について論じている。これを支持するために彼が持ち出すのが「推論的ジレンマ (discursive dilemma)」と呼ばれるジレンマである。以下ではこの推論的ジレンマについて詳しく見ていく。

あるダンサーがバレエ団の入団テストを受け、3人の審査員が審査を行うという状況を考える<sup>158</sup>。審査は芸術面と技術面の双方においてダンサーが必要なレベルを満たしているかという観点から行われる。両方の面において十分なレベルにあると判断されれば、合格である。審査員 A、B、C は各々、独立に評価を下し、ダンサーの最終的な合否は多数決の結果で決まるとする。3名の審査員はそれぞれ次のような評価を下した。

	A	B	C	多数意見
芸術面	合格	不合格	合格	合格
技術面	不合格	合格	合格	合格
総合評価	不合格	不合格	合格	不合格

表3：各審査員の評価と項目ごとの多数意見

さて、ここでダンサーの最終的な合否について考えてみよう。

注意すべき点は、3名の意見を取りまとめる方法である。もしも総合的な評価のみについて投票を行い、その多数決で合否を決めるとすれば、合格1、不合格2で結果は不合格となる。だが、取りまとめの方法は他にもある。芸術面の評価と技術面の評価、それぞれについて別個に投票を行ったとしよう。芸術面の評価は合格2、不合格1で、多数意見は「芸術面は十分なレベルに達している」ということになる。技術面においても同様である。すると、それぞれの面の評価に関する多数決の結果から演繹される形で、「総合評価において合格」という判定が導かれる。このような仕方でも意見をまとめることも、十分に合理的であろう。

ここでは、複数の人々の意見を取りまとめる手続きの違いによって、最終的な結論が異なってしまうという事態が生じている。合否を判定されるダンサーの立場からすれば、単なる形式的な手続きの違いによって合否が左右されてしまうことは望ましくないであろう。だがこのような事態は、実際のところ様々な場面で避けがたく生じてくるものと考えられる。オリジナルの例は裁判において判事の意見を取りまとめるというものだが、上記のように試験の合否を判定する場合等、複数の人々の間で一定の判断を下さなければならないような様々な場面で同様の困難が生じうる。

ここで注意すべきは次の点である。即ち、人々の意見を取りまとめる手続きの違いによって結論が異なるという事態は、いずれかの手続きが人々の意見を適切に反映出来ていないがゆえに生じるわけではない。そうではなく、いずれの手続きも理にかなってはいるのだが、それにも関わらず導かれる結論に違いが生じてしまうのである。

上では意見を取りまとめるための異なる二つの手続きが示されたが、これらはそれぞれ「帰結中心手続き (conclusion-centered procedure)」「前提中心手続き (premise-centered procedure)」と呼ばれる。結論を下すべきことがら（上の例では総合評価）と、その前提となる一連のことがら（上の例では芸術面の評価と技術面の評価）に関して、結論について多数決を行い、多数意見を集団の見解とするのが帰結中心手続きである。そして、個々の前提について多数決を行って、それらの結果から演繹的に結論を導くのが前提中心手続きである。上の例で見たように、これら二つの手続きは異なる結果を導きうる<sup>159</sup>。

では、手続きの違いによる結果の違いは、どのような場合に起こるのだろうか。それは、集団の中で、異なる前提について肯定的に答える多数派がそれぞれ異なっており、それら異なる多数派の共通部分それ自体は多数派ではないような場合である。このとき、結論について肯定的に答える人々は少数派に過ぎなくなる<sup>160</sup>。上記の例に即して言えば、芸術面で肯定的な評価を下す多数派はA、C、技術面についてはB、Cだが、結論となる総合評価で肯定的な答えを出しているのはCただひとりである。

### 7.3.2. 推論的ジレンマ：通時的一般化

上では、複数の人々が意見を取りまとめてひとつの判断を下す際に、個人個人の意見は一定であっても、取りまとめる手続きの違いによって、導かれる結論が異なってしまう場合があることを示した。このような事態は、裁判や審査等、様々な場面で起こりうる。

だが、そうだとしなくてもなお、この手のケースは日常的な場面にはさほど関わらないように思われるかもしれない。上で述べた例の特徴は、人々の意見を総合してひとつの判断を下す際に、考慮に入れられるべき具体的なことがあらかじめ定められているという点である。例に即して言えば、ダンサーの入団の可否を決める際に、「芸術面」「技術面」という二つの観点からのみ評価が為されることがあらかじめ決まっている。さらに付け加えれば、審査員たちは互いに相談等をせず、各々が独立に自らの見解を定めて、最終的な決定を多数決に委ねている。このような形で意思決定が為されることは、実際にあるにしても、限られた文脈でのことになるだろう。

実際に複数の人々が意見を取りまとめて判断を下す場合には、もっと違った手続きが取られうる。ダンサーの入団審査のような場合であれば、審査員たちは芸術面や技術面での評価以外に、ダンサーの性格や将来性、他のメンバーとの相性等、様々な点を考慮に入れるかもしれない。そもそも考慮に入れるべきことごとらについての考えが、各審査員の間で異なっている場合もありえよう。そして、審査員たちは、考慮すべき要素は何かといった点まで含めて互いに話し合いを行い、その上で入団の可否に関する結論を導くかもしれない。複数人の意見を総合する際のこのようなやり方は、現実的なものだが、ダンサーの入団審査の例に示された手続きとは大きく異なっている。要するに、入団審査の例においては、人々がひとつのことごとらについて決定を下す手続きがかなり形式化されたシステムティックなものとなっており、その点ではさほど一般性がないように感じられるのである<sup>161</sup>。

だが、プティットによる次の議論<sup>162</sup>を参照すると、同様の事態は実のところ広範に起こりうるということが明らかになる。

上で見てきたケースは、人々があるひとつのことごとらについて意見を取りまとめ、判断を下すというものであった。これに対し、人々がある期間に渡って、様々な問題について判断を下していくような場合を考えてみよう。いくつかの問題について判断を行っていく



うちに、彼らは、以前に多数決を下した一連の問題と関連するような問題に直面することがありうる。このとき、意思決定の手続きの違いに応じて、結論の違いが生じる余地が生まれる。Pか非Pいずれかを選ばなければならない状況で、彼らが過去に下した一連の判断と整合的な選択肢がPだったとする。だが他方で、その時点においてはメンバーの多数が非Pを支持していたとする。この場合彼らは、過去に支持した見解との不整合には構わずに、現時点のメンバーの中での多数意見を採用するか、それとも現時点での多数意見を脇に置いて、過去に支持した見解に基づいて新しい問題に対する判断を下すか、いずれかを選ぶ必要がある。

この状況は、以下のような仕方で表にまとめることができる。

	A	B	C	多数意見
時点 t1	$O \rightarrow P$	$\text{not}(O \rightarrow P)$	$O \rightarrow P$	$O \rightarrow P$
時点 t2	$\text{not}(O)$	O	O	O
時点 t3	$\text{not}(P)$	$\text{not}(P)$	P	$\text{not}(P)$

(但し、 $t1 < t2 < t3$ )

表 4：通時的な推論的ジレンマが生じる状況

A、B、Cのメンバーから成る集団において、時点 t1 における多数意見は  $O \rightarrow P$ 、時点 t2 における多数意見は O である。これらと整合的な意見は P である。だが、時点 t3 における多数意見は非 P となっている。入団審査の例と照らし合わせると、現時点（上の表では t3 がこれに該当する）の多数意見を採用するやり方が帰結中心手続き、過去に支持した見解と整合的な判断を下すやり方が前提中心手続きに該当していることが見て取れるだろう。

このように、複数の判断が共時的にではなく通時的に為される場合においても推論的ジレンマは生じる。そして、このような通時的な判断の間でのジレンマは、先述の入団審査の例のように集団でひとつの決定を下す手続きが形式化されていなくても生じうる。このタイプの推論的ジレンマは、一定期間にわたって存続し、その間に様々な判断を形成していく集団であれば生じうるのである。そのような集団は決して特殊なものではなく、むしろ様々な形で存在していると言えよう。

以上に示した状況において生じているのは、個々の問題に対するメンバー個人個人の見解の反映と、メンバーたちの意見を取りまとめた形で下される複数の判断相互の整合性のいずれか一方を優先させなければならないという困難な選択であり、一方を選べばもう一方が犠牲になってしまうというジレンマである<sup>163</sup>。

## 7.4. 集団行為に関するプティットの議論：(2) 理由の集合化

### 7.4.1. なぜ一方の手続きが優先されるのか

推論的ジレンマの存在から以下のことが言える。即ち、人々が集団で意思決定を行う際に、前提中心手続きを取ることで、メンバー個人個人の判断や意図に還元する形では理解できず、集団それ自体に帰属させるほかないような判断や意図が成立しうる。前提中心手続きにおいては、これまで集団で為してきた他の判断や意図との整合性という基準によって集団への判断や意図の帰属が為されるが、これはメンバー個人個人の判断や意図とは独立な仕方では集団への判断や意図の帰属を行う根拠でありうる。要するに、推論的ジレンマ、そしてジレンマの一方の選択肢である前提中心手続きによる集団の意思決定は、「そのときのメンバー個人個人の心の状態からは独立な、集団それ自体に帰属される心の状態がある」という可能性を示していると考えられるのである。

とは言え、次のような疑問が直ちに浮かぶであろう。推論的ジレンマは、集団でひとつの問題に関する意思決定を行う際に、個人個人の見解の十分な反映と、集団において下される様々な判断の間の整合性を天秤にかけなければならない状況が生じうることを示している。だが、このように両者の間に緊張関係があるとしても、そのことから、後者を優先すべきであるという結論は必ずしも出てこない。

むしろ、次のように考えることもできる。たとえ過去に集団において為された諸判断との間に多少の齟齬があったとしてもなお、今現在メンバーの多くがコミットできないようなことよりは、現在の多数派の考えの方が、集団に帰属される判断として相応しいのではないか。個人にも、時間の経過とともに心変わりをして、過去の判断とは齟齬のある判断を為すことがある以上、集団にも同様のことが起こるのは決しておかしい話ではない。また、集団のメンバーがそれなりに合理的であれば、現在の多数派の考えが過去に集団で為してきた諸判断との整合性を著しく欠くような事態は、そもそも起こらないのではないかと。要するに、集団における現在の多数派の判断ではなく、過去に集団において為されてきた諸判断と整合性を保つ判断こそをその集団自体の判断として採用すべき積極的な理由があるかどうか疑わしいのである。

だが、プティットによれば、推論的ジレンマに際して、多くの集団は帰結中心手続きよりも前提中心手続きを採用する。これはなぜだろうか。以下でプティットが提示している議論を詳しく示そう。

なお、プティットは、前提中心手続きにおいて為されているように、メンバー個人個人が行う熟慮や判断の内容を問わず、あくまでも集団として為された諸判断だけを見て、それらの間の合理的関係のみを問題とすることについて「理由を集合化する (collectivize reason)」という表現を用いている<sup>164</sup>。以下では本稿でもこの表現を導入していく。

#### 7.4.2. 理由の集合化が生じる根拠

それでは、プティットの議論を見ていこう<sup>165</sup>。

彼によれば、目的を有する集団は、不可避免的に推論的ジレンマに直面し、その際に理由を集合化せよというプレッシャーに晒される。このことは以下の議論によって示される。

(1) 共通の目的 (common purpose<sup>166</sup>) の追求に合わせて自分たちの行為を協調させていく個人たちの集合 (collection) は、具体的な機会や手段等について、一連の判断を下していく必要がある。

(2) 判断のためには明示的な議論と熟慮が必要になる。これにより、集団において下された判断の歴史が徐々に生成され、記録されていく。

(3) 過去の諸判断は、それらと整合的<sup>167</sup>でなければならないという形で、今後為すべき判断に対し制約を課す<sup>168</sup>。

(4) 従って、集団は、一定の期間にわたって、互いに合理的に関連した諸問題に直面し、メンバー個人の見解への反応性の最大化か集合的合理性 (collective rationality) の確保かいずれかを選ばなければならなくなる (推論的ジレンマ)。

(5) もし、一定の期間にわたる複数の判断の間に不整合が生じることを許容してしまえば、その集団は、目的を効果的な仕方で追求することができなくなるし、また、信用できる仕方で当の目的を追求しているとも言えなくなってしまう。

(6) 目的を追求する集団は、目的を効果的な仕方で追求し、また、自身を当の目的を効果的な仕方で追求しているものとして示すことができなければならない。そうでなければ、集団はメンバーからの支持を失い、また集団の外にいる人々からの尊敬を失う。

(7) 従って、目的をもつ集団は皆、理由を集合化して、整合性等、理由に関連するテストをパスするような集合的判断を下し、それに基づいて行為しなければならない。

以上がプティットの示した議論の概要だが、いくつか明確化を要する点が含まれている。以下で順を追って見ていく。

#### 7.4.3. 集団の「共通の目的」

まず、(1) ~ (4) について。ここでの議論は、集団での意思決定において推論的ジレンマが起こりうるということを示しており、7.3. で見てきた内容と部分的に重複している。但し、新しい内容として、問題となる集団において共有された目的があり、その達成のために自分たちの行為を協調させていくという条件が加わっている。

共通の目的の追求とそのための協調という条件は、推論的ジレンマの発生に対してどのように寄与しているのだろうか。この点を考える上で、ここで言われる「共通の目的

(common purpose)」ないし「共有された目的 (shared purpose)」<sup>169</sup>がどのようなものかについて、明らかにしておくことが必要であろう。これらについてプティットはあまり多くを述べていないが、ここではプティットの議論から読み取れる含意を汲み取って論述を進めていくこととする。

まず、「明示的な議論や熟慮に基づいて、具体的に何を為すべきかについての判断を行い、共有していくことが目的達成のためにつねに必要な(1)、(2)より」という主張から、次のことが言えよう。ここで想定されているのは、個人個人が独力では達成できず、達成のために、統制された仕方での協調が必要となるような目的のほずである。さらにプティットは、集団における目的の共有が、慣習 (convention) (これはルイスが論じるころの慣習<sup>170</sup>であると考えられる) や共通知識に関わるものとして捉えられるであろう旨を述べている<sup>171</sup>。

以上の点から、彼の考えるところの目的の共有のあり方を、概ね次のようなものとして捉えられるだろう。即ち、集団のメンバー全員が、全員の協力を必要とするようなひとつの事態の実現を目指しており、かつそのことがメンバー間で共通知識になっているといったものである<sup>172</sup>。

人々がこのような目的を共有している場合、彼らは以下のようにしてジレンマを見出すであろう。即ち、まず達成のための具体的な段取りについて判断を下していくことが彼らにとって必要となり (1)、そのために必要な議論と熟慮の過程において、自分たちがこれまで下してきた判断が明示化され、共有されていくこととなる (2)。よって、今後どのような判断を下すことが合理的かについてそれらが含意することがらも彼らの間で明らかになっていく (3)。この段階において、当の人々は、判断を下すための方法として異なる二種類があることに気付くはずである。即ち、現時点での多数派意見を採用するか、それとも過去の判断との整合性によって決めるかである。この二つのやり方のそれぞれで選ばれる選択肢のうち、いずれか一方に決めなければならない (4)。

#### 7.4.4. 何と何のジレンマか

ここで、推論的ジレンマについて一点明確化を行いたい。それは、ジレンマが起るとされる状況において、厳密には何と何の間の緊張関係が問題になっているのかということである。

上で述べた (4) の状況について考えてみよう。新たに判断を下すべき問題について、判断基準が二種類あることは上で述べた通りである。だが、それらのうちのいずれに従っても、結局のところ同じ判断が下されるというケースは生じうる。つまり、現時点におけるメンバーの多数意見と、過去の判断に照らして整合的な意見とが内容上一致することはありうる。この点は自明であろう。

注意すべきは、支持される意見の上で違いがないとしてもなお、判断を導く基準における違いを問題にできるということである。ジレンマは単に判断の内容のレベルで起こっているのではない。その背景には、判断に当たって採用すべき基準の選択のジレンマがある。より具体的に述べよう。推論的ジレンマにおいては、例えば、集団の意見としてPと非Pのいずれも合理的であり、どちらを選ぶべきかはっきりしないといった状況が起こる。これは根本的には、現時点におけるメンバーの多数意見と、集団において為された過去の判断に照らして整合的な意見、どちらを集団において採用することも理にかなっており、どちらを選ぶべきかはっきりしないということに起因している。

ここでは、異なる二つのレベルでジレンマを見出すことができる。これらをそれぞれ、「内容上のジレンマ」「方針上のジレンマ」と呼ぶことにする。先述した例に則して、二種類のジレンマの対応関係を表にまとめると、以下のようになる。

内容上のジレンマ	方針上のジレンマ
P	集団における過去の諸判断との整合性
not(P)	現在の多数意見

表 5：推論的ジレンマの二層

内容上のジレンマは、方針上のジレンマゆえに生じていると言える。すると、推論的ジレンマにとって本質的なのは前者よりも後者であると言えよう。

以上の点を踏まえた上で、集団として為される諸判断の間の整合性が重んじられうるのはなぜかについてのプティットの議論（(5)～(7)）を詳しく見ていこう。

#### 7.4.5 集団レベルの通時的合理性が求められる理由

それでは、(5)～(7)について検討していく。ここでは、推論的ジレンマにおいて、メンバー個人の見解への反応性の最大化を選び、集団において為される諸判断の間の不整合を許すことの問題点が、二点において指摘されている。それぞれについて詳しく見ていく。

まず一点は、他の諸判断との間に不整合を許すと、目的の追求が妨げられるということである。この点は、上で見たような目的の共有のあり方に照らして考えれば妥当であろう。

もう一点は、他の諸判断との間に不整合を許せば、集団自体を目的を効果的に追求できるようなものとして「示す」ことができなくなってしまうということである。これができなければ、集団へのメンバーからの支持や集団の外の人々からの尊敬は失われるとされている。ここで考えられているのは、集団それ自体のある種の見え方の問題である。

ここで、先述したプティットの議論に関し、本稿では簡潔のために割愛した部分について触れておきたい。プティットは、集団における諸判断の整合性を保つ際に、現時点での判断に合わせる形で過去の判断を覆すのではなく、過去の判断に合わせて現時点での判断を下さなければならないというプレッシャーが集団に対して働くことも論じている<sup>173</sup>。その議論におけるプティットの論拠は、集団が周囲からの信用を保つことが必要であるためという、上で挙げたのと同様の点に置かれている。該当個所のプティットの論述は、具体的には次のようなものである。

もし、集団が常に、想定されている事例について、自らの過去のコミットメントのいずれかを放棄することで整合性を確立しようとしていけば、その集団は自身を、目的を効果的に追求しているものとして示すことができなくなるだろう。もしこの集団が、現在の判断を過去の判断によって導くことを決して許容しなければ、そのような常に気まぐれな存在は誰からも真剣に取り合ってもらえなくなるだろう<sup>174</sup>。

このように、ここでもやはり集団の対外的な見え方が問題となっている。より詳しく述べれば、信用や尊敬をもって互いにコミュニケーションを取り合うに値する相手だと感じられるような見え方を集団が示しているかどうか重要なポイントとして扱われているのである。

周りから見て、一度コミットしたことは基本的に守るはずだと信用できるようなあり方をしていなければ、集団への信用は失われてしまう。このような仕方では集団への周囲からの尊敬や信用が失われる状況は、実際に日常的に生じている。例えば、プティットの例<sup>175</sup>を用いると、その都度の党内の多数意見に合わせた結果、同時に実現不可能な複数の公約や方針を掲げるようになった政党が支持を失ってしまうといった状況が想定できる<sup>176</sup>。

しかし、そもそも周囲から信用を失うといった状況が生じること、そしてそれを防ぐことが理由の集合化の動機づけになるということが当てはまるような「集団」は、おそらく稀なものではないとは言え、それが成立しうる文脈は限定されたものとなるはずである。この点については後でより詳しく扱う。

上記の議論においては、人々が集団での意思決定を行っていく際に、諸判断の間の整合性や合理性がなぜ重要となるのか、その根拠が二点示されている。即ち、第一に、集団における共通の目的の達成のためには、集団において下される諸判断の間の整合性が要請されること。第二に、集団に対する信用や尊敬の維持のためには、集団において下される諸判断を整合的に保っていく必要があること。

すると、理由の集合化のプレッシャーを生む要因には、共通の目的の達成に関わるものと集団の対外的な信用に関わるものの二種類があると言える。以下ではこれら二種類のプレッシャー要因をそれぞれ、単に「目的の共有」「信用の確保」と呼ぶことにしよう。

## 7.5. 理由の集合化と集団行為者性

推論的ジレンマにおいて理由の集合化が促されることを示した上の議論を受け、ここでは、理由の集合化と集団行為者とをプティットがどのように関係づけているのかについて述べる。

プティットは次のように述べている。

あるシステムが志向的主体と見なせるのは、それが通時的に (over time) 志向的態度を維持し、合理的に許容可能な仕方で、——少なくとも直観的に適切な (feasible) 制限の範囲内で、直観的によい (favorable) 条件のもとで——、それらの態度を形成したり、消去したり、それらの態度に基づいて行為したりするときそのときのみである。つまり、一定の合理的統一性を示すときのみである<sup>177</sup>。

集団の場合に即して言えば、集団を志向的主体と見なせるのは、それが一定の期間にわたって、合理的な一連の態度や行為を示すときのみであるということになる。

つまりプティットは、集団において下される一連の判断（そしてそれに基づいて為される行為）が合理的であることが、集団それ自体をひとつの主体として見る根拠を成すと考えているのである。平たく言えば、集団が通時的に合理的な判断を下し、合理的な振舞いを為しているならば、その集団は態度や意図や行為の主体に他ならないというわけである<sup>178</sup>。

すると、推論的ジレンマに際して、集団としての諸判断の間の整合性を優先させることで今後の判断や行為を導いていく集団とは、それ自体がひとつの行為主体であるということになる。もちろんこの場合、メンバー個人個人の見解の反映は犠牲にされている以上、集団に帰属される判断は個人個人の判断からの構成物ではないものになっている。これは即ち、前者が後者から独立しており、還元が不可能であるということに他ならない。

つまり、理由の集合化によって、個人個人の集まりは非還元的な集団行為者になるというのが、集団行為者に関するプティットの考えなのである。

ここで、集団行為者と共有行為の関係について触れておこう。プティットはシュヴァイカートとの共著において、共有行為する人々は必ずしも上で述べた意味での集団行為者を構成するわけではないということを強調している。これは、共有行為することが必ずしも常に集団レベルでの通時的合理性を生じさせるわけではないためである<sup>179</sup>。確かに、いっしょに何かをすることと、長いタイムスパンに渡って集団レベルでの通時的な整合性・合理性のある振る舞いを示していくこととは区別される。例えば、ある人々が個々の時点においてはいっしょに行為していても、長いタイムスパンで見たときに、それぞれの時点で為された振舞いの間に整合性がないといった事態も想定できる。

ところで、5章においては、PI関係がなぜ・どのような場合に成立するのかが十分に明らかにされていない。これに関して、「PI関係とは、集団行為者を構成するような関係に他ならないのではないか」というアイデアが思い浮かぶかもしれない。

この点について、プティットらの上述の議論から次が言える。PI関係は、少なくとも集団行為者（単なる集団ではなく）を構成するような関係とは区別される。なぜなら、PI関係があることは、その関係にある人々をひとまとまりにして見たときに、そのまとまりに対して通時的合理性を示すような一連の志向的態度や行為を帰属できることを必ずしも含意しないためである。

共有行為をPI関係という観点から捉えることの重要性は、単一の共有行為のみに注目するのではなく、一定の関係を基盤として連続的に、フレキシブルな仕方でも展開されていくような共有行為のあり方を捉えられるという点にあった。この点を考えれば、PI関係にある行為者たちは、プティットが集団行為者として描き出すような、通時的に一貫した振舞いをする集団を成しているように思われるかもしれない。だが、PI関係においては、プティットが行為者の要件とするような通時的合理性は必ずしも要求されないのである。例えば、通時的な複数の判断において帰結中心手続きを採用し、長いタイムスパンで見るときにコロコロと意見を変えているように思われる人々は、先述の通り、プティットの基準においては集団行為者と言えない。だが、もしこの人々がその都度互いに交渉し合って、各々が納得できる形での判断を下しているのであれば、彼らの間にはPI関係が成立していると言えよう。この例において現れているように、PI関係の成立において、プティットの集団行為者の要件となるような通時的合理性の成立は、必要でもなければ十分でもない。

プティットの集団行為者も、PI関係にある人々も、いずれも通時的にまとまりを持って行為している。だが、前者においては複数の判断の内容上の通時的な一貫性が示されるのに対して、後者は必ずしもそうとは限らない。後者を特徴づけるのは内容上の一貫性よりも、その都度全員にとって納得のいく判断をするという、手続き上の一貫性であると言える。

## 7.6. プティットの議論の検討

### 7.6.1. 理由の集合化へのプレッシャーの二要因

ここまで、集団それ自体に判断や意図を帰属できる可能性を推論的ジレンマに訴えて示す議論を見てきた。これに対し、以下で批判的検討を行いたい。具体的には、推論的ジレンマに際して理由の集合化へのプレッシャーが生じる根拠とされた二点について詳しく見ていき、それを通し、プティットの論じるような意味において還元不可能な集団行為者が成立しうるのかどうかを考える。



集団に対して理由の集合化のプレッシャーがかかる理由として、プティットは二点を挙げていた。即ち、共通の目的の達成と、集団に対する対外的な信用の確保である。順に取り上げていこう。

## 7.6.2. 目的の共有による理由の集合化

### 7.6.2.1. 共通の目的がもたらす影響

まず、人々の間に共通の目的があれば、その達成のために集団全体での通時的に合理的な振る舞いが要請されるという点について。前述したように、達成のために複数人の間での統制のとれた協調を要するような行為には様々なものがある。そのような行為の達成を目的とする場合ならば、プティットの言うような要請が生じることは確かであろう。

だがこの点を認めれば、今度は逆に、メンバー個人個人が集団の通時的合理性を阻害するような振る舞いを支持する動機づけが疑わしくなってくる。メンバー個人個人が共通にコミットする究極的目的の達成にとって、集団の通時的合理性を保つことが必要なのであれば、メンバー個人個人は結局のところ集団の通時的合理性を保つような判断や振る舞いにコミットせざるをえないのではないか。仮にあるメンバーが、集団の通時的合理性を損なうような判断のある一面を好ましく思ったとしても、その人は自分の持つより上位の目的（即ち、メンバー間に共通の目的）を考慮することで、その判断を取ることはできないと気付くであろう。

上では、「目的の共有」ということを次のように理解したのであった。即ち、集団のメンバー全員が、全員の協力を必要とするようなひとつの事態の実現を目指しており、かつそのことがメンバー間で共通知識になっているということである。これは即ち、メンバー各々が同じ内容の目的を自らのものとして持っているということに他ならない。この点からは、集団に帰属される判断の還元可能性が導かれることとなる。以下で詳しく述べよう。

### 7.6.2.2. 目的合理性と還元可能性

共通の目的に訴えた理由の集合化に関して、次のことが言える。即ち、メンバー各々が共有された目的の達成のための目的合理性を考慮することにより、集団としての判断が結果的に通時的整合性を保つ形になったとしても、その判断自体はメンバー個人個人によるその時点の最善の判断から構成された（つまり、帰結中心的に生み出された）ものと見ることができる。なぜなら、メンバー個人個人は「集団として下す諸判断が通時的合理性を保っているかどうか」ということ自体を考慮せずとも、単に「ある目的を最も効果的に達成するためには何を為すべきか」という考慮のみによって、集団としての通時的合理性を保つような判断を支持するはずだからである。メンバー各々が合理的であって、全員の協調がなければ達成できないようなことを全員が共通に目指しているならば、メンバー個人個人の判断は最終的に集団として見たときの通時的合理性を保つようなものに落ち着かざ

るを得ない。このとき、メンバー個人個人の判断と集団としての通時的合理性を保つ判断との間に乖離が生じる余地はない。

要するに、このような場合においては、集団レベルでの諸判断の間の通時的合理性は結果的には維持されるものの、その際に「集団レベルでの諸判断の間の通時的合理性を保つこと」それ自体は動機づけの役割を果たさないのである。

この点は、還元の可否に関し、次のような含意を持っている。集団として為される一連の判断が通時的合理性を持つことには、確かに一定の意義がある。だが、仮にこれが単なる道具的な意義、つまり個人個人の目的の達成のために都合がよいといった意義に尽きるものだったとしよう。この場合、結果として集団が通時的に合理的な一連の判断や振舞いを示しているように見えたとしても、それらは、集団を志向的主体や行為者として見ることなしに、メンバー個人個人が自分の持つ目的に照らして行った判断や振舞いに訴える仕方での説明が可能である。つまり、還元的説明が可能であることになる<sup>180</sup>。

ここでは、推論的ジレンマの状況において現れたかに思われた「還元不可能な、集団それ自体の判断」が、結局は還元可能なものに過ぎないという見方が示されている。集団として為される一連の判断の間に通時的合理性が保たれることの根拠が、単に上述のような道具的なものに過ぎないのであれば、還元不可能性は言えないというのである。

#### 7.6.2.3. 目的の共有によるジレンマの不成立

以上で述べた状況を、上で導入したジレンマのレベルに関する区別を用いて記述してみよう。

集団において目的が共有されている場合、過去の諸判断との整合性か現在の多数意見かという方針上のジレンマは生じない。「共通の目的の達成のために最適な判断を下す」という、いわば上位の方針のもとでは、通時的な整合性と多数意見の反映という二つの方針は、実質的な結果の違いにつながるような対立を生むものではない。集団のメンバーたちは、この二つの方針の間での選択に悩むようなことはせず、ともかく共通の目的の達成に当たって最適であるような判断を下し、そして下された当の判断は結果的に二つの方針のいずれも満たすものとなるであろう。この場合、内容上のジレンマも当然ながら生じないことになる。

このような状況で、集団としての判断が通時的整合性を保ち続けることは、単にメンバー各々が共通の目的の達成に向けて為すべきと判断したことを為した結果として、付随的に成立しているだけであると言える。すると、集団の振る舞いは、たとえ通時的合理性を示しているとしても、メンバー個人個人が共通の目的の達成に向けて振る舞っているという還元的な見方から十分に説明可能と考えられる。

プティットによれば、意図や行為の主体たる条件は、通時的合理性を持った振る舞いを示すことである。だが、もしもある集団が振る舞い上の通時的合理性を示したとしても、

それがメンバー個人個人の合理的な振る舞いに還元する形で説明できるものならば、わざわざ集団そのものを行為の主体として捉える説明を持ち出す必要はないのではないかと。問題となっている種類のケースにおいて、集団を行為者として捉えることなしに捉えきれないような側面はないのではないだろうか。

### 7.6.3. 信用の確保と理由の集合化

#### 7.6.3.1. ジレンマの不成立と集団行為者性の成立

続いて、理由の集合化へのプレッシャーとして挙げられたもうひとつのポイントを取り上げる。即ち、集団への信用や尊敬を得るために集団の通時的合理性が要請されるという論点である。結論を先取りして述べれば、非還元的な志向的主体ないし行為者として集団を扱う必要性は、この点を考えることで初めて明らかになる。

「信用の確保のために通時的合理性を示す必要がある」というポイントは、上で見た「目的の共有ゆえに通時的合理性を持って振る舞う必要がある」というポイントに包摂されそうにも思われる。つまり、「共通の目的」の一例として「集団への信用を得る」というものがありうるというわけである。だとするとこの場合も、メンバー個人個人は結局のところ、集団として為される判断の通時的合理性を保つような判断に自分のコミットメントを一致させるほかない。よって、推論的ジレンマが生じ、その中で理由の集合化へのプレッシャーがかかるという状況は、やはり生じないと考えられる。

以上より次が言える。集団として通時的に合理的な見解とメンバーの多数意見の間の乖離（内容上のジレンマ）、そしてその背後にある、集団において下される判断のレベルでの通時的合理性の最大化とその都度の多数意見の反映という手続き上の対立（方針上のジレンマ）は、実際のところ、プティットが述べるような形では成立しないと考えられる。

すると、次のように思われるかもしれない。推論的ジレンマと理由の集合化の議論を通じてプティットが示そうとしていた、それ自体でひとりの行為者であるような集団、すなわち「集団行為者」なるものは、実のところ成立し得ないのではないかと。それは、一見すると成立しているように見えても、メンバー個人個人に還元できるようなものに過ぎないのではないかと。

そうではない、というのが以下で述べたいことである。この点を議論する上で、集団への信用ということが大きな鍵となってくる。

#### 7.6.3.2. 信用を伴うコミュニケーションと行為者性

7.6.2.での議論を振り返ってみよう。

共通の目的の達成が問題となる場合、メンバー個人個人は、目的の達成のために最も合理的であるような判断を下す。このとき、各々が集団そのものを行為者として見る観点を持たずとも、全員の判断は自ずと集団としての通時的合理性を保つものになるはずである。

これに関し、次の点に注意されたい。即ち、このように目的合理性に訴える場合、還元理解が可能と言えるのは、単に個人個人にとって合理的な判断と集団としての通時的合理性を保つ判断とが同じ内容になるからではない。そうではなく、集団において一定の判断が下される理由が「集団としての通時的合理性が保たれる」ということを持ち出さずとも十分に理解可能である（つまり、個人個人にとって最も合理的であるということだけに訴えて理解可能である）からこそ、還元可能性が言えるのである。

「集団への信用」がメンバー共通の目的となっている場合においても、事情は変わらないように思われる。だが注意すべきは、目的とされていることがら、つまり、集団それ自体が周囲からの信用や尊敬を得る・まともに取り合ってもらおうといったことの内実である。ここで目指されていることのうちには、当の集団が他の行為者から見て、合理的なコミュニケーションを続けていくのに相応しいあり方をしているように見えるということが含まれるであろう。これは結局のところ、まともな行為者として扱えるようなあり方をしているということに他ならない。つまり、当の目的には、集団それ自体が周囲からひとりの行為者として見られるということが含まれているのである。

この場合、メンバーの間でまさに「他の行為者から見て、集団がそれ自体としてひとりの行為者と同様のあり方をしているようにする」ことが共通の目的となる。すると、個人個人が目的とすることがらのうちに、単に複数人でなければ実現できないような何かを為すことのみならず、それを為す際に集団がひとりの行為者としての振舞いを示すことも入ってくる。この場合に集団としての通時的合理性が維持される理由を、メンバー個人個人の間で共有される目的のみに訴えて説明しようとしても、「集団それ自体が行為者として振舞う」ということが入って来てしまうのである。このとき、集団の行為者性は、共通の目的を達成する上での単なる副次的な結果として実現するのではなく、目的に構成的な仕方に関わっている。

このとき、次のようなケースが生じると言える。即ち、一群の人々が、しかるべき理由を持って、「自分たちから成る集団それ自体が周囲から見てまともな行為者に見え、まともな行為者として扱ってもらえる」ということを目指して振舞い、その結果として実際に、周囲の行為者たちとの間に、まともな行為者同士が行うような、一定の信用と尊敬に基づいたコミュニケーションが持続的に成立するというケースである。この場合、このコミュニケーションの成立自体が、当の集団に属する人々にとって望ましい影響をもたらすために、それを維持するべきであるということが人々にとってこのような振舞いを続ける理由を成すものと考えられる。さらに、このような場合、当の集団と周囲の行為者との間で行われるコミュニケーションや、その際の集団メンバーの意図等の内容を適切に捉えるためには、集団それ自体に帰属される判断や意図、行為への言及が必要になるはずである。

ところで、ここで問題にしているのは、集団それ自体が周囲から行為者として扱われることを望む理由が集団メンバーにあり、かつ、適切な態度や振舞いを示すことで実際にそ

のように扱われることが可能になるケースである。これは具体的にはどのような場合だろうか。ここで次の点に注意したい。プティットの議論においては、ある集団のメンバーにとって、当の集団が周囲からの信用や尊敬を得られるかどうかに関心事となるということについて、特別な説明はなかった。だが、この点が「集団」と見なせる一群の人々に常に当てはまるとは思われない。プティットが「集団」として想定しているのは、対外的信用を必要としており、かつ適切に振る舞うことでそれを得られるようなタイプの集団である。これに該当するのは、既にある程度、他の行為者との関係の網の目の中に位置を持っており、その中で一定の合理的振舞いを為すことを期待されているような集団ではないか。実際のところ、集団それ自体としての判断や意図、行為が問題になる際に、具体例として登場するものの多くはこのような集団である（スポーツのチーム、委員会、企業、政府…）。

つまり、「集団それ自体がひとりの行為者となるのは、その集団が他の行為者との関係の中で、他の行為者と同様の行為者として振る舞うことを期待され、実際にそのように振る舞い、行為者として扱われるというコミュニケーションが成立しているときである」というのが、上述の議論に含まれているアイデアだと言えよう<sup>181</sup>。

## 7.7. まとめ：集団行為者性のあり方とその関係的性格

### 7.7.1. 還元不可能な集団行為者性のあり方

これまでの議論を踏まえて、集団行為・集団行為者の可能性という問題関心にもう一度戻ってみよう。

集団それ自体が行為者となる可能性を考える上で、プティットが注目したのは、集団としての意見とメンバー個人個人のそれとの間に乖離が生じるような状況であった。彼はこの状況を、推論的ジレンマとそこにおいて生じる理由の集合化へのプレッシャーに訴えて分析した。

本章では、プティットの議論に即して、そもそも彼の述べるような形での集団／メンバー間の乖離と、それによるジレンマの成立自体が、実は困難なのではないかということ論じてきた。プティットが示した、集団としての意見とメンバー個人個人のそれとの間の緊張関係は、表面的なものに留まらざるを得ないというわけである。

7.4. では、推論的ジレンマが本質的には集団の意思決定に関する方針上のジレンマとして理解できることを示した。方針上のジレンマにおいて、メンバー個人個人の意見の反映でなく、集団の通時的合理性の維持それ自体を重んじる動機づけは、単なる目的合理性からは導かれない。従って、目的合理性のみに訴えて集団の通時的合理性の維持を説明しようとするならば、そのような仕方で実現される集団行為者は、メンバー個人個人から構成され、個人個人に還元可能なものとして十分に理解できる。

すると結局のところ、還元不可能な集団行為者なるものは成立しえないのだろうか。そうではない。7.6. 後半の議論においては、集団そのものを行為者として扱うことが不可欠となる局面が明らかにされていた。

それは、集団への信用の確保という点に深く関わっている。ある種の集団において、集団それ自体が信用を得ることは、確かに集団の通時的合理性の維持を動機づけている。そしてそれは、集団それ自体が他の行為者との社会的関係の中でひとりの行為者として存在していることを前提として初めて成立することである。

本章では、プティットの議論の検討を通し、集団のメンバーではなく、集団そのものがひとりの「行為者」であると敢えて言わなければならない局面があるとすれば、それはどのようなものかについて考えてきた。ここまでの議論を踏まえれば次が言えよう。そのような局面において、集団に対して用いられる「行為者」という表現に込められる含意は、社会的関係の中のコミュニケーションの担い手というものなのではないだろうか。さらに言えば、単に目的合理性に従って振る舞うものという意味での「行為者」概念は、集団そのものを行為者として扱うことを必ずしも要請しないと考えられるのである。

#### 7.7.2. 集団行為者性の関係的性格

集団そのものを行為者として扱うことが、単なる表現上の簡便さのためではなく不可避に要求され、個人の行為者の行為についての表現によって置き換えられないような場合は、一定の種類文脈において生じる。それは集団が他の行為者との相互的な信用を伴うようなコミュニケーションに参加する場合である。

ここで、7.2. において言及された「集団の自律性」という点について付言するならば、次が言えよう。集団の通時的合理性がそれ自体として重んじられる契機は、集団と他の行為者との社会的関係によって与えられることが、本稿での議論において示された。このような形で集団の通時的合理性が保たれるとき、そのあり方は「自律性」という表現では捉えられないものであろう。なぜなら、本稿で示された集団の行為者性は、他の行為者との社会的関係の中で成立する、関係的・間主観的なものだからである。この点は、集団それ自体の行為者性が、集団の中のメンバーの行為者性からの構成関係のみに訴えては十分に捉えきれないという帰結を導くものでもある。

#### 7.7.3. 関係的な集団行為者性と反個人主義

本章においては、集団行為者性が、他の行為者との社会的関係において生じてくるものとして描き出された。

前章までの議論を思い起こしてみれば、ここで集団行為者が置かれている社会的関係とは、5章で導入されたPI関係に他ならないと言える。信用を伴うコミュニケーションが為

されるような相互関係とは、単に互いが互いに意図を帰属させる（EI 関係）関係ではなく、まさに互いが互いの意図によって合理的制約を掛け合うような関係である。

5章・6章において、共同行為に関する反個人主義を導入し、共有行為を基礎づける関係としてのPI関係に注目してきた。本章では反個人主義の射程から外れると思われた集団行為を主題としてきたが、集団行為者の発生契機がPI関係であると考えれば、次のことが示唆される。即ち、集団行為者もまた、5章・6章で見てきた個人の行為者たちと同様に、他の行為者との相互関係のもとにあり、ときに単独で、ときに他の行為者といっしょに行為するような行為者のひとりなのではないか。

ここにおいて、集団行為を含めた様々な共同行為・非共同集合的行為を反個人主義の枠組みのもとで関係づけ、理解する可能性が開かれる。詳細は次章において示すが、この反個人主義的な共同行為観の見取り図と、そこにおいて示される行為者性のあり方を提示することで、本稿の締めくくりとしたい。先取りして述べれば、反個人主義的な共同行為論は、解明を要する点を抱えてはいるものの、私たちの共同行為者性や行為者性一般のあり方について、興味深い視座を与えてくれるものである。

## 第8章 反個人主義的共同行為論

### 8.1. 共同行為に関する問いへの反個人主義的回答

#### 8.1.1. 共同で行為するとは

本稿の出発点となった問題を再度整理しよう。そもそもの問いは『『共同で行為する』とはどういうことか』というものであった。私たちが行う行為について、また行為者としての私たちにとって、ある行為が共同であるかないかは明らかに意味のある区別である。上記の問いをめぐり、本稿で問題とされてきたことは、以下の三点にまとめられる。

- (1) 「いっしょに行為する」(…①) とはどういうことか (行為の共有に関する問い)
- (2) 「集団が(われわれが、彼らが…) 行為する」(…②) とはどういうことか  
(行為者としての集団に関する問い)
- (3) ①と②は同じことか。特に、①は②もしくは個人の行為者が単独で為す行為に還元されるか否か。

これら三つの問いに対する、反個人主義の立場からの答えは、次のようになろう。

- (1) 個人の行為者たちが共有行為を行うこと。
- (2) (他の行為者たちとのPI関係の中にあるものとして捉えられたときに行為者性を示す) 集団行為者が行為すること。
- (3) NO。①は(私たちのような) 行為者が持つ特徴である、推論・意図・行為の相互的な合理的連関のあり方に関わる。②は(私たちのような) 行為者のうちある特定のタイプ(=複数の生物個体から構成されているもの)に関わる。

本稿における議論を踏まえ、反個人主義の立場から単独行為・共同行為の分類を改めて設定し直したい。



以下では、「一〇個体から成る（非集団）行為者」と「行為者が単独で（他の行為者の意図に基づかずに）行為を為すこと」との混同を避けるため、前者について「個体行為者」、後者について「単独行為」の語を用いることとする。

行為の分類の基準は、以下のように、行為者と、行為者同士の相互関係とに関するものになる。

〔行為者〕

①個体

②集団

〔行為する際の他の行為者との関係〕

A：単独…可能的に相互連関

B：共有…行為において実際に相互連関

これらの基準に基づく形で、行為の分類を以下のようにまとめられる。

①A … ひとりの個体行為者による単独行為

①B … 複数の個体行為者たちによる共有行為

②A … ひとりの集団行為者による単独行為

②B … 複数の集団行為者たちによる共有行為

①&②B

… 個体行為者と集団行為者の双方を含む複数の行為者たちによる共有行為

①A、②A を行う複数の行為者たちが相互的な観察・予測に基づいて調和を図る

… 非共有集合的行為

集団行為（＝集団行為者の行為）…②A、②B、①&②B

共同行為…①B、②A、②B、①&②B

集合的行為…共同行為と非共有集合的行為

それぞれの行為について、以下で具体例を挙げつつ説明していく。

①A…ひとりの個体行為者による単独行為。典型的には、ひとりの人がひとりで行う行為である。ひとりで走る、ひとりで散歩する、ひとりで食事をする等がこの例として挙げられる。通常の行為論の文脈で取り上げられるものは、ほとんどがこのタイプであろう。

①B…複数の個体行為者たちによる共有行為。それぞれ（典型的には）ひとりの人であるような行為者たちが、PI 関係に基づき、互いの意図を互いの実践的推論の合理的制約と

して行う行為である。本稿の大部分において扱った、いっしょに散歩する・いっしょに旅行するといった例がこれに含まれる。

②A…ひとりの集団行為者による単独行為。集団は、他の行為者たちとのPI関係において、メンバー個人個人に還元する形では理解できない、それ自体としての通時的合理性を示しうる。そのような集団それ自体をひとりの行為者として扱うことは適切である。だとすれば、集団行為者であってもひとりの行為者である以上、集団が「ひとりで」行為する場合も考えられる。企業が収益を上げるとか、新しい方針を採用するといった例は、ここに含められるのではないか。

②B…複数の集団行為者たちによる共有行為。上で述べたような集団行為者たちが互いにPI関係にあり、それに基づいて共有行為するという場合がありうる。企業間の提携や、サッカーチームの親善試合（この場合、少なくともルールに則って試合をするという限りにおいてはPI関係が成立しているのがふつうであろう）等が例として考えられる。

①&②B…個体行為者と集団行為者の双方を含む複数の行為者たちによる共有行為。個体行為者と集団行為者がいずれも参加する形で共有行為が為される場合もありえよう。個人と集団（企業や委員会等）が連名で企画を主催したり、自治体が市民たちと意見交換をしたりといった例が考えられる。

①A、②Aを行う複数の行為者たちが相互的な観察・予測に基づいて調和を図る…共通知識に基づく非共有集合的行為。この場合、EI関係に基づいて、複数の単独行為の間で相互的な予測を踏まえた調和が保たれる。これは共有行為とは異なって相互的な権利／義務を伴わない。このような非共有集合的行為に関わる個々の行為者は、個体行為者であることも、集団行為者であることもありえよう。例としては、それ自体として拘束力はないが通例であるような慣例にみな従っているようなケースが考えられる。個体行為者のみの例になるが、関東でエスカレーターの右側を歩くこと（関西では左が慣例である）等が具体例として挙げられる<sup>182</sup>。

集団行為（＝集団行為者の行為）と呼べるのは、上のうち②A、②Bである。

そして、共同行為に含まれるのは①B、②A、②B、①&②Bである。

## 8.2. 反個人主義が導く（共同）行為観

### 8.2.1. 反個人主義における「自律性と一体感」

第1章において、「自律性と一体感が背反しない」ような共同行為のあり方を考えることを課題として立てた。本稿での議論を踏まえて、この課題に立ち戻ることとしたい。

ひとまず、本稿後半での議論の流れを簡単に振り返ろう。

共有行為はそれに参加する個人たちのうちのどの特定のひとりにも帰属されないが、それにもかかわらず、成立のためにはひとりひとりの積極的な態度が不可欠である——この点はギルバートの議論において明確にされたのであった。彼女はこの点を主題化するために、個人の行為を扱う従来の行為論の枠組を超えた概念を持ち出す。彼女が用いた、共同コミットメントや複数主体という概念は、集団が行為者となりうることを認める考え方に依拠するものであった。

ロスの立場は、ギルバート説を引き継ぎつつ、共有行為について集団行為者を認める考え方を否定するものと言える。行為者が意図できるのは自己の行為のみであるという自己行為制限を否定し、反個人主義を採用することで、「共有行為を扱うために個人の行為を扱う枠組を超える必要がある」ということから「共有行為を扱うために集団行為者概念が必要である」ということが言えなくなる。反個人主義的枠組のもとでは、共有行為する行為者たちは、集団で単一の行為者を構成するものとして捉えられるのではない。彼らはPI関係、すなわち、互いに互いの意図を自らの意図と同様の規範的効力を持ったものとして扱い、相互的な信用と責任のもとで合理的交渉を行いつつ行為していく関係にある。反個人主義のもとでは、個人個人の行為者たちは、互いの意図と行為に関して、直接的で親密な相互関係を結びうる。このため、共有行為を扱う際に、個々の行為者の行為を取りまとめるための道具として集団行為者を措定する必要はないのである。さらに、プティットの議論を援用することで、集団行為者概念の導入が要請される局面においてもPI関係が関わっていることが明らかになる。

第4章以降の流れをごく簡単に振り返れば以上のようなことになる。ここにおいては、反個人主義の導入によって、集団行為者の導入がどんな場合に必要／不必要か、またそれはなぜかが明らかになり、個人（個体行為者）と集団（集団行為者）の関係づけが整理されたとと言える。

以上を踏まえて、共同行為における「自律性」と「一体感」の関係についてどのようなことが言えるか考えてみたい。

上記の議論では、共有行為のために個人個人のコミットメントが必要であっても、そのことは必ずしも集団行為者概念の導入を要請しないということが明らかになった。この点を「自律性と一体感が背反しない」とことと重ねて考えることができるだろう。逆に考えれば、「自律性と一体感が背反“する”」という考え方は、まさに個人主義的なものだと言える。個人主義的な個体行為者は、そのままでは「一体」になって行為することができず、ひとつの集団行為者に包摂される必要がある。個人個人の行為者性が発揮されることを「自律性」、複数の行為者が直接的で密接な相互関係を持って行為するさまを「一体感」として捉えるならば、両者の「背反」はまさに、個人の行為者（個体行為者）を孤立した個人主義的なものと考えることから導かれると言える。

本稿の議論からすれば、「自律性と一体感が背反しない」ような共同行為のあり方は、私たちが日々いっしょに行為する際や、行為者としての集団と関わり合う際に、ごくふつうに成り立っていることだと言える。もちろん、上で言われてきたような一定の信用と責任を伴う関係は、万人の間に成り立つものではない。私たちは日常生活において、他者の意図を特に気に留めなかったり、あえて無視したり、出し抜いたり等して、互いを道具的に扱うこともきわめて多い。だが他方で、他者とスムーズにいっしょに行為することも大いにあるだろう。重要なのは、共同行為において「自律性と一体感が背反しない」ということが、一見すると矛盾を含むように見えても、必ずしもそうではないということである。

### 8.2.2. 反個人主義と社会的な行為者

ロス「他者の意図に直接基づいて行為する」という行為者のあり方について、日常的に互いにやりとりを行う社会的存在である私たちの本性に関わることがらであると述べている。

ここから、行為者のあり方に関してロスの議論が持つ含意として言えることは何だろうか。それは、次のようなテーゼとしてまとめられよう。

社会的な行為者にとって、反個人主義的であることが本質的である。

「社会的」ということの意味をここで明示することは困難である。だが、少なくとも、社会的であるということについて私たちが持つ理解に照らして、次のことは言えるだろう。即ち、相手を信用し、相手の信用に応えることに対して責任を負うような種類の相互的なコミットメントを、他のどの行為者に対しても持たないような行為者は、社会的とは言い難い。このような意味において、ロスの反個人主義的な共同行為観は、私たちのような行為者が持つ社会性のあり方の重要な部分を捉えていると言えるのではないか。

7章で見た通り、プティットは、行為者にとって通時的合理性を持つことが本質的であると考えた。この行為者の条件としての通時的合理性をあるものが獲得する契機について、個人主義と反個人主義とでは、異なる考え方を採っていると見ることができる。個人主義の立場では、個人の目的の達成に資するかどうか、つまり合目的性が、振舞いの通時的合理性を生じさせるいわば源泉となっていると考えられる。合理性の源泉が合目的性にあると考えれば、複数の合理的行為者同士の間での振舞いの相互調整が副次的・派生的問題になることは当然の帰結であろう。

ロスとは違った考え方を採っている。ロスは個人主義に対してははっきりと反対の意を示しているが、その際の最大のポイントは次の点にあった。即ち、共有行為する行為者たちは、第三者にはない特別な権利／義務を互いに対して有しているが、そのような関係の特別さは、合目的性のみによっては説明できないという点である。もちろん、合理性

の源泉としての合目的性の役割それ自体をロスが全面的に否定するとは考え難いが、少なくとも彼の描像においては、複数の行為者間の相互調整が単なる副次的問題ではなく、社会的な行為者の合理性のあり方の根本的な部分に関わるものとなっていると言えよう<sup>183</sup>。

より端的に述べれば、反個人主義的な立場において、合理性の源泉として重きが置かれるのは合目的性よりも間主観性だと考えられる。7章で見た集団行為者性の関係的性格についての議論は、このアイデアに親和的なものであろう。集団の合理性はまさに、集団が社会関係の中で位置づけを持つことによって生じてくるのであった。この点は、個人の行為者についても、例えば発達や進化といった局面に注目することで、同様の考え方を採ることができよう。

反個人主義的な共同行為論の持つ含意は次のようなものである。即ち、社会的な行為者にとっての行為の秩序は本質的に間主観的なものであり、そのことは私たちにとってごく日常的でなじみ深い、相互的な信用と責任の実践において現れている。

## 結論

本論での議論の流れを簡単に振り返ろう。

第1章では、「共有行為」と「集団行為」という共同行為の下位分類を導入し、以降の議論において前者に焦点を当てていくことを述べた。これは、共同行為を扱う上で、集団への没入といった側面よりも、異なる行為者同士の調和という側面により注目するためであった。

第2章では、共有行為を行う際の個人個人の意図のありようについて、ブラットマンの議論を踏まえて考察した。ブラットマンの議論が残した問題は、彼が「互いに相手の意図ゆえに意図する」という仕方で述べている、共有行為する人々の意図の相互関係を、具体的にどう捉えるべきかというものであった。

第3章では、共同行為を扱う上で重要な基礎概念である「共通知識」に焦点を当てた。共通知識に関する無限性の問題と、共有環境定義の導入によるその解決を通して、次の点が注目すべきこととして浮かび上がってきた。即ち、共通知識の成立は、知識主体の標準的なあり方についての理解が既に共有されているという前提のもとで初めて可能となる。

第4章では、集団行為者性の導入によって共有行為を捉えるギルバートの議論を取り上げた。彼女の議論の特徴は、共有行為に特有の相互的な権利／義務に注目し、共有行為を規範性という点から特徴づけること、そして、共有行為する人々の相互関係を「ひとつの集団行為者を構成する関係」として捉えることだった。

第5章ではロスの議論を導入し、続く第6章で彼の議論から含意される立場を明示化した。これら二つの章を通して、共有行為に関する反個人主義の立場が示された。ロスの議論においては、共有行為する人々の関係が、互いの意図を互いの実践的推論の合理的制約とする「実践的間主観性」の成り立つ関係として捉えられた。これにより、集団行為者性の導入なしに、共有行為に特有の規範的な相互関係を描き出すことが可能になった。さらに、共有行為できる「実践的間主観性 (PI)」と、単に共通知識を持つのみである「認識的間主観性 (EI)」という二種類の相互関係を対比させて捉えることで、PI関係が、日常的に為される流動的な共有行為のありようや、そこに見られる相互的な信用・責任のあり方を的確に描き出していることが示された。

第7章ではプティットの議論を取り上げ、集団行為者の成立に関する論述のうちに、反個人主義に対する支持を見出した。プティットは「推論的ジレンマ」という集団の意思決

定をめぐるジレンマを通して、集団を志向的主体として扱うことが要請される局面について論じていた。彼の議論の検討から明らかになったのは、集団行為者の成立の契機が、集団と他の行為者との間のPI関係において見出されることである。ここにおいて、集団行為を含めた様々な行為・行為者性のありようを反個人主義の枠組みのもとで理解する可能性が開かれた。

第8章では、反個人主義の立場から、共同行為をはじめとする行為一般を関係づけ、理解する枠組みを提案した。これは、行為者（個体／集団）・相互関係（単独／共有）の二軸に沿って諸行為を分類・整理するものであった。反個人主義的な（共同）行為論の核を成すアイデアは、PI関係のもとにあることを行為者にとって構成的なものと捉え、行為者の合理性の源泉として合目的性よりも間主観性に重きを置くことである。第1章で提示された、「自律性と一体感が背反しない」ような共同行為のあり方は、反個人主義の見方からはごく当然のものとして理解される。この立場を取ることの狙いは、日常的に為される様々な共有行為を可能にしている相互関係、つまり互いに信用し合い責任を取り合う関係を的確に描き出すことにある。

以上が本論の概要である。序論で述べた、私たちの行為者性や合理性のありようについての再考という課題に対して、これまでの議論はひとつの可能な立場を提案したに過ぎず、今後より詳細に検討すべき点は多く残されている。しかし、それでも本稿で提示した立場が出発点となりうることは確かである。

最後に、反個人主義のもとで可能となる行為者性・合理性の捉え方を改めて示し、そして今後の課題と展望について簡潔に述べることで、本稿の締めくくりとしたい。

共有行為についての考察を通して導かれた反個人主義という立場は、私たちの共有行為において見出されるPI関係に注目し、そこから私たちの行為者性や合理性のありようを捉えるものであった。この立場において、私たちの行為者性や合理性は間主観的なものとして描き出される。つまり、私たちの行為や合理的な営み一般にとって、それが人々の相互関係の中で生じてくることが本質的であるという考えが採られる。この立場は、私たちが日々、流動的に様々な行為・共同行為を行っているありように光を当てることに成功しており、私たちの行為についての議論を展開していくためのひとつの視座となりうるものである。

このような立場に立って行為論を展開していく上で、取り組むべき問題は様々にあるが、ここでは三点を指摘したい。第一に、PI関係の成立に関する問いがある。具体的には、いつどのように成立するか、またそもそもなぜ成立するかといったことが問題となる。これに関しては、ひとまず、より豊富な共同行為の具体例や、そこで見られる行為者間の相互関係に目を向け、それらに根差した形で説得的な説明を組み立てていく必要がある。

第二に、PI関係がどのような関係なのかをより詳しく問うていく必要がある。行為者性や合理性の条件となるような相互関係として、最低限求められる特徴づけはどのようなも

のか。本稿ではPI関係とEI関係を分けて捉え、前者に行為者性の発生の契機を見出したが、この捉え方の妥当性については、より詳しく検討していく必要がある。二つの関係がはっきり分けられるという考え方は、明らかに単純化されたものである。また、行為者性の発生の契機としてPI関係のような洗練された関係を想定するのは、いささか要求が高すぎると考える向きもあろう。これらの点に関しても、より多くの例を通して検討していく必要がある。

第三の問題として、上でも述べた通り、反個人主義のもとでより多様な例を視野に入れていく必要がある。とりわけ問われるのは次のようなものであろう。まず、PIの概念を通しては捉えづらいうような敵対的關係や緊張をはらんだ関係、また反社会的な行為等が絡む相互関係をどう捉えていくか。そして、合理性の概念によっては捉えづらいうような行為や行為者、共同行為のありようをどう捉えていくかである。後者については、たとえ合理性そのものの捉え直しを行ったとしても、そもそも行為者の条件として合理的であるという基準を課すこと自体が不適切であると考えられる向きもあろう。この点に関して詳しく論じることが本稿の範囲を超えているが、既存の「合理的」行為者像が暗黙のうちに帯びている偏りについて反省していくことは重要だと言える。このような行為者像のうちには、例えば、西欧的な価値観のもとで高等教育を受けている、健常である、成人である……といった様々な暗黙の前提があると考えられよう。

第三の問題点に関して、一点述べておこう。序論でも触れた通り、常に自律的・合理的に振舞う行為者像を中心に据えた行為論が、私たちの行為の実情の多くを取りこぼしてしまうことは明らかである。本稿はそのような行為者像から脱却するためのひとつの試みであった。だが、結果として提示された、PI関係に基づく間主観的な行為者像は、私たちの日々の行為のありようを捉えるには、なお理想的で洗練されすぎているという印象を与えるかもしれない。

しかし、本稿の議論を踏まえて注目すべきは、ごく単純な共同行為の背後にも、多くのことがらを共有する相互関係が見て取れるということである。ギルバートが「いっしょに散歩する」というシンプルな例を通して示したように、私たちは、日々のささやかな共有行為においても、互いに多くの背景を共有した上で、互いの振舞いを気かけ合い、また相手にとって自分の振舞いが気にかけるべきものだという前提のもとで振舞っている。共同行為する人々の間には、一定の水準における理解可能性の共有、そして規範性の共有が見出される。他の行為者と、単なる対象でなくまさに行為するもの同士として関わり合うとはいかなることかを捉えようとすれば、何らかの理解可能性や規範性が共有されている水準を抜きにして考えることはできないのではないか。本稿で萌芽的に提示した反個人主義的な（共同）行為論は、この点に光を当てることを狙いとしたものである。

以上を踏まえれば、本稿の今後の展望として次が言えよう。今後は、本稿で基礎を示した反個人主義の枠組みのもとで、多様な例を取り扱い（その際には様々な経験的研究の成



果を取り入れることも有効であろう)、より堅固で豊かな行為論を組み立てつつ、根本的な課題として、行為者性を可能ならしめる基礎的な相互関係のありように迫っていきたい。

## 註

<sup>1</sup> Bratman, 1999a, p. 93; 1999d, p. 153.

<sup>2</sup> ギルバート (Gilbert, 1996b) はまさに「いっしょに散歩すること (walking together)」を出発点とした共同行為の分析を行っている。

<sup>3</sup> Bratman, 1999a, p. 93; 1999b, pp. 126-127 等。先述のペンキ塗りと並び、ブラットマンがよく用いる例のひとつである。

<sup>4</sup> Gilbert, 1989, p. 154.

<sup>5</sup> Ross, 2003 において中心的な例として取り上げられている。

<sup>6</sup> Schweikard 2008, p. 103.

<sup>7</sup> Ibid.

<sup>8</sup> いわゆる共同行為論の文脈において用いられる「共同行為」に当たる英語の表現は様々であり (joint action, collective action, shared action…)、複数の表現があまり区別されずに用いられることもある。古田, 2011, p. 1, fn. 2 を参照せよ。

<sup>9</sup> 古田 (ibid., pp. 11-12; 2012, pp. 266-269) は、歯磨きのようなひとりで行う行為も含め、あらゆる行為が共同性を持つと言うことが可能であることを認めた上で、なお共同行為とそれ以外の行為との区別を立てるポイントがあることを論じている。本稿もこの区別の有効性を認める立場をとるが、区別のポイントの置き方はやや異なっている。

<sup>10</sup> 以下で導入する分類は Schweikard, 2008 において提案された joint action/group action の区別に多くを負っている。シュヴァイカートの議論については7章で詳しく取り上げる。

<sup>11</sup> 柏端, 2007, 第II部。

<sup>12</sup> 坂元, 2007, p. 9.

<sup>13</sup> Ibid.

<sup>14</sup> 次の例は、次章で示す J. R. サールによる例をアレンジしたものである。註 18 を参照せよ。

<sup>15</sup> Cf. Gilbert, 2010; Roth, 2010; Tollefsen, 2004. 英語で「共同行為」に当たる表現の用法の論者による違いについては、古田, 2011, p. 1, fn. 2; pp. 3-4, fn. 3 も参照されたい。

<sup>16</sup> Gilbert, 1989, pp. 167-203.

<sup>17</sup> Bratman, 1999b, pp. 117-118 他、ブラットマンの議論においてよく用いられる例のひとつである。

<sup>18</sup> これら二つの例は Searle, 1990, pp. 402-403 において登場する。

<sup>19</sup> このように、いっしょに行為しているかどうかは、単なる振る舞い上の問題ではなく、意図に関わることがらとして扱われることが一般的である。Cf. Gilbert, 2010; Roth, 2010; Schweikard, 2008; Tollefsen, 2004.

<sup>20</sup> Bratman, 1999d, p. 142.

<sup>21</sup> Ibid. これは Bratman, 1999a において主題的に論じられている。

<sup>22</sup> Bratman, 1999b, p. 111.

<sup>23</sup> Bratman, 1999d.

<sup>24</sup> Ibid., pp. 147-148.

<sup>25</sup> ブラットマンはこの例に対して「いっしょに (together)」の語を用いているが、これは

本稿での「いっしょに」の用法とは異なることに注意せよ。2.1.2. の論述から明らかなように、本稿ではマフィアの例を「いっしょに行う行為」即ち共有行為の例に含めるような仕方で「いっしょに」の語を用いてはいない。

<sup>26</sup> Bratman, 1999b, pp. 117-118.

<sup>27</sup> Bratman, 1999d, pp. 148-149.

<sup>28</sup> Ibid., p. 149.

<sup>29</sup> Ibid.

<sup>30</sup> Ibid., pp. 149-150.

<sup>31</sup> Ibid., p. 156.

<sup>32</sup> Ibid., pp. 154-155.

<sup>33</sup> 以下は主として Bratman, 1999b の議論に負っている。Bratman, 2009 においては、ブラットマンは共同行為の必要条件をより詳細な仕方で与えているが、そこで為されているのはもっぱら、共同行為する人々の意図の相互関係についての条件を豊かにする作業であると考えられる。これに対する評価としては、古田 (2011) を参照せよ。

<sup>34</sup> 「下位計画 (subplan)」という語は、意図を計画として捉えるブラットマンの行為論を背景としている。だが、本稿の議論の範囲内では「共有行為の遂行のための具体的な手段に関する意図」という理解で差し支えない。

<sup>35</sup> Bratman, 1999b, p. 120.

<sup>36</sup> Ibid., p. 121.

<sup>37</sup> この条件に関しても共通知識と同様の反射性 (reflexivity) が生じる (ibid., pp. 118-119) が、相互言及的な反射性それ自体はここでの焦点となっている行為者同士の結びつきにとって十分ではない (ibid., p. 124)。

<sup>38</sup> Bratman, 1999b, p. 119.

<sup>39</sup> Ibid., p. 124.

<sup>40</sup> Ibid.

<sup>41</sup> Ibid., pp. 117-118.

<sup>42</sup> 互いに相手がこれからどう振舞うかについての予測に基づいて行為するようなケースは、日常的なレベルでも様々に考えられよう。だが、文字通りに互いに相手の意図を予測し合おうとすると、堂々巡りを招くようにも思われる。この点は3章で共通知識概念を取り扱う際に深く関わってくる。また、この種のケースについては6章で詳しく取り扱う。

<sup>43</sup> Ibid., p. 124.

<sup>44</sup> Ibid., p. 117.

<sup>45</sup> 原著では「関連する諸態度 (the relevant attitudes)」となっている (ibid.) が、該当箇所後に提示される必要十分条件の案と照らし合わせれば、主として共有行為に関する各々の意図のことを指していると考えられるため、ここでは「意図」とした。

<sup>46</sup> Ibid.

<sup>47</sup> Schiffer, 1972, p. 31 の例に基づく。

<sup>48</sup> 「公然性」、つまり何事かが人々にとって明白な、公然の事実であることは、共通知識概念に深く関わる概念である。共通知識をめぐる文脈において登場する public (Bratman, 1999b, p. 117)、open (ibid.; Heal, 1978, pp. 118-119) といった語は、どれもほぼ同様に、上で述べたような意味での「公然性」を表していると考えられる。なお、D. スペルベルと D. ウイルソン (Sperber & Wilson, 1986/1995) の邦訳では「公然 (性)」は overt(ness) の訳語として登場している (スペルベル・ウイルソン, 1999, pp. 35-37)。

<sup>49</sup> 語法について。共通知識概念の代表的な定義としてよく言及されるのは D. ルイス (Lewis, 1969) によるもの、S. R. シフアー (Schiffer, 1972) によるものなどである。前者は common knowledge、後者は mutual knowledge の語を用いているが、実質的には同じ概念を扱っているものと見ることができる。ルイスは協調ゲームの文脈において、シフアーは語用論の文脈においてそれぞれ共通知識概念を導入した。このため、問題領域に応じてもっぱら common knowledge ないし mutual knowledge のいずれかの語のみが用いられるのが

一般的なようである。common knowledge と mutual knowledge を明確に使い分けた議論もある (Walker, 1991; Lee, 2001 など) が、両者は交換可能な仕方でも用いられることも多い。以下、本稿では、原著における表現が common knowledge と mutual knowledge のどちらであるかにかかわらず、原則として一律に「共通知識」を用いることとする。

<sup>50</sup> Schiffer, 1972, pp. 30-31 より。表記を一部改変している。なお、“iterate definition”と後述する“shared environment definition”という呼称は Walker, 1991 による。

<sup>51</sup> 以下の例はクラークとマーシャルによる例 (Clark & Marshall, 1981, pp. 11-15) を改変したものである。原著では、この例は、「今夜映画祭で上映される映画」に当たる表現が『いんちき商売』を指示していることがボブに伝わるとアンが信じるよい理由を得るためにはいかなる条件が必要かを問うものになっている。

<sup>52</sup> 電子メールのような遠隔通信手段を例に用いて、有限階までの高階の知識のみが得られる状況を作り出すというアイデアは A. ルビンシュタイン (Rubinstein, 1989) によるものである。ルビンシュタインはゲーム理論の枠組を用いて、有限の  $n$  階までの高階の知識が成立する場合と、共通知識が成立する場合とでは、効用を最大化する行為の選択肢が異なってくることを示している。これに対し C. パターノット (Paternotte, 2010) は、(ゲーム理論の枠組が前提する理想的な合理的行為者と異なり) 認知的限界を持つ人間にとって、 $n$  が十分に大きければ二つの場合の認識的相違はないと論じている。

<sup>53</sup> (n) は  $i < n$  となる任意の (i), (i') を含意するため、(n) をチェックすることで (n) までの全てのチェックをすませることも原理的には可能である。だが、「A は、B が、A が ... $p$  ということを知っていることを知っていることを...知っている」といった命題の正しさを、「B は  $p$  ということを知っている」や「A は B が  $p$  ということを知っていることを知っている」のチェックなしにいきなり確かめることができるという想定はきわめて非現実的であろう。Cf. Clark & Marshall, 1981, pp. 30-31.

<sup>54</sup> 共有環境定義の例としてルイス (Lewis, 1979)、シファーによる共通知識の成立条件 (Schiffer, 1972, pp. 34-35)、他、Heal, 1978; Perner & Garnham, 1988 等が挙げられる。スペルベルとウイルソンの提案する相互顕在性 (mutual manifestation) 概念は共有環境定義による共通知識概念に近いが、彼らは共通知識が知識であるというアイデアに批判的な立場を取っている (Sperber & Wilson, 1986/1995, pp. 15-21)。共通知識は知識なのか、あるいは信念やその他の心的状態であるのかという問題は共通知識をめぐる議論における大きな話題のひとつである (Walker, 1991, pp. 18-21)。

<sup>55</sup> なお、共通知識の定義には本文中に示したもののほか、自己言及的知識に訴える固定点定義 (fixed point definition) も知られている (Harman, 1977。「固定点定義」の語は Walker, 1991, pp. 14-15 による)。クラークとマーシャル (Clark & Marshall, 1981, p. 17) はこの定義について、無限個の命題をチェックしなければならないという、反復的定義と同様の問題を免れていないことを指摘している。

<sup>56</sup> 以下は Clark & Marshall, 1981, pp. 32-33 の説明を改変・再構成したものである。

<sup>57</sup> Cf. Clark & Marshall, 1981, pp. 17-18.

<sup>58</sup> クラークとマーシャルはこれらの仮定に加え、自分と相手が互いと対象を同時に見ているということを「同時性の仮定」と位置づけ、アンは全部で三種類の仮定を持つとしている (Ibid., pp. 32-33)。しかし、三者が同時に存在することは三者共存の状況において成立しており、二者が互いと対象を見ているという点は注意の仮定に含まれる。よって同時性の仮定は、三者共存と注意の仮定に還元されると考えられる。この点により、本稿では仮定の種類を注意・合理性の二種類としている。

<sup>59</sup> Ibid., p. 33.

<sup>60</sup> Lewis, 1969, pp. 52-53.

<sup>61</sup> 原著では三者共存の直接的視覚的証拠 (ibid., p. 34) が  $G$  の一部とされているが、「A と B は  $G$  が成立すると信じる理由を持つ」という記述から考えれば、 $G$  の一部に当たるもの

は三者共存の証拠よりも、三者共存という事態そのものであると考えるべきであろう。

<sup>62</sup> 原著ではさらに「同時性の仮定」が補助仮定に加えられている。註 58 参照。

<sup>63</sup> クラークとマーシャルによれば、共通知識の基礎 G には複数の種類がある。ここで挙げられているのは近接的物理的共存 (immediate physical copresence) と呼ばれるタイプの基礎である。近接的物理的共存は共通知識の証拠として最も強く、補助仮定が最小限となるような基礎である。他の種類としては、補助仮定がより多くなる言語的共存や間接的共存、また共存タイプの基礎と大きく異なるタイプの基礎として共同体への所属 (community membership) などが挙げられている (Clark & Marshall, 1981, pp. 35-43)。以下、本稿で共通知識の基礎を問題にする際には、最も基本的な共存タイプの基礎である近接的物理的共存に焦点を絞る。

<sup>64</sup> 但し、これは共通知識の基礎が近接的物理的共存タイプであるような場合である。註 63 参照。

<sup>65</sup> 標準的な人についての知識の重要性は、とりわけシフアーによる共通知識の定義において強調されている (Schiffer, 1972, pp. 30-36)。

<sup>66</sup> Eメールの例では「共有環境が成り立っている」と言えるだろうか。この表現をメールの例について文字通りの意味で認めることは困難である。例えば「同じ文脈を共有している」といった表現がより適切であろう。

<sup>67</sup> Gilbert, 1989, pp. 157-158 の例を一部改変している。

<sup>68</sup> Gilbert, 1996b, pp. 179-180 の例を一部改変している。

<sup>69</sup> Gilbert, 1989, pp. 162-163; 1996b, p. 180.

<sup>70</sup> Gilbert, 1989, p. 161.

<sup>71</sup> Gilbert, 1989, p. 163.

<sup>72</sup> Ibid. ギルバートの共同行為や共同行為者性の分析における「意志」への言及については、ibid., pp. 197-199 も参照せよ。

<sup>73</sup> Ibid., p. 186.

<sup>74</sup> ギルバートは「共同コミットメント」を単純に個人個人のコミットメントから構成されるものと捉える見方の不十分さを論じている (Gilbert, 1996a, pp. 11-13; p. 20, fn. 7; p. 308, fn. 25.)。

<sup>75</sup> Gilbert, 1996a, pp. 11-13

<sup>76</sup> Cf. Tuomela, 2005, pp. 342-343.

<sup>77</sup> Gilbert, 2000a, pp. 19-20.

<sup>78</sup> Gilbert, 1996a, pp. 10-11; 2000b, p. 54. 共同コミットメントに含まれる義務／権利についての詳しい説明は ibid., pp. 54-59 を参照せよ。

<sup>79</sup> Bratman, 1999c, pp. 132-134.

<sup>80</sup> Gilbert, 2000c, p. 115.

<sup>81</sup> この部分に関して、原著では「(権利の差し控えに関する明示的な合意が) 慣習 (convention [強調原文]) の始まりとなることで、個別の例において、問題となっている副次的な了解を明示的に持ち出すことが不必要になるかもしれない」(ibid., p. 119, fn. 31) と述べられている。ここで言われる「慣習 (convention)」はギルバート自身の慣習論を背景にした語であると考えられるが、その詳細を扱うことは本稿の範囲を超える。ここでは大意を組む形で、その都度明示的な合意を行うのではなく、ある機会における合意をきっかけに「共同行為を勝手にやめてよい」という共通理解が自然と出来上がるという状況に言及するものとして原著の記述を解釈した。ギルバートの慣習論については、Gilbert, 1989, chap. VI; 2008 を参照せよ。

<sup>82</sup> Gilbert, 2000c, p. 119, fn. 31.

<sup>83</sup> 共同行為を内在的な権利／義務の伴うものとして捉えるべきか否かという問題は、論者の共同行為観に関わる大きな問題であり、ブラットマンとギルバートの間でも、また他の論者においても様々に議論が為されている。この論争を十分な仕方でも取り上げることは本

稿の範囲を超えているが、詳しくは以下を参照されたい。

ブラットマンは約束の義務に関するスキャンロンの議論を援用して、共同行為に伴う義務をあくまでも副次的なものとして説明し、ギルバートを批判する (Bratman, 1999b, sec. 6; 1999c)。このような批判に対し、ギルバートの立場を理解する上では、これまで言及してきた彼女の著作に加え、スキャンロンの約束の義務に関する議論に対して彼女が行っている批判 (Gilbert, 2004) を参照することが有益である。なお、共同行為に伴う義務に関してスキャンロンの議論を援用するアプローチについては、5章で取り上げるロスが批判的に論じている (Ross, 2004, pp. 365-369)。

<sup>84</sup> ギルバートは、共同行為 (共有行為) に参加するある人が、共同行為する人々それ自体や、自分自身に対して遂行の義務を負うといったことにも言及しているが、議論の中でこの義務の中心的な特徴として焦点が当てられるのは、この義務が特定の相手に対するものであるという点である (Gilbert, 2000b, pp. 54-59)。

これに関して、次のような疑問が生じるかもしれない。即ち、共有行為のメンバーが他のメンバーに対して負う義務は、メンバーが自分たちという集団に対して負う義務を介して説明されるものなのではないか。この点については次章以降の議論を参照されたい。先取りして述べれば、次章では、特定の相手に負う義務を、集団に負う義務からの派生物としてではない仕方でも説明する議論が導入されることとなる。

<sup>85</sup> reductionism/nonreductionism の語については Schweikard, 2008 を参照のこと。本稿 7章でより詳しく取り扱う。

<sup>86</sup> Roth, 2004, p. 382.

<sup>87</sup> Ibid.

<sup>88</sup> ここで示されている立場は、ibid.において「個人主義 (individualism)」と呼ばれている考え方をベースに、一方的に「させる」場合についての補足を行ったものである。ロスが述べるところの個人主義については、この後でより詳しく扱う。註 105 を参照せよ。

<sup>89</sup> この例は筆者による。

<sup>90</sup> Ibid., p. 389

<sup>91</sup> Ibid.

<sup>92</sup> Ibid., sec. 2, sec. 6.

<sup>93</sup> Roth, 2003, p. 65. 但し、実践的間主観性が成立する例において常に共有行為が成立しているわけではないとされる。

<sup>94</sup> Ibid., p. 66 の例を一部改変している。

<sup>95</sup> Ibid.

<sup>96</sup> Ibid., pp. 66-67.

<sup>97</sup> Ibid., pp. 67-68.

<sup>98</sup> Ibid., pp. 68-69.

<sup>99</sup> Ibid., pp. 71-74.

<sup>100</sup> Ibid., p. 70 の例を一部改変している。

<sup>101</sup> Ibid., pp. 70-71.

<sup>102</sup> Ibid.

<sup>103</sup> 例外的に、C への意図帰属自体が為されないケースとしては、A にとって C の言動が全く合理性を欠いたものに見え、それゆえに A は C について「気が狂っているのだろう」等と考えて、C の振舞いを理由に基づいた意図的行為とは扱わない、といったものが挙げられる。この場合、A は C の振舞いを、砂嵐と同様の単なる障害として扱うだろう。

<sup>104</sup> Ibid., p. 71.

<sup>105</sup> Ibid., p. 74. なお、原著の該当箇所においては、「個人主義」の語に対する明示的な定義は与えられていない。他方、Roth, 2004, p. 382 においては、個人主義が明確に定義づけられているが、その内容はあくまでも Roth, 2004 における議論の文脈に即したものとなっている。

<sup>106</sup> Roth, 2003, pp. 74-75.

<sup>107</sup> Ibid., p. 75.

<sup>108</sup> Ibid.

<sup>109</sup> Ibid., p. 76

<sup>110</sup> Ibid. 架橋意図を導入する案について、ロスには二つの利点を挙げているが、ここではロスやギルバートの立場との対比を明確に示すため、二つのうちのひとつのみに言及している。もうひとつの利点は、一方の意図が他方の実践的推論において持つ地位 (status) について一定の説明を与えられるというものである。この点に関しては、本稿で取り扱わないというわけではなく、実質的にはこの後の議論において評価が為されている形になる。

<sup>111</sup> Ibid., p. 80.

<sup>112</sup> Ibid., p. 77.

<sup>113</sup> Ibid. ここで言われていることから、「関連する意図」としてロスが念頭に置いているのは、単に共有行為の遂行手段についての意図のみに留まらないものと考えられる。

<sup>114</sup> Ibid., p. 78

<sup>115</sup> Ibid.

<sup>116</sup> Ibid., p. 79.

<sup>117</sup> Ibid.

<sup>118</sup> Ibid.

<sup>119</sup> Cf. Ibid., p. 82

<sup>120</sup> とは言え、次のようにも考えられるだろう。特定の共有行為に限定されずにいっしょに行為する関係がある一方で、特定の行為のみに限られた関係というものもあり得るはずである。共有行為をめぐる議論は、もっぱら後者を扱うものではないか。確かに、後者のような関係が実際に成立することはありえよう。だが、それは事前に〇〇のみを行うといった取り決めをきっちりと明示的に行うようなケースであると考えられる。日常的に「いっしょに行為する」場合は、そのような明示的な取り決めを伴わないことの方が多いであろう。本稿で焦点を当てたいのは、日常的に為される共有行為が、多くの場合、特定の行為に限られない関係を背景としているということである。この点については6章で詳しく論じる。

<sup>121</sup> 4章で論じた通り、ギルバートは共同コミットメントの形成のプロセスを広く考え、明示的な合意のない場合もそこに含めている。従って、行為の中止や変更に当たって明らかに合意と言えるような言語的やり取りがないようなケースであっても、共同コミットメントの立て直しが為されているというギルバートの解釈を与えることは可能である

<sup>122</sup> Ibid., p. 69.

<sup>123</sup> Cf. Roth, 2004, pp. 393-395

<sup>124</sup> Roth, 2003, p. 84. Cf. Roth, 2004, p. 396

<sup>125</sup> Roth, 2003, p. 84.

<sup>126</sup> Roth, 2004, p. 396. より正確に述べれば、ロスには彼が「他者の意図に直接基づいて行為すること」に結びつけて提示する「実践的親密性 (practical intimacy)」(ibid., p. 383.) という反個人主義的な行為者の相互関係のあり方について、よく知らない関係の間にも成立しうると考えられる旨を述べている。同様のことは、実践的間主観性についてもあてはまると考えられる。

<sup>127</sup> Roth, 2003, p. 83. 但し、ロスには命令が為される状況を実践的間主観性が成立する状況の一例と見ているわけではない。むしろ、実践的間主観性や共有行為における意図と命令における意図の間に違いがあることを述べ、両者をひとつの類 (genus) の異なる種として見ることが適切であるとしている (ibid., p. 84, fn. 1)。

命令の状況と実践的間主観性の状況の間の違いのひとつとして、ロスは、人々間の関係のあり方の違いを挙げている。命令の場合、相手にとっての実践的問題 (practical issues) を解決する権威を持つのはたいてい一方のみである。つまり、人々の持つ権威は非対称なものとなる。対して、実践的間主観性が成り立つ場合、各々が相手に対して一定の権威を持ち、各々が相手にとって合理的制約となるような意図を形成しうる。つまり、各々の権

威は対称的である (ibid., p. 91, fn. 48)。

<sup>128</sup> Ibid., p. 81. この語はブラットマンの用語法を採用したものである (ibid., p. 91, fn. 44)。

<sup>129</sup> Ibid.

<sup>130</sup> Ibid., pp. 89-90, fn. 37.

<sup>131</sup> Cf. Gilbert, 1989, p. 201.

<sup>132</sup> Ibid., pp. 177-178.

<sup>133</sup> 上の例は『社会的事実について』(ibid.) に登場するが、4章で述べた通り、ギルバートが共同コミットメント概念を前面に押し出して行くのはそれ以降の著作においてである。ここでは前掲書以降の展開を踏まえて解釈を加えている形になる。

<sup>134</sup> 例えば ibid., pp. 199-200; Gilbert, 2000b, p. 54. なお、Roth, 2004, sec.2において、ロス は共同コミットメントに関するギルバートの議論に対し、重要なものとして言及しつつも、「共同コミットメント」について論じるのではなく、共有行為する相手に対するコミットメントがあることに注目すべきであると主張している(前述の「対側コミットメント」はこれに当たる)。この点からは、ギルバートの路線にある程度賛成しつつ、個別の共有行為よりも共有行為する人々の関係に視点をシフトしようとするロスの姿勢が伺える。

<sup>135</sup> Roth, 2003, p. 77.

<sup>136</sup> Ibid., p. 69.

<sup>137</sup> Roth, 2004, p. 404, fn. 31においてロスは、Bratman, 1999aで提示された、相手の意図と調和した仕方であつてかつその意図ゆえに(in accordance with and because of)意図するという条件に言及し、調和の条件に因果的(causal)条件を付け加えても、あるメンバーの行為に対する他のメンバーの権威は生じない旨を述べている。だが、Roth, 2009, fn. 23では、ブラットマン説を個人間の意図の整合(consistency and coherence)に関する規範的要求を含むものと捉え、その規範性を還元主義的な仕方(実質的には架橋意図に訴える形で)説明している点においてブラットマンに反対する旨を述べている。ここでは後者をロスの立場からのブラットマン解釈として採用した形になる。

<sup>138</sup> 本章7.2.以降の内容は、筒井, 2014に加筆修正を施したものである。

<sup>139</sup> シュヴァイカートはもっぱら collective intention の語を用いている (Schweikard, 2008, p. 92, fn. 6)。

<sup>140</sup> Ibid., p. 93.

<sup>141</sup> Ibid., p. 94.

<sup>142</sup> Ibid.

<sup>143</sup> Ibid., pp. 94-95.

<sup>144</sup> Ibid., p. 95. 原著における表のタイトルは The structure of collective intention であるが、本稿では分かりやすさを考慮してタイトルを変更した。

<sup>145</sup> Ibid., p. 96.

<sup>146</sup> Ibid.

<sup>147</sup> Ibid.

<sup>148</sup> Ibid., p. 96-97. ギルバートの議論におけるこのような曖昧さを、非還元主義的要素の否定(より正確には、還元主義/非還元主義の対立という構図自体の否定)という仕方(解消したのがロスの議論であると捉えることもできよう)。

<sup>149</sup> Ibid., p. 95.

<sup>150</sup> Ibid., p. 101.

<sup>151</sup> シュヴァイカートによる還元主義と非還元主義の詳細な特徴づけは、従来の「還元主義」という語の使用の明確化というよりは、改訂的な提案を含むものと考えられる。彼の分類法は、例えば(シュヴァイカートの分類で言えば様相・内容についての)還元の試みを批判する議論が特徴的なサール(Searle, 1990)の立場が「還元主義」に含まれている(Schweikard, 2008, p. 96)点や、ある一要素について還元か非還元かで対立する二人の論者を両方とも「還元主義」と呼ばざるを得ないといった点において、混乱を招きかねない。本稿では既存の議論との馴染みの良さを考慮して、何らかの要素について非還元的オブ



ションを採用しているような見解を「非還元的」と特徴づけることとした。実際のところ、ある説明がいかなる側面において非還元的な立場を取っているのかを明示化することの重要性は、シュヴァイカートも指摘している (ibid.)。

<sup>152</sup> 以上二つの例は ibid., p. 103 による。

<sup>153</sup> 戸田山 (2012, pp. 118-124) は現代の心の哲学における主要な立場を検討し、いずれも、個人には心があるが集団にはないという見解を支持するものではないことを示している。

<sup>154</sup> Tollefsen, 2002, pp. 29.

<sup>155</sup> 柏端, 2007, pp. 166, 168-169.

<sup>156</sup> 他にも、Gilbert, 1989, pp. 288-290 において登場する、詩の読書会の例 (ある詩の評価について全員でまとめた意見に、個人的には誰もコミットしていないということが生じる) などが挙げられる。

<sup>157</sup> 推論的ジレンマは、法学の分野で見出されたパラドクス (doctrinal paradox) を一般化したものである (Pettit, 2003, p. 168)。プティットは法廷の例を用いて議論を始めているが (ibid., pp. 168-170)、本稿では、法廷の例ではなく、同様の問題が生じる別の状況を例に取ってジレンマの基本的構造を示す (プティットの用語法を用いれば、社会的一般化 (the social generalization) を施した形でジレンマを導入する。Ibid., pp. 170-172 を参照せよ)。

<sup>158</sup> この例は、(Pettit, 2003, pp. 168-172) においてプティットが用いている例を参考に著者が作成したものである。

<sup>159</sup> Ibid., pp. 168-169.

<sup>160</sup> Ibid., p. 169. なお、例では前提の連言として結論を導くケースが問題となっているが、同様のパラドクスは、前提の選言から結論を導くケースにおいても生じうる。これは選言が連言の否定であることを考えれば明らかであろう (ibid.)。

<sup>161</sup> Cf. Ibid., pp. 172-173.

<sup>162</sup> 以下は ibid., p. 173 に基づく。

<sup>163</sup> プティットは通時的一般化以外にも一般化の仕方を挙げている (ibid., pp. 170-172, 174) が、簡潔のため、ここでは省略した

<sup>164</sup> Ibid., p. 175.

<sup>165</sup> 以下では、ibid., pp. 176-177 を本稿での議論に合わせて必要な部分のみ示した。

<sup>166</sup> この「共通 (ないし共有) の目的」について、原著では“common purpose” (ibid., p. 176) や“shared purpose” (ibid., p. 181) といった語を用いている。これらの表現は特に区別されて用いられてはいないようである。註 172 も参照のこと。

<sup>167</sup> 原著では“consistent—or coherent in some looser way—” (ibid., p. 176) となっている。

<sup>168</sup> プティットはこの制約を満たせる選択肢が一通りになるであろう旨を述べている (ibid.) が、この点は必ずしも自明でないように思われる。また、仮に一通りに定まらなかったとしても、以下で述べられるようなジレンマは成立するであろう。

<sup>169</sup> これらの表現については註 166 を参照せよ。

<sup>170</sup> Lewis, 1969.

<sup>171</sup> Pettit, 2003, pp. 181.

<sup>172</sup> 後述する本稿での議論は、「共通 (common)」や「共有 (share)」の意味を強く取って、それらのうちに集団行為者性の含意を読み込んでいけば、反論が可能であると思われる。だが少なくとも、プティットの議論のある部分は、「共通/共有」にそこまで強い意味を読み込まなければ成立しないということが言えよう。

<sup>173</sup> Ibid., p. 177. これは、推論的ジレンマの一般化の方法のうち、本稿では取り上げなかったもの (後見否定一般化 (the *modus tollens* generalization) (ibid., p. 174)) に関わる論点と考えられる。

<sup>174</sup> Ibid., p. 177.

<sup>175</sup> Ibid., pp. 177-178.

<sup>176</sup> 本稿ではもっぱら、集団外の人々からの集団への尊敬や信用に焦点を当てていくが、プ

ティットが言及している、集団メンバーからの集団への支持についても、同様に考えていくことができるだろう。つまり、振る舞いに整合性があり、やると決めたことはきちんと守るといった態度を示すことが、メンバーからの集団への支持を支えるものだと考えられる。

<sup>177</sup> Ibid., p. 180.

<sup>178</sup> Pettit, 2003 は厳密には志向的主体についての話だが、Pettit & Schweikard, 2006, sec.5 では、Pettit, 2003 と同じ推論的ジレンマに訴えた議論によって集団が行為者たりうることを述べている。

<sup>179</sup> Pettit & Schweikard 2006, pp. 29-31.

<sup>180</sup> ここで、「ある人が個人的な信条や希望に全く相反するような会社の方針に渋々従って行為する」といった状況をどう考えるのかという疑問が生じうる。この場合、当の人について「いくら渋々とは言えども、所属する集団（会社）の目的に従って行為しているからには、その人は結局のところ、その目的を自分自身のものとしているのだ」という説明は、当の人が抱きうる葛藤に照らしてあまりに単純にすぎるような印象を与える。だが、ここまでの本稿の議論はこのような説明を導くものに思われるかもしれない。

この点に関し、本稿の立場からは次のような説明が可能である。ある集団に所属する人には、まさに集団に所属することによって、集団メンバーと目的を共有することが規範的に期待されると考えられる。そのため、その期待に相反するような欲求を持つ場合、葛藤に陥ったり、不満を抱きつつ自分の欲求を押し殺して行為したりすることになる。このような説明に関し、集団への所属が目的の共有に関する規範的期待の根拠を成すのがなぜなのかは当然問われるが、それに対し集団行為者性の導入によって答えが与えられるということは必ずしも自明でないだろう。集団行為者性それ自体は必ずしもそのような規範的期待の成立を含意しないと思われるし、また、他の仕方で当の期待の源泉を説明できる可能性もある（この論点は、「個人の考えを押し殺して所属する集団の方針に従う」という形の自己犠牲について論じた柏端（2007, 第 II 部）の議論に対する塩野（2008）の批判に示唆を得たものである）。

<sup>181</sup> これに対し、次の問いが生じうる。そもそもなぜ、集団が周囲から行為者のように扱われることが起きるのか。集団が行為者としての扱いを受けることがありうるとすれば、それは集団が既に行行為者としてのあり方をしているからではないのか。もしそうだとすれば、「集団が行為者としての扱いを受けることによって行為者となる」というアイデアは困難なものとなる。

これは集団行為者の発生の問題と言えるが、この問題に関しては、互いに協調し合う人々の振る舞いの特徴や、我々の行為者性の認知のあり方に訴えた説明が可能であろう。ごく単純化した説明としては、次のようなものが考えられる。人々が各々、目的合理的な振る舞いを取った結果、集団レベルでの通時的合理性が副産物のような形で生じる。それがわれわれの認知においては行為者のように見え、行為者としての扱いを受ける中でやりとりが生じていく。やがて、集団がひとりの行為者として、他の行為者との相互関係の網の目の中に地位を得るようになる。

<sup>182</sup> ルイス（Lewis, 1969）によって論じられている「慣習（convention）」に従った行為はこれに該当すると言える。

<sup>183</sup> 注意すべきこととして、ここでは行為者が必然的に反個人主義的であるかどうかについてはオープンである。行為者を振舞いの通時的合理性によって特徴づけるならば、わたしたちと大きく異なる能力や性質を備えた生物、あるいは非生物であって、かつ個人主義的な行為者であるようなものが存在することは十分にありえよう（具体例としては、ロボットなどを想定できよう）。但し、現実的にこれまでの歴史において存在してきた行為者（つまり、単独行為者としての生物個体、ないし生物個体から成る集団行為者）のうち、人間やその他の社会性を持つ生物、またそれらによって構成される集団の多くが反個人主

義的なものであろうと考えられる。

## 文献

- Bratman, M. (1999a). Shared cooperative activity. In his *Faces of intention: Selected essays on intention and agency* (pp. 93-108). Cambridge: Cambridge University Press.
- (1999b). Shared Intention. In his *Faces of intention* (pp. 109-129).
- (1999c). Shared Intention and Mutual Obligation. In his *Faces of intention* (pp. 130-141).
- (1999d). I Intend that We *J*. In his *Faces of intention* (pp. 142-161).
- (2009). Shared agency. In C. Mantzavinos (Ed.), *Philosophy of the social sciences: Philosophical theory and scientific practice* (pp. 41-59). Cambridge: Cambridge University Press.
- Clark, H. H., & Marshall, C. R. (1981). Definite reference and mutual knowledge. In A. K. Joshi, B. L. Webber, & I. Sag (Eds.), *Elements of discourse understanding* (pp. 10-63). Cambridge: Cambridge University Press.
- 古田徹也. (2011). 「共同行為」とは何か——ブラットマンの定義の批判的検討を通じて——. 『行為論研究』, 2, 1-35.
- (2012). 「共同行為の成立要件」. 『哲学』, 63, 265-279.
- Gilbert, M. (1989). *On social facts*. London: Routledge.
- (1996a). *Living together: Rationality, sociality, and obligation*. Lanham, MD: Rowman & Littlefield.
- (1996b). Walking together: A paradigmatic social phenomenon. In her *Living together* (pp. 177-194).
- (2000a). What is it for Us to Intend? In her *Sociality and responsibility: New essays in plural subject theory* (pp. 14-36). Lanham, MD: Rowman & Littlefield.
- (2000b). Obligation and joint commitment. In her *Sociality and responsibility* (pp. 50-70).
- (2000c). Reconsidering the “actual contract” theory of political obligation. In her *Sociality and responsibility* (pp. 97-122).
- (2004). Scanlon on promissory obligation: The problem of promisees’ rights. *The Journal of Philosophy*, 101(2), 83-109.
- (2008). Social convention revisited. *Topoi*, 27(1-2), 5-16.
- (2010). Collective action. In T. O'Connor, & C. Sandis (Eds.), *A companion to the philosophy of action* (pp. 67-73). Oxford: Wiley-Blackwell.
- Harman, G. (1977). Review of *linguistic behavior* by Jonathan Bennett. *Language*, 53(2), 417-424.

- Heal, H. (1978). Common knowledge. *The Philosophical Quarterly*, 28(111), 116-131.
- 柏端達也. (2007). 『自己欺瞞と自己犠牲——非合理性の哲学入門』. 勁草書房.
- Lee, B. P. H. (2001). Mutual knowledge, background knowledge and shared beliefs: Their roles in establishing common ground. *Journal of Pragmatics*, 33(1), 21-44.
- Lewis, D. (1969). *Convention: A Philosophical Study*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Paternotte, C. (2011). Being realistic about common knowledge: a Lewisian approach. *Synthese*, 183(2), 249-276.
- Perner, J. & Gamham, A. (1988). Conditions for mutuality. *Journal of Semantics*, 6(1), 369-385.
- Pettit, P. (2003). Groups with minds of their own. In F. F. Schmitt (Ed.), *Socializing metaphysics: The nature of social reality* (pp. 167-193). Lanham, MD: Rowman & Littlefield.
- Pettit, P., & Schweikard, D. (2006). Joint actions and group agents. *Philosophy of the Social Sciences*, 36(1), 18-39.
- Roth, A. S. (2003). Practical intersubjectivity. In F. F. Schmitt (Ed.), *Socializing metaphysics* (pp. 65-91).
- (2004). Shared agency and contralateral commitments. *The Philosophical Review*, 113(3), 359-410.
- (2010). Shared Agency. In E. N. Zalta (Ed.), *The Stanford encyclopedia of philosophy* (Spring 2011 ed.). Retrieved from <http://plato.stanford.edu/archives/spr2011/entries/shared-agency/>
- Rubinstein, A. (1989). The electronic mail game: Strategic behavior under “almost common knowledge”. *The American Economic Review*, 79(3), 385-391.
- 坂元勇仁. (2007). 「ジョイフルトーク 5 覚和歌子 | 「見えない力」とつながる瞬間」. 『ハーモニー』, 37 (141), 5-12.
- Schiffer, S. R. (1972). *Meaning*. Oxford: Oxford University Press.
- Schweikard, D. P. (2008). Limiting reductionism in the theory of collective action. In H. B. Schmid, K. Schulte-Ostermann, & N. Psarros (Eds.), *Concepts of sharedness: Essays on collective intentionality* (pp. 89-117). Heusenstamm: ontos.
- Searle, J. R. (1990). Collective intentions and actions. In P. R. Cohen, J. L. Morgan, & M. E. Pollack (Eds.), *Intentions in communication* (pp. 401-415). Cambridge, MA: MIT Press.
- 塩野直之. (2008). 「自己犠牲は本当に可能か—— 柏端達也著『自己欺瞞と自己犠牲』を読む——」. 『福井県立大学論集』, 30, 61-78.
- Sperber, D. & Wilson, D. (1986/1995). *Relevance: Communication and Cognition*. (2<sup>nd</sup> ed.). Oxford: Blackwell. 邦訳, D. スペルベル, D. ウイルソン (内田聖二・中達俊明・宋南先・田中圭子訳) 『関連性理論—伝達と認知— (第2版)』, 研究社, 1999.
- 筒井晴香. (2014). 「集団はいつ行為者となるか——P. プティットの議論に見る集団行為者性の関係的性格——」. 『行為論研究』, 3, 85-111.
- 戸田山和久. (2012). 「集団心に形而上学的問題はない、あるのは方法論的問題だけだ」. 唐沢かおり, 戸田山和久 (編), 『心と社会を科学する』 (pp. 117-139). 東京大学出版会.

- Tollefsen, D. P. (2002). Collective intentionality and the social sciences. *Philosophy of the Social Sciences*, 32(1), 25-50.
- (2004). Collective intentionality. In J. Fieser, & B. Dowden (Eds.), *The internet encyclopedia of philosophy*. Retrieved from <http://www.iep.utm.edu/coll-int/>
- Tuomela, R. (2005). We-intentions revisited. *Philosophical Studies*, 125(3), 327-369.
- Walker, M. A. (1991). *Common knowledge: A survey* (Technical Report (CIS) No. MS-CIS-91-14). Retrieved from University of Pennsylvania, Department of Computer and Information Science website: [http://repository.upenn.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1502&context=cis\\_reports](http://repository.upenn.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1502&context=cis_reports)

※本研究は JSPS 科研費（特別研究員奨励費 23・4571）の助成を受けたものです。